史跡 山陰道（野坂峠越・徳城峠越）
整備基本計画

令和４年(2022)３月

津和野町教育委員会

～目次～

第１章　序論 ---------- 1
第１節　計画策定の経緯と目的 …… 1
１　計画策定の経緯 …… 1
２　計画策定の目的 …… 1
第２節　計画の対象とする区域 …… 2
第３節　計画期間 …… 6
第４節　委員会の設置・経緯 …… 6
１　委員会の設置 …… 6
２　委員会の経緯 …… 8
第５節　他の計画との関係 …… 9
１　上位計画・関連計画と本計画との関係 …… 9
２　史跡山陰道（野坂峠越・徳城峠越）保存管理計画（2011 年３月） …… 10

第２章　山陰道を取り巻く環境 ---------- 13
第１節　位置と交通条件 …… 13
１　津和野町の位置と交通条件 …… 13
２　山陰道の位置 …… 14
第２節　自然的環境 …… 15
１　地形 …… 15
２　気象 …… 16
３　動物 …… 16
第３節　歴史的環境 …… 17
１　津和野町の歴史概況 …… 17
２　津和野町の指定等文化財 …… 30
第４節　社会的環境 …… 34
１　人口 …… 34
２　人口の見通し …… 35
３　入込観光客数 …… 36
４　山陰道の保存・活用の取組状況 …… 38

第３章　山陰道の概要と整備課題 ---------- 43
第１節　史跡の概要と本質的価値 …… 43
１　指定の状況 …… 43
２　山陰道の現状 …… 49
３　史跡の本質的価値と構成要素 …… 75
第２節　山陰道の整備課題 …… 77
１　主として保存のための整備課題 …… 77
２　主として活用のための整備課題 …… 78

第４章　整備の基本的な考え方 ---------- 81
第１節　整備の基本理念と目標 ····· 81
１　整備の基本理念 ····· 81
２　整備の目標 ····· 81
第２節　整備の基本方針 ····· 83
１　整備目標１に基づく基本方針 ····· 84
２　整備目標２に基づく基本方針 ····· 85
３　整備目標３に基づく基本方針 ····· 87

第５章　整備基本計画 ---------- 89
第１節　全体及び区域別計画 ····· 89
１　全体計画 ····· 89
２　区域別計画 ····· 91
第２節　調査計画 ····· 100
１　必要な調査等 ····· 100
２　調査等の内容・実施 ····· 100
第３節　遺構整備計画 ····· 102
１　野坂峠越 ····· 102
２　徳城峠越 ····· 113
第４節　動線整備計画 ····· 114
１　野坂峠越 ····· 114
２　徳城峠越 ····· 115
第５節　樹林整備・修景・景観形成計画 ····· 120
１　野坂峠越 ····· 120
２　徳城峠越 ····· 121
第６節　防災・環境基盤整備計画 ····· 122
１　野坂峠越 ····· 122
２　徳城峠越 ····· 133
第７節　保存施設整備計画 ····· 134
１　野坂峠越 ····· 134
２　徳城峠越 ····· 135
第８節　案内・解説施設整備計画 ····· 137
１　野坂峠越 ····· 137
２　徳城峠越 ····· 139
３　ガイダンス･情報提供（発信）機能 ····· 143
第９節　管理・便益施設整備計画 ····· 144
１　野坂峠越 ····· 144
２　徳城峠越 ····· 147
第 10 節　周遊ネットワーク形成計画 ····· 151
１　周辺地域及び町域における地域資源活用のネットワークづくり ····· 151
２　町域を越えた広域的なネットワークづくり ····· 152

第６章　公開・活用及び管理運営計画 ---------- 153
第１節　公開・活用計画 …… 153
１　公開・活用の基本的な考え方 …… 153
２　公開・活用の具体的な取組 …… 153
第２節　管理運営計画 …… 156
１　管理運営の基本的な考え方 …… 156
２　管理運営の具体的な取組 …… 156

第７章　事業計画---------- 158
第１節　事業時期の考え方 …… 158
第２節　整備プログラム …… 160
１　全体プログラム …… 160
２　前期事業期間の主要な整備事業プログラム（事業計画） …… 165
第３節　計画の推進 …… 167
１　計画の推進に向けた協力・連携～体制（態勢）づくり～ …… 167
２　施策・事業の実施への対応～事業費等の確保と効果的な取組展開 …… 168

第１章　序論

第１節　計画策定の経緯と目的

１　計画策定の経緯

山陰道は、律令によって定められた古代の行政区画を意味するものであり、また、そこを貫く官道のことも意味した。この古代の山陰道は、京（藤原京・平城京・平安京）から石見国府に至る主要な街道の一つであった。それから西に向けては、津和野を通らずに日本海沿岸部を経由して、山陽道につながる陰陽連絡路があった。

中世においては、津和野に吉見氏が城を築くことにより、現在の益田市から津和野町畑迫に入り、中世の城下町を経て野坂峠を越え長門・周防に至るルートも山陰道と考えられるようになった。

近世における山陰道は、ほぼルートが把握されており、京の丹波口（又は三条大橋）を起点に西に向かい但馬へ入り、因幡、伯耆、出雲、石見、長門を経て、周防の小郡宿に至る。途中、石見国では津和野を経由するが、中世のルートとは異なり、徳城峠を越えて南北に貫き、城下町（現在に引き継がれている近世城下町）を通り、野坂峠を越えて長門・周防に至っていた。

この近世山陰道は、各所で遺構が確認されており、これらのうち鳥取県岩美郡岩美町の蒲生峠越については、江戸時代、山陰地方の国々を結び、人の物資の往来の動脈として機能した街道の遺跡であり、わが国近世の交通の歴史を知る上で貴重であることから、平成 17 年(2005) 3 月に「山陰道蒲生峠越」として史跡に指定された。

津和野町における近世山陰道については、昭和 59 年(1984)に旧日原町が徳城峠越を町指定文化財（史跡）に指定し、保存管理及び活用を図ってきた。一方、野坂峠越については、平成 14 年(2002)、県道柿木・津和野停車場線整備に伴い試掘調査を実施し、その結果として、江戸期の石畳、基礎石敷き、石垣、側溝などの存在が明らかになり、当時の道路土木技術が残されていることなどから、歴史的・文化的価値が極めて高いと判断された。

こうした経緯から山陰道野坂峠越（以下「野坂峠越」という。）と同・徳城峠越（以下「徳城峠越」という。）は、平成 21 年(2009) 2 月に「山陰道蒲生峠越・徳城峠越・野坂峠越」として、史跡に追加指定された。

そして、この史跡を適切に保存し、確実に後世に伝えていくために『史跡山陰道（野坂峠越・徳城峠越）保存管理計画書』を、平成 23 年(2011) 3 月に津和野町教育委員会が策定した。さらに、令和 3 年(2021) 7 月に作成した「津和野町文化財保存活用地域計画」においては、措置として「山陰道の整備・活用」を位置づけ、重点プロジェクトとして山陰道を中心とした「歴史の道整備・活用プロジェクト」を設定している。

２　計画策定の目的

山陰道を確実に保存し、有効に活用するためには、史跡の保存・活用と関連づけながら、整備の面からも具体の施策・事業の展開が求められる。

このため、整備に関する具体的な取組内容や手順などを明らかにする整備基本計画を策定し、基本設計・実施設計につなぎ、史跡の整備や公開・活用及び管理運営を行う必要がある。

こうしたことから本計画は「史跡山陰道保存管理計画」及び「津和野町文化財保存活

用地域計画」等を踏まえ、山陰道の保存・活用のための整備に関する指針、内容を明らかにし、史跡の整備（事業）とその後の利活用、管理運営につなぐものである。

第２節　計画の対象とする区域

本計画の対象とする区域を、次のように設定する。

なお、史跡の保存に関しては、下記に示す主たる計画対象区域において取組の方向性・方法などを明らかにする。一方、活用を検討する範囲は、主たる計画対象区域やその周辺（関連する計画対象区域）とともに、より広い範囲で文化財等のネットワークについて検討する。

■主たる計画対象区域（史跡指定地）

本計画の主たる計画対象区域は史跡指定地である。

□関連する計画対象区域（史跡指定地外）

史跡指定地と一体となって、環境の保全や整備を図る区域を関連する計画対象区域とし、次のように設定する。

○史跡指定地と一体となって山陰道に関する遺構等（推定を含む）を含む区域（遺構・石造物及びその周辺）

○史跡指定地と一体的な環境・景観を構成する隣接地

・樹木やその枝葉などが山陰道の遺構や利用（通行）に直接的に影響する範囲

・山陰道の保存のための土留め（盛土）、雨水対策等を行う可能性のある範囲

・その他、道路・擁壁等の整備において山陰道の景観に配慮する必要のある範囲

○山陰道の隣接地で土砂災害などの対策を行う必要のある区域

○山陰道の利活用に関わるアクセス動線や便益施設等の整備を検討する区域

○町内の史跡指定地外の山陰道（一部、沿道を含む：案内表示板等の整備に関係）

また、計画の策定においては、史跡指定地や関連する計画対象区域を取り巻く環境（森林等）、眺望景観、及び町内において山陰道と連携して活用を目指す施設や場所、文化財等を考慮した。さらに、公開・活用等においては、山陰道を軸として、町域を越えた自治体や地域間の連携、文化財等のネットワークづくりなどを検討した。

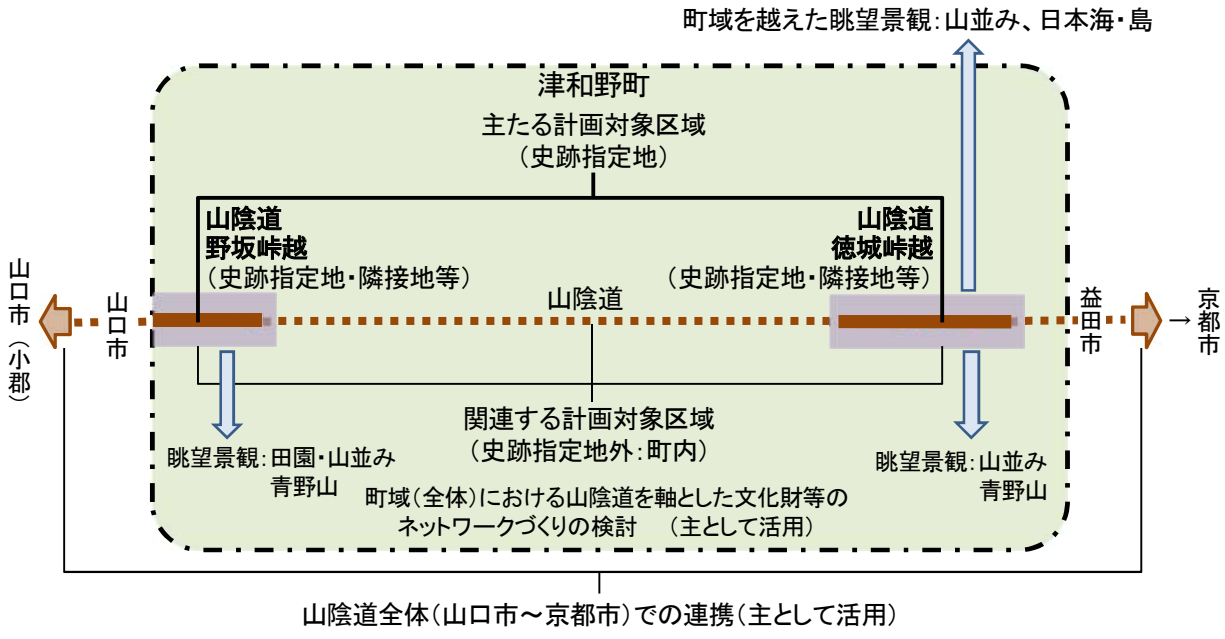

図 1-1　計画の対象とする区域の構成（概念図）

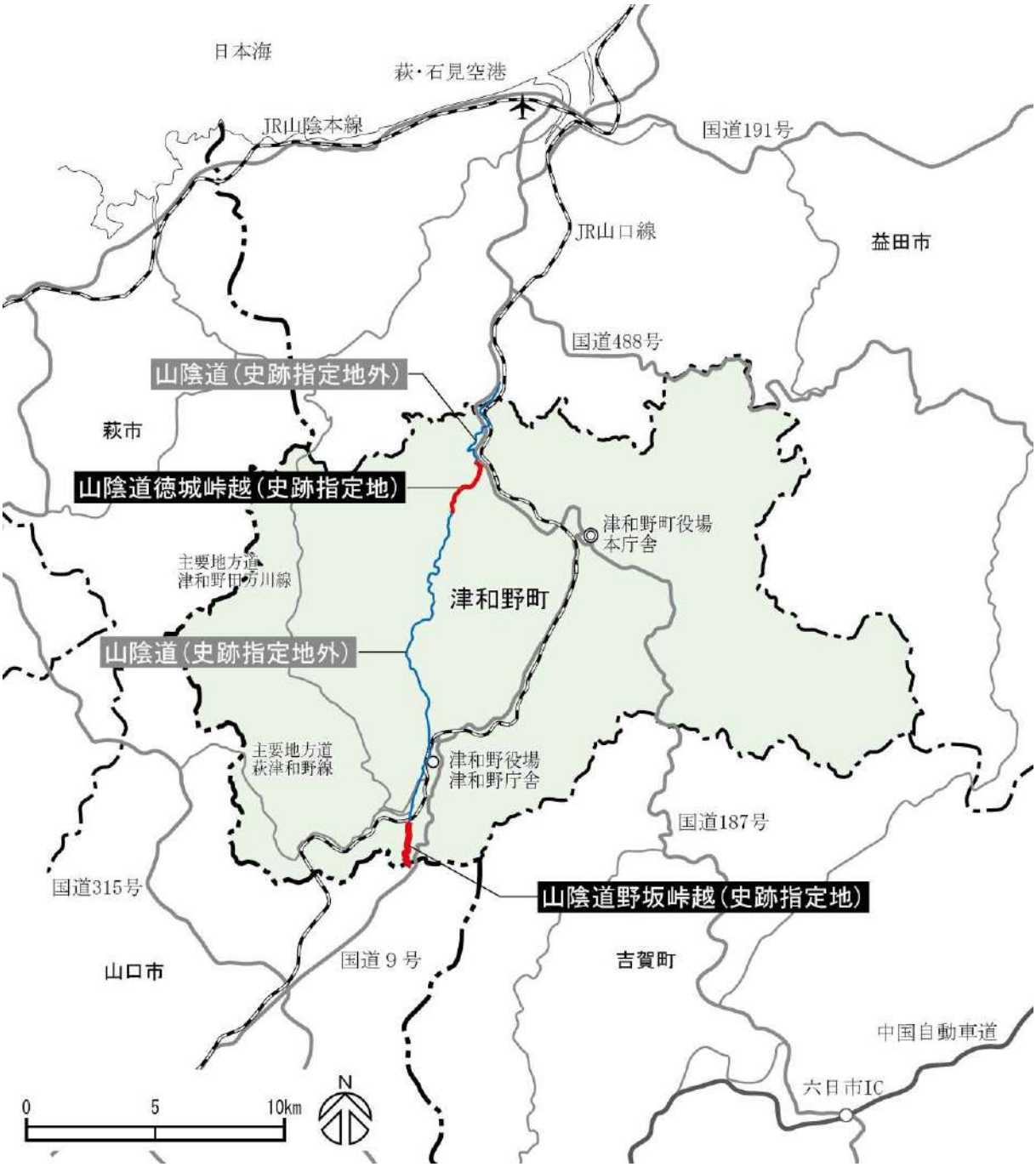

図 1-2　計画の対象とする区域位置図

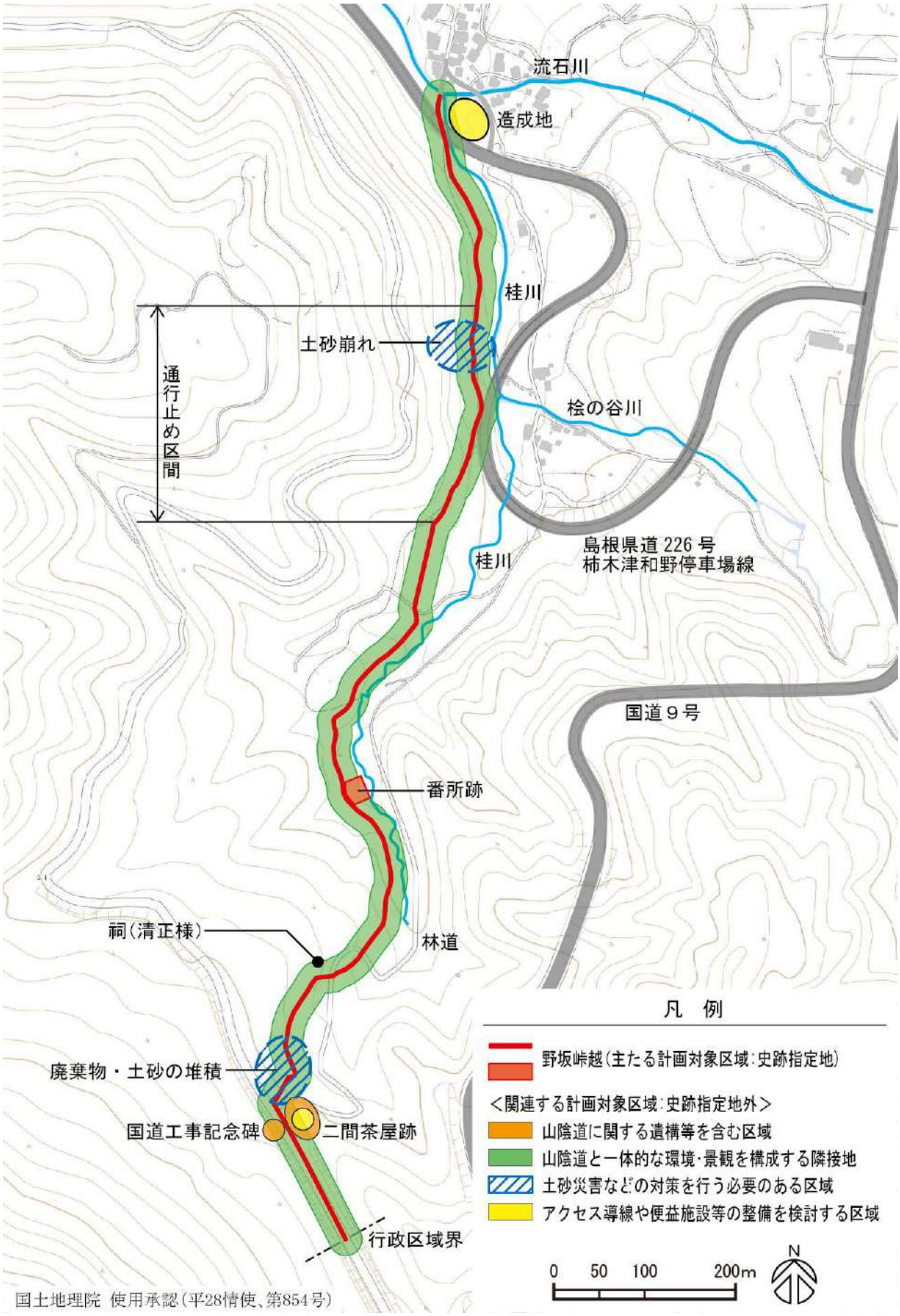

図 1-3　計画の対象とする区域（野坂峠越）



図 1-4　計画の対象とする区域（徳城峠越）

第３節　計画期間

本計画の計画期間（整備期間）は、令和６年度(2024)から令和 15 年度(2033)の 10 か年とする。

第４節　委員会の設置・経緯

１　委員会の設置

本計画の策定においては、「史跡山陰道（野坂峠越・徳城峠越）整備検討委員会」を設置し、そこでの協議・意見を踏まえながら、令和３年度(2021)に策定する。

史跡山陰道整備検討委員会　委員名簿　（敬称略）

氏　名	役職	所　属	備　考
小野　健吉	委員長	元和歌山大学教授 大阪観光大学教授	令和２年度 令和３年度
松島　　弘	副委員長	津和野町文化財保護審議会会長	
岸本　　覚		鳥取大学教授	
渡辺　一雄		元梅光学院大学教授	
池田　和哉		津和野町観光協会会長	
竹内　保章		柳自治会長	
坂本　勝義		門林自治会長	令和２年度
森川　　勇		門林自治会長	令和３年度

指導・助言

氏　名	所　属	備　考
市原　富士夫	文化庁文化資源活用課整備部門文化財調査官	令和２年度
岩井　浩介	文化庁文化資源活用課整備部門（記念物）文化財調査官	令和３年度
仁木　　聡	島根県教育庁文化財課企画員	令和２年度
田原　淳史	島根県教育庁文化財課企画幹	令和３年度

＜津和野町教育委員会＞

世良　清美（教育長）（令和４年２月 28 日まで）
庵野　敏人（教育長職務代理者）（令和４年３月１日から３月 31 日まで）
齋藤　道夫（教育次長）
宮田　健一（教育次長補佐兼文化財係長）
伊藤　悟郎（係長(兼務)）
小杉紗友美（主任学芸員（令和２年度）、係長（令和３年度））
宮下　　浩（主任技師）
河良　純平（主任主事）
渡辺　　聡（嘱託職員（令和２年度）、会計年度任用職員（令和３年度））
山本　　遥（嘱託職員（令和２年度）、会計年度任用職員（令和３年度））

【史跡山陰道（野坂峠越・徳城峠越）整備検討委員会設置要綱】

津和野町教育委員会告示第 12 号

史跡山陰道（野坂峠越・徳城峠越）整備検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　史跡山陰道（野坂峠越・徳城峠越）（以下「山陰道」という。）の整備に関し必要な事項を検討するため、史跡山陰道（野坂峠越・徳城峠越）整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、山陰道の整備・活用のあり方について必要事項を検討し、計画の策定を行う。

２　計画策定の対象とする場所は、島根県鹿足郡津和野町地内とする。

（組織）

第３条　委員会は、委員８名以内をもって組織し、学識経験者、地域代表者等を津和野町教育委員会が委嘱する。

（役員等）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。

（任期）

第５条　委員の任期は、委嘱の日から２年とする。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が召集する。

２　委員長は、必要に応じて学識経験者、行政関係者にオブザーバーとして出席を求め、意見を聞くことができる。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

（事務局および庶務）

第７条　委員会の事務局は、津和野町教育委員会に置き、庶務は事務局において処理する。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、公布の日から施行する。

２　第５条の規定にかかわらず、この要綱の施行後、最初の任期は令和４年３月 31 日までとする。

２　委員会の経緯

本計画を策定するにあたっては、次のように史跡山陰道（野坂峠越・徳城峠越）整備検討委員会を４回開催した。

■第１回山陰道（野坂峠越・徳城峠越）整備整備検討委員会

日　時：令和２年(2020)11 月 20 日（金）　14 時 15 分～17 時

場　所：津和野町役場津和野庁舎　大会議室

＜内容＞

○委員長・副委員長の選任

○史跡山陰道整備基本計画の構成

○史跡山陰道整備基本計画・第１章～第５章第１節（素案）

○その他事務連絡等

■第２回山陰道（野坂峠越・徳城峠越）整備検討委員会

日　時：令和３年(2021) ２月 26 日（金）　14 時 15 分～17 時 30 分

場　所：津和野藩校養老館 剣術教場

＜内容＞

○史跡山陰道整備基本計画・第１章～第５章第１節（案）

○史跡山陰道整備基本計画・第５章第２節～第９節（素案）

○その他事務連絡等

■第３回山陰道（野坂峠越・徳城峠越）整備検討委員会

日　時：令和３年(2021)12 月 13 日（月）10 時 10 分～12 時 20 分

場　所：津和野町役場津和野庁舎　大会議室

＜内容＞

○史跡山陰道整備基本計画・第１章～第５章（案）

○史跡山陰道整備基本計画・第６章・第７章（素案）

○その他事務連絡等

■第４回山陰道（野坂峠越・徳城峠越）整備検討委員会

日　時：令和４年(2022)　２月７日（月）10 時～11 時 30 分

場　所：津和野町役場津和野庁舎　大会議室

※オンライン開催

＜内容＞

○史跡山陰道整備基本計画・第１章～第７章（案）

○その他事務連絡等

第５節　他の計画との関係

１　上位計画・関連計画と本計画との関係

本計画は、津和野町の最も根本となる上位計画である第２次津和野町総合振興計画と第２期まち・ひと・しごと創生 津和野町総合戦略、教育・文化部門の上位計画である津和野町教育ビジョンと津和野町文化財保存活用地域計画、及び史跡山陰道保存管理計画を踏まえるとともに、関連計画と整合・調整を図った。また、島根県文化財保存活用大綱（令和２年度策定）を勘案して策定した。

特に史跡山陰道保存管理計画に基づき、整備の具体化を方向づけるとともに、整備と関連する公開・活用、管理・運営の具体的な取組などを明らかにした。

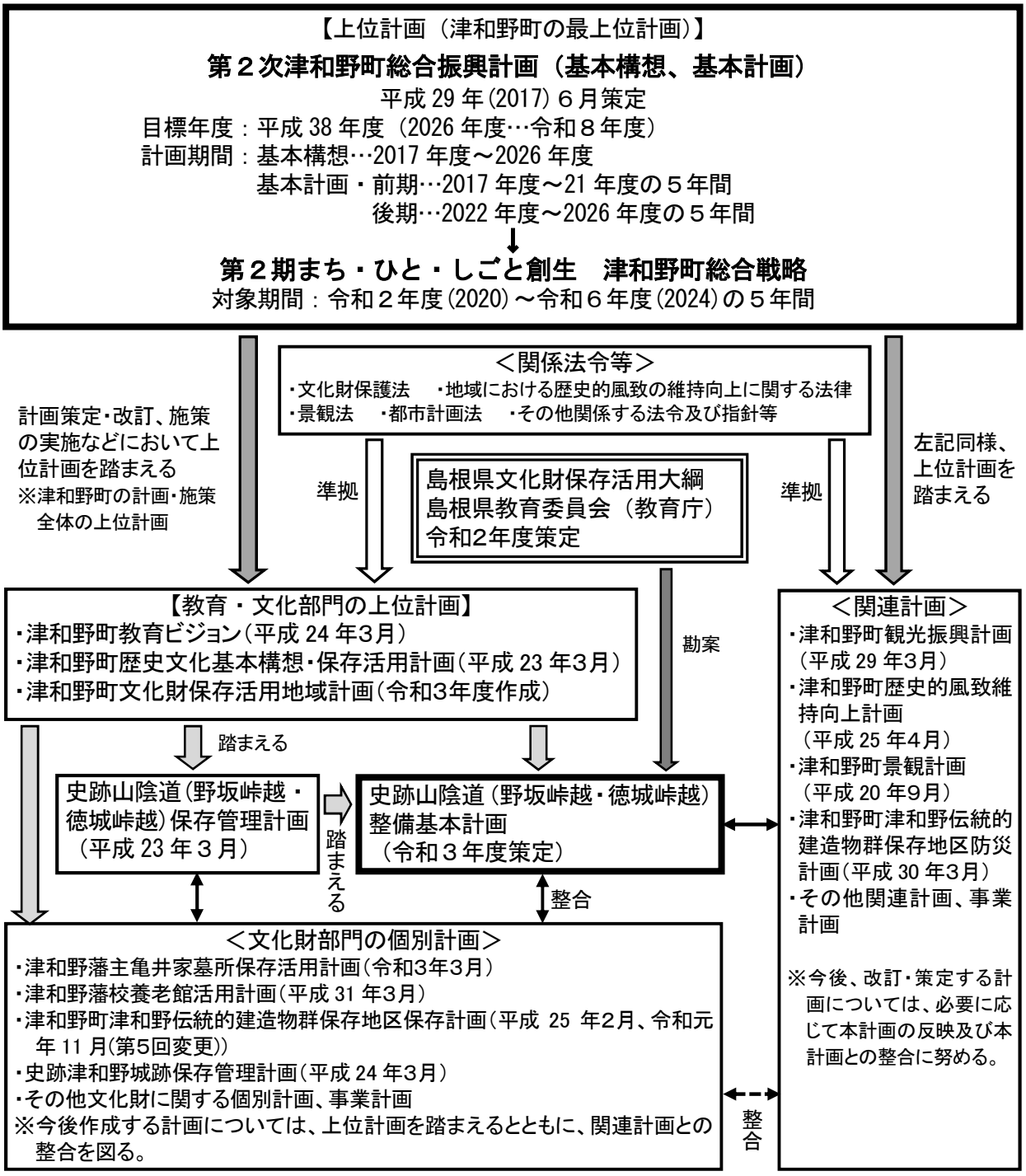

図 1-5　計画の位置づけ（上位計画、関連計画等との関係）

２　史跡山陰道（野坂峠越・徳城峠越）保存管理計画（2011 年３月）

史跡山陰道（野坂峠越・徳城峠越）保存管理計画は、野坂峠越・徳城峠越の史跡指定に伴い、その適切な保存管理及び整備・活用の基本的な方針を定めるものであり、平成23 年(2011) ３月に津和野町教育委員会が策定した。

この計画は、次の７章で構成し、最後に参考資料（策定の経緯と体制、関係法令等）を付けている。

第１章　はじめに
第２章　津和野町の概要
第３章　史跡山陰道の概要と周辺環境
第４章　保存管理
第５章　整備方針
第６章　活用方針
第７章　管理・運営と今後の課題と方針

これら全体を踏まえながら、本計画を策定することになるが、特に「第５章　整備方針」は、本計画の基本的な考え方や整備内容（整備基本計画）に直接関係することになる。

＜「第５章　整備方針」の要旨＞

「第５章　整備方針」では３つの整備方針及びそれに対応する整備方策を設定し、具体的な整備内容の方針を明らかにしている。

■山陰道の整備方針と方策

整備方針	整備方策
山陰道が持つ価値の継承（保存のための整備）	・崩落箇所の整備 ・柿木津和野停車場線整備に関連する景観配慮 ・不法投棄廃棄物の撤去 ・山陰道の当時の使われ方を考慮した遺構の整備 ・説明用サイン整備
来訪者の便益性確保・満足度向上と安全性の確保（活用のための整備）	・案内サイン整備 ・駐車場、休憩所整備 ・番所跡や峠茶屋の復元 ・路面・斜面・橋の整備による安全確保
さらなる価値と魅力の向上	・山陰道全体の解明に向けた調査継続

具体的な整備内容に関しては、野坂峠越と徳城峠越それぞれについて「説明用サイン設置位置（案)」と「利便性確保・満足度向上・安全確保についての関連整備予定地」の図を作成している。このうち後者について掲載する。

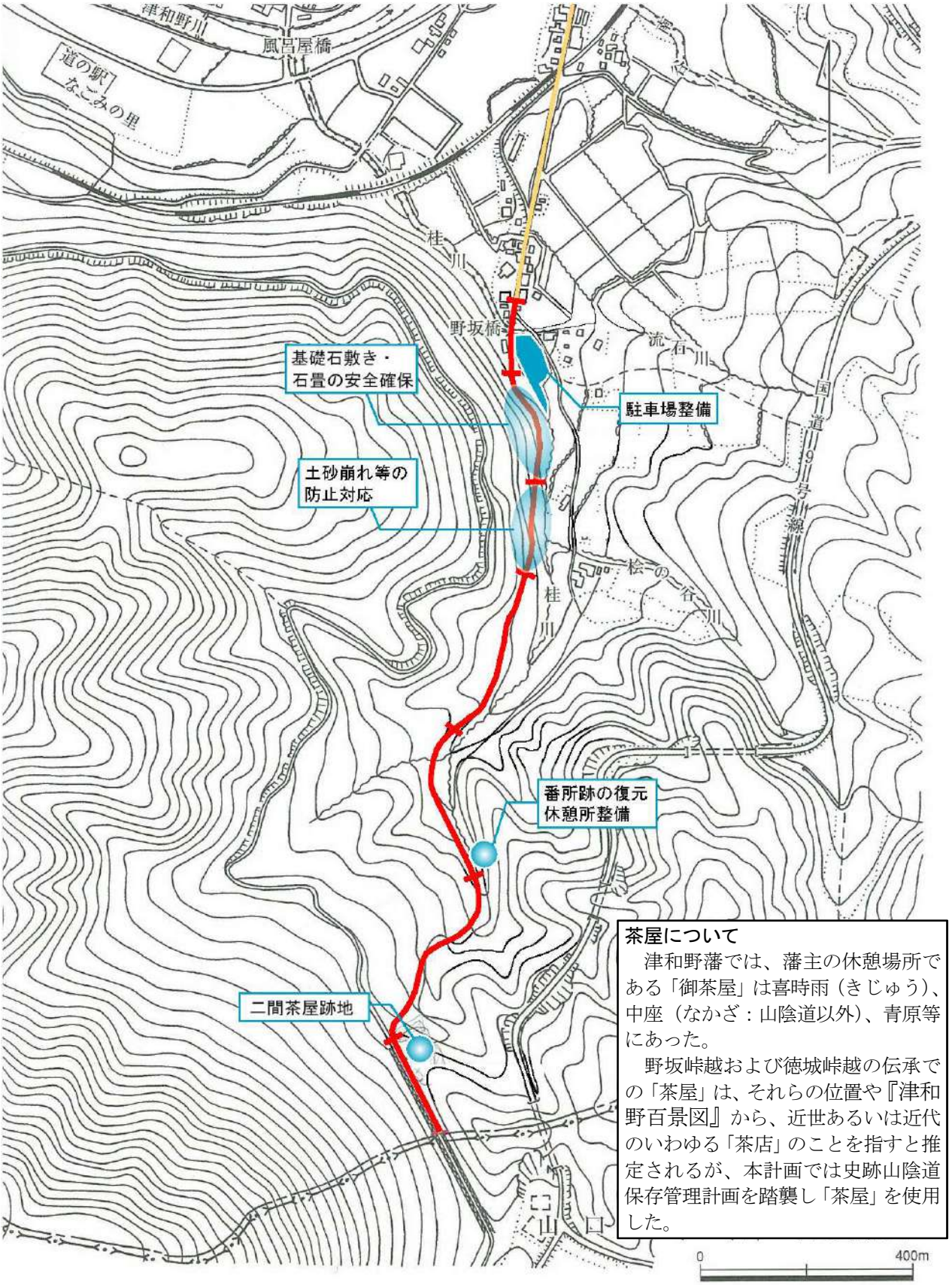

出典：史跡山陰道（野坂峠越・徳城峠越）保存管理計画
※一部修正

図 1-6　野坂峠越「来訪者の便益性確保・満足度向上・安全確保」関連整備予定地

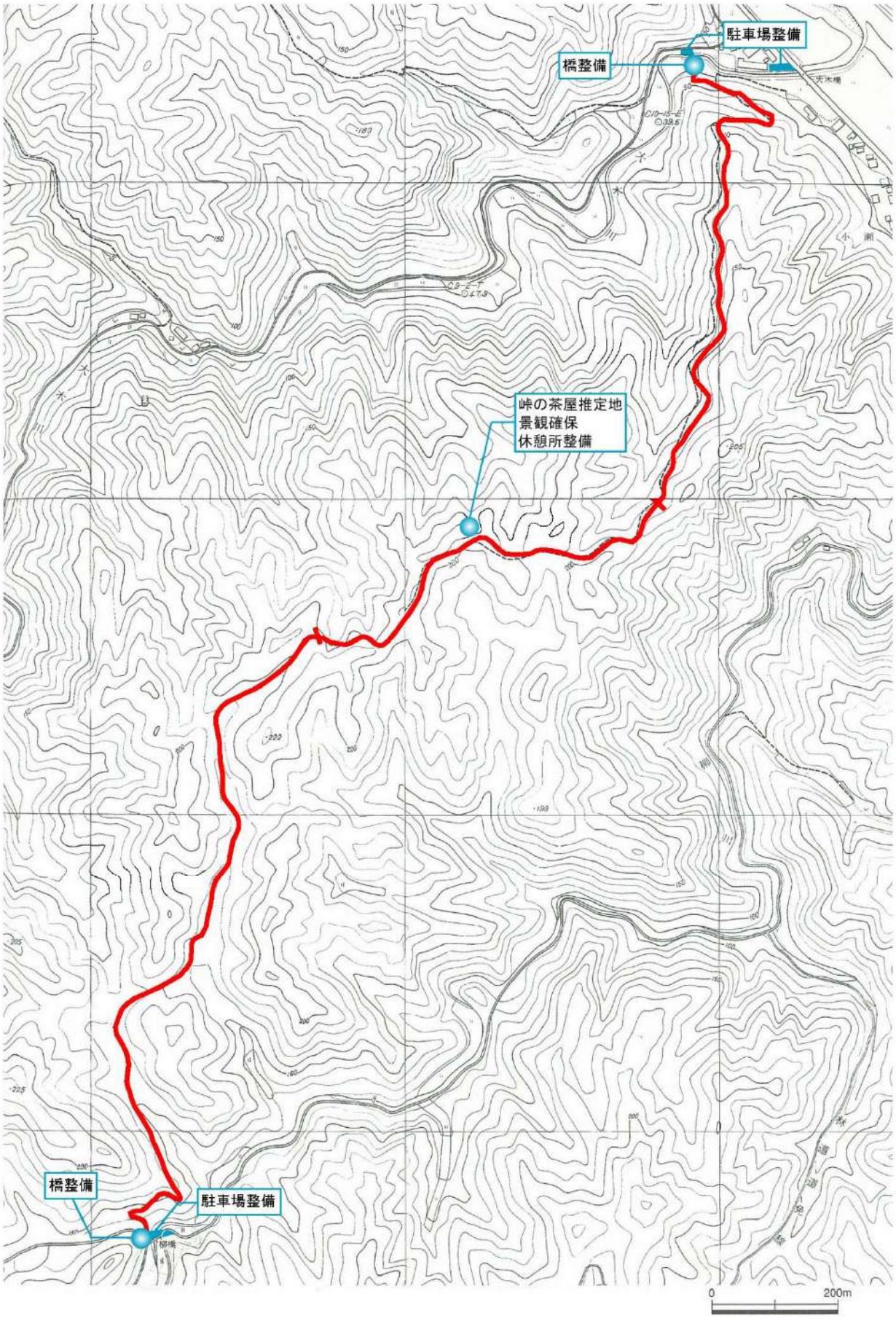

出典：史跡山陰道（野坂峠越・徳城峠越）保存管理計画
※一部修正

図 1-7　徳城峠越「来訪者の便益性確保・満足度向上・安全確保」関連整備予定地

第２章　山陰道を取り巻く環境

第１節　位置と交通条件

１　津和野町の位置と交通条件

津和野町は、島根県の最西端に位置し、町域の面積は 307.09 ㎢で、北及び東側は益田市、南側は吉賀町、北西側は山口県萩市、南西側は山口市に接している。

主要都市との位置関係を距離（道路）でみると、島根県の県庁所在地・松江市からは約 190 ㎞、広島市からは約 130 ㎞、山口市からは約 60 ㎞の距離にある。

広域的な交通条件をみると、国道９号（京都市～山口市）及び 187 号（津和野町～岩国市）、主要地方道津和野田万川線、主要地方道萩津和野線などが走っている。

また、ＪＲ山口線が通り、北から東青原、青原、日原、青野山、津和野の各駅がある。さらに、南の吉賀町にある中国自動車道・六日市ＩＣが約 30㎞、北の益田市にある萩・石見空港が約 25 ㎞の距離に立地している。

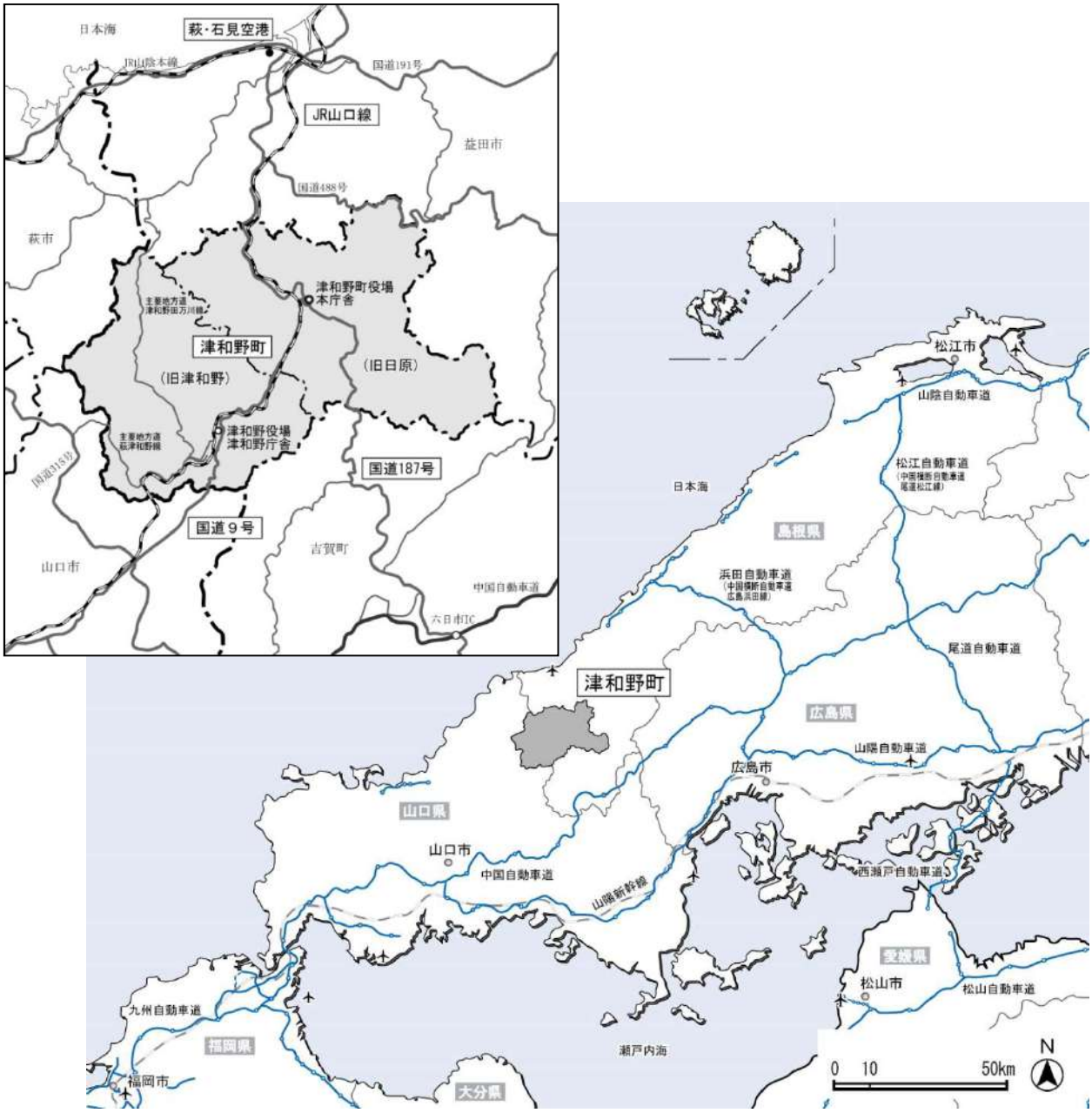

図 2-1　津和野町の位置

2　山陰道の位置

津和野町における山陰道は、町域の南北を縦断する形で通り抜け、北は益田市、南は山口市に延びている。

また、本町における山陰道のルートは、一部推定区間があるものの、ほぼ全ルートが把握されている。そのうち史跡となっているのは、南側の山口県（山口市）との県境に接する野坂峠越（1,364m）と北側の徳城峠越（3,065m）の２箇所である。

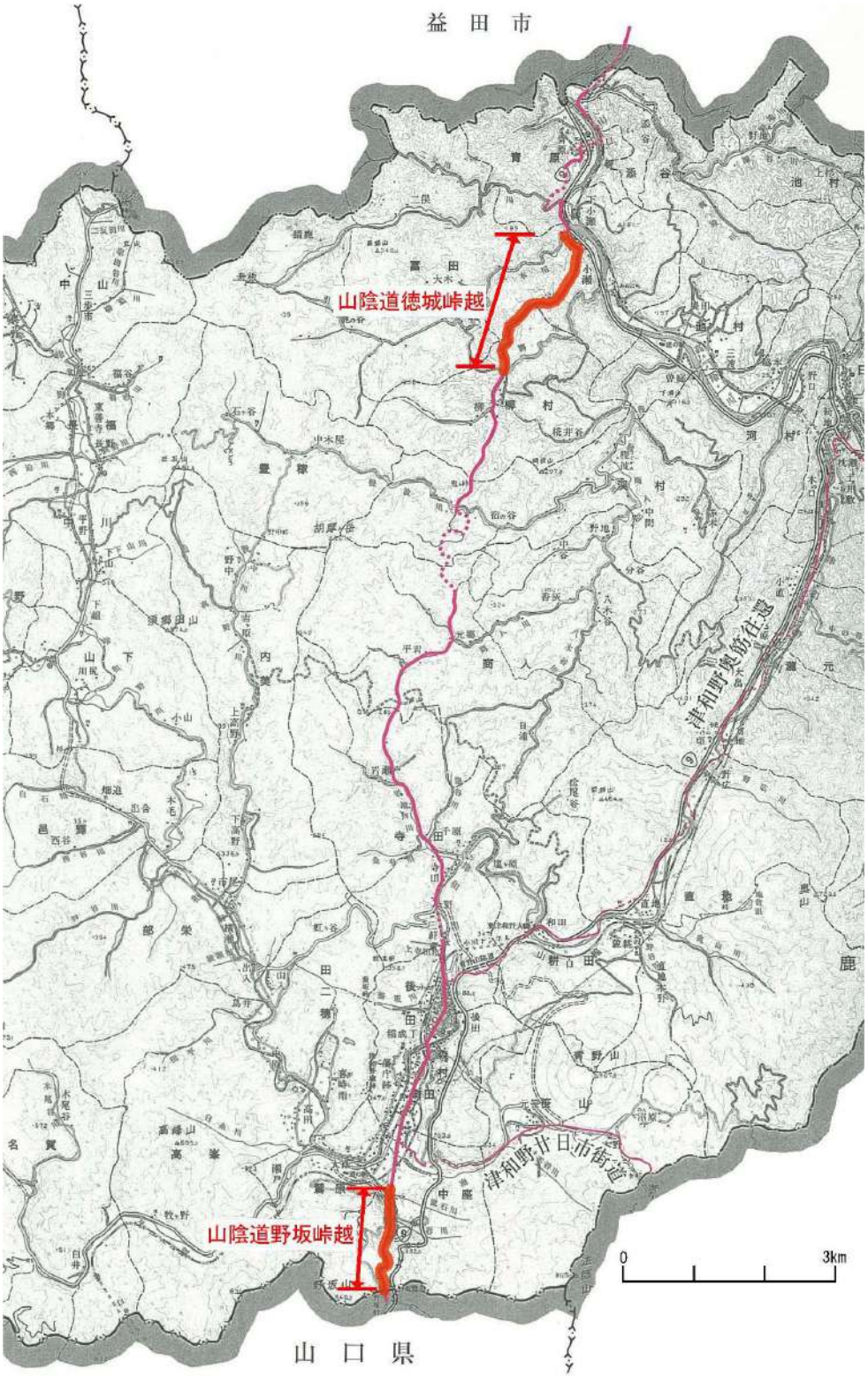

図 2-2　山陰道の位置

第２節　自然的環境

１　地形

津和野町は、中国山地の北面に位置し、山地部を中心とした中で、高津川※1やその支流に沿って数多くの小規模な平地が形づくられ、典型的な中山間地域となっている。

町域の南東側には、安蔵寺山（1,263m）をはじめ、燕岳（1,079m）、香仙原（1,056m）といった千メートル級の山々がそびえ、一部高津川などでとぎれるものの、そこから緩やかに下る形で、町域の南・東側を中心に稜線が連なる。また、町域の南西部には青野山火山群の山々が点在しており、その主峰である青野山（908m）はランドマークにもなっている。

地質的な特徴としては、本町は近畿から中国地方にかけて帯状に広がる「舞鶴帯※2」の最西端に位置し、日本最古となる 25 億年前の「花崗片麻岩」が見つかっている。

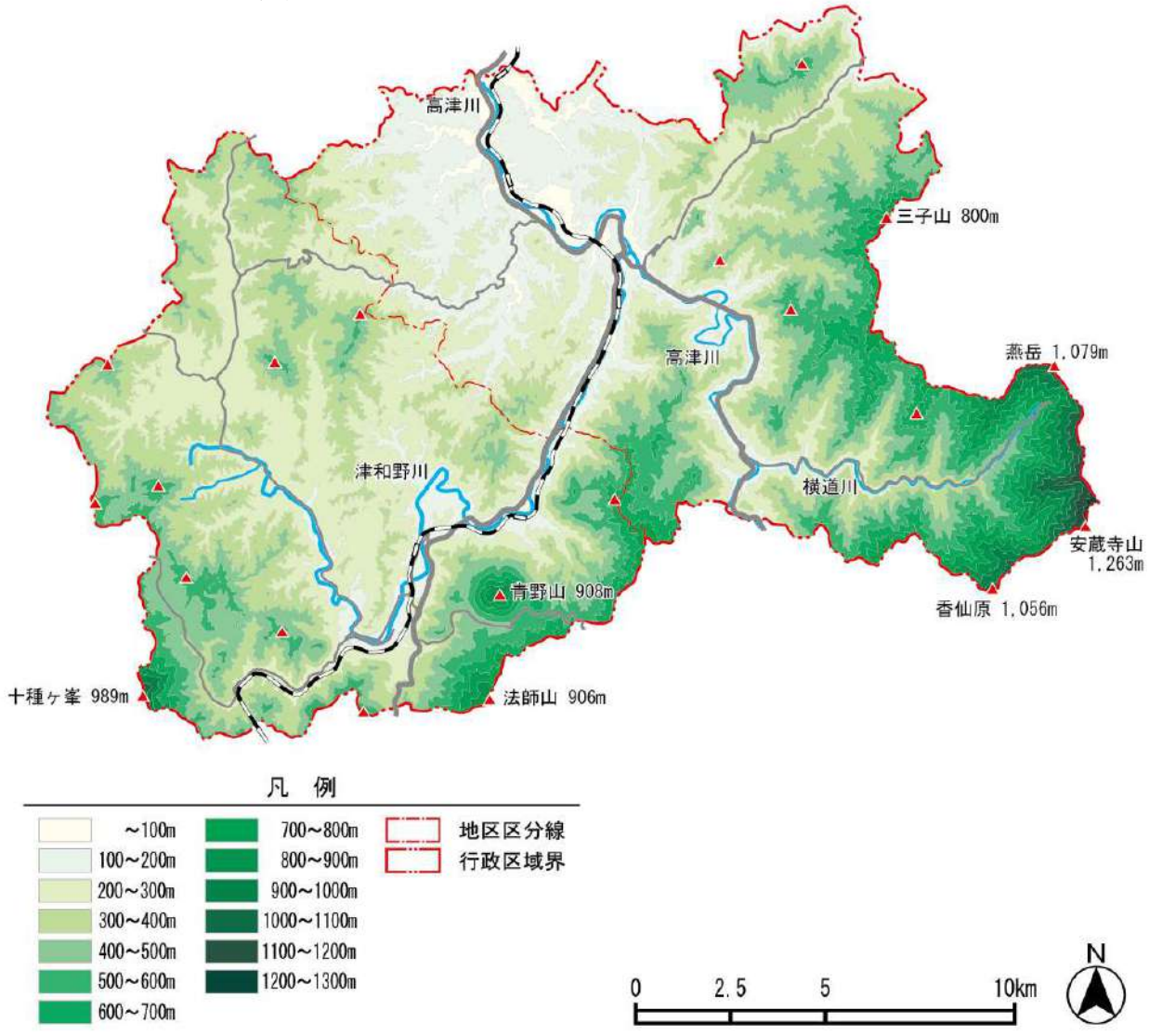

図 2-3　津和野町の地形

※1 高津川

島根県西部を流れる一級河川高津川水系の河川で、延長約 81㎞。一級河川で唯一ダムがない（砂防ダムを除く）。日本有数の水質を誇り、平成 18 年(2006)と平成 19 年(2007)、平成 22 年(2010)～平成 25 年(2023)、及び令和元年(2019)に一級河川の水質日本一（国土交通省水質調査「全国一級河川の水質現況の公表」）となる。

※2 舞鶴帯

日本の地体構造区分上、西南日本内帯における区分名の一つ。京都府北部の舞鶴市付近から西南西に延びて津和野町付近に至る幅約 20㎞、長さ約 200㎞ の地帯。津和野町では、25 億年前に形成された花崗岩が、18.3 億年前に変成作用で花崗片麻岩となった岩石が発見された。

2　気象

津和野町の気候は、石見地方の日本海沿岸地域と中国山地の稜線部地域との中間的な気候（気温、年間降水量等）であり、日本海沿岸地域よりも気温が低く、年間降水量が多く、冬期には中国山地の稜線部地域ほどではないものの降雪があり、晴天の日が限定されている。また、津和野町をはじめ高津川流域の内陸部では、昼夜の温度差が大きく、たびたび朝霧が発生している。

年間平均降水量の平年値は 1,908.3 ㎜（1991～2020 年の平均）となり、瀬戸内や太平洋側と比べて多い。

気温は、沿岸部と中国山地の稜線（県境）付近などとの中間的な値になっており、年間平均気温の平年値は 14.3℃（1991～2020 年の平均）となっている。

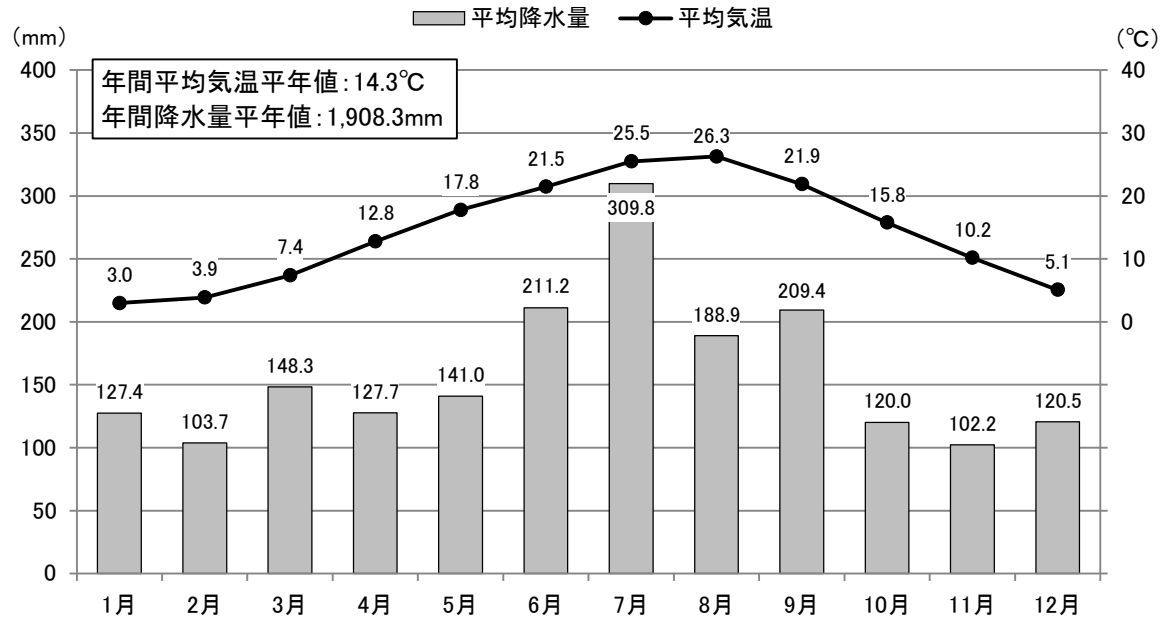

資料：気象庁・気象データ（津和野）　1991～2020 年平均

図 2-4　津和野町の気象

3　動物

史跡指定地やその周辺には、イノシシ等が生息し、隣接する農地ではイノシシ対策の電気柵が設置されている。

また、町内ではツキノワグマの目撃情報があり、令和２年(2020)10 月には名賀（なよし）において人的被害が発生している。

シカについては、町内での被害の報告はないが、島根県の「第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画」では、本町も中山間地域として第二種特定鳥獣の管理が行われるべき地域となっている。



野坂峠越と農地。街道と農地との間には電気柵が設置されている

第３節　歴史的環境

１　津和野町の歴史概況

（１）原始・古代

津和野町においては、これまでの発掘調査等によって多くの遺跡が確認され、そのうち最も古いのは後期旧石器時代の可能性がある石器が出土している喜時雨遺跡である。

縄文時代の遺跡としては、早期の山崎遺跡をはじめ、後晩期を中心とした高田遺跡や大蔭遺跡などがある。これらのうち、山崎遺跡からは縄文時代早期の土器・石器、高田遺跡からは縄文時代後晩期の土器・石器や管玉、大蔭遺跡からは縄文時代後晩期の住居跡や土器・石器が、それぞれ出土している。


大蔭遺跡（縄文時代の住居跡）

弥生時代の遺跡としては、横瀬遺跡、高田遺跡、大蔭遺跡などがあり、そのうち高田遺跡、大蔭遺跡は縄文時代から継続した時代の遺跡である。

古墳時代の遺跡としては、狐尾遺跡、中原遺跡などが確認されている。また、古墳としては、鍛冶原古墳群、社地脇古墳の２箇所が確認されているのみである。そのため、古墳時代については分からない点が多く、今後、調査・研究が求められる。


高田遺跡出土遺物（縄文時代）


高田遺跡出土遺物（縄文時代）

大化２年(646)に発布された詔による一連の改革（大化の改新）によって行政機構が整備され、大宝元年(701)の大宝律令制定により古代国家は完成をみた。この時期、国郡里(のち郷)制により、津和野地方(旧津和野町、旧日原町)の開発も進み、「能濃郷」となった。承和 10 年(843)、吉賀郷とともに美濃郡より独立し、石見国鹿足(『延喜式』に記す鹿足、『和名類聚鈔』では鹿足、加之阿之)郡「能濃郷」となった。

奈良・平安時代の遺跡としては、大蔭遺跡、大婦け遺跡、野広遺跡、直地遺跡などがある。この時代についても古墳時代と同様に確認されている遺跡は少ないが、町の西側の木部地区にある大婦け遺跡からは、腰帯金具の銅銙、木簡、墨書土器が出土していることから、この時代の官衙であったと推定される。


大婦け遺跡（奈良・平安時代）

（２）中世

■吉見時代(1282～1600 14 代 319 年)

中世の初めの津和野地方には、すでに地頭代を務める左兵衛尉がいたが、本格的に

開けたのは、元の再々来襲が予測され、山陰沿岸防備のため関東武士の吉見頼行が能登より当地に下り木曽野に館をかまえた弘安５年(1282)以降のことである。

吉見氏は、永仁３年(1295)に津和野霊亀山(367m)の南方の尾根を削平して、中荒城を築き、これをさらに拡張して霊亀山頂を本丸とし、２代頼直の代まで約 30 年をかけて一本松城(のちの三本松城、津和野城)を完成させた。


津和野城跡の堀切（中世山城）

吉見氏 11 代吉見正頼は、中国地方の有力守護大名大内義隆の姉であった大宮姫を正室として迎えた。義隆は家老陶晴賢の謀叛により自死し、義兄の吉見正頼は陶氏に三本松城を攻められた。これが天文の役である。城山の全山 88 箇所に掘られた竪堀・堀切の空壕と名将の指揮により、正頼は 104 日間の籠城に耐え最終的に講和した。


津和野弥栄神社の鷺舞（重要無形民俗文化財）

重要無形民俗文化財に指定され、令和４年（2022）12 月「風流」としてユネスコ無形文化遺産登録見通しである、弥栄神社の疫病除けの祭りである「鷺舞」は、祇園会に奉納される舞楽で夏の津和野町の風物詩でもあり、正頼の時代に始まったものである。

この時代（16 世紀）の津和野城の大手は城の西側の喜時雨にあったと伝えられ、その一帯には吉見氏の居館や中世城下町も存在していたものと推定される。その後、16 世紀末には、大手、居館、城下町がそれぞれ東側に移っていったと考えられる。



図 2-5　歴史概況に関わる主要な文化財と地名

このような吉見氏の時代も、17 世紀を迎えるにあたって終わりを告げた。慶長５年(1600)、西軍の総大将であった毛利氏の重臣吉見氏は関ヶ原の戦いに敗れ、毛利氏とともに萩へ退転した。吉見氏の治世は 14 代、319 年間に及んだ。

（３）近世

■関ヶ原の戦いの直後

領地は一時幕府の直轄地として大森銀山奉行の支配を受けた。直接、津和野城及び城下を預かったのは、吉見氏の遺臣で土着した堀平吉であった。この後、幕府は津和野地方のうち日原・中木屋・石ヶ谷・十王堂・畑ヶ迫の五か所村(間歩口村)を直轄地とし、大森銀山領の代官の支配下においた。幕末(嘉永４年(1851))以降、代官所は鉱山師の堀藤十郎を五か所取締役とした。


津和野城跡（史跡）

■坂崎時代(1601～1616　1 代 16 年)

慶長６年(1601)10 月頃、坂崎出羽守成正(直盛)が備前富山城主から３万石の津和野城(三本松城)主として入城した。坂崎氏は、城の出丸として織部丸を石垣で築いた。城の土居を石垣に変え、城の強化を図ったのであった。城下町の整備にも力を尽し、大火の多い町中に防火用水のための側溝を掘りめぐらした。

成正は元和元年(1615)、大坂夏の陣で城を落ちのびる途中の豊臣秀頼の正室千姫を実父であった徳川家康の陣まで護送した。家康より千姫再嫁の仲介を頼まれたが、千姫は拒否し、間もなく本多忠刻への再嫁が決まった。面目をつぶされた成正は、千姫の輿を奪わんとして江戸の屋敷に籠もったが、幕府大目付で親友の柳生宗矩の諫めにより自死した。坂崎の治政はわずか 16 年間であったが、名主に澄川与助を抜擢し、豊後より楮苗５万本を購入して移植させた。苗の活着の成果はすぐには成就をみなかったが、次の代の津和野藩の経済を支える基礎をつくった功労者となった。


図 2-6　石見国津和野城下絵図（正保年間）

坂崎氏は、津和野藩へお預けとなっていた元横手城主(出羽国仙北)の小野寺遠江守義道に養女を与えるなど、企画家であるとともに温情の人でもあった。町では50年毎に墓のある曹洞宗永明寺で法会を営んでいる。最近では平成 17 年(2005)に行われた。

■亀井時代(1617～1871　11 代 255 年)

この後、元和３年(1617)に新たに因州鹿野(鳥取市鹿野町)城主であった亀井氏２代政矩が津和野町４万３千石の城主として入城した。さらに坂崎氏が築いた城や城下を整備した。亀井氏初代新十郎茲矩は鹿野に没したが、山陰地方を拠点として九州の諸大

名に互して東南アジアとの朱印船貿易に活躍した。領内の河川治水などの土木工事及び鉱山開発において名を残している。津和野藩の行財政は、津和野亀井氏初代政矩（1590～1619）（治世３年）、２代 茲政（1617～1680）（治世 62 年）、３代 茲親（1669～1731）（治世 51 年）の代のはじめまでに概ね確立した。３代にわたる藩主を執政として補佐したのが、家老多胡真清、その次男の主水真益、三男の主水真武、四男の外記真蔭である。特に真益は領民総動員の開墾事業により青野山麓の急斜地を開墾し、耕して天に至る情景は「主水畑」と呼ばれた。真益は他に沼原の７町３反の干拓事業、高津（津和野藩領、益田市）蟠竜湖の 20 町歩の干拓事業を完遂した。

■石見半紙の生産で 15 万石の収益

津和野藩は、農民の借銀・借米を帳消しにしたほか、製紙業にも力を入れ、坂崎氏が試みた楮苗の植え付けを定着させた。万治元年(1658)には大坂における半紙の売払高が６千 18 丸に上り、奉書紙、杉原紙など文書に用いられる高級紙などその品質の良さから大坂市場では「石 州 半紙(石見半紙)」として評価を高めた。真益の殖産興業の実績は広く全国的に知られ、江戸中期の儒者で現実に即した経世論を説いた太宰春台は、「津和野侯ノ大夫ガ多胡子半紙ヲ造リ、国ヲ富シタルガ如キ、地力ヲ尽セリト云フベキモノナリ」(『経済録』)、「石州ノ津和野侯ハ四万石ノ禄ナルガ板紙ヲ造出シテ、是ヲ占テ売ル故ニ、十五万石ノ禄ニ比ス」(『経済録拾遺』) と記して真益の政策を激賞した。

３代茲親のとき家老多胡真武（主水）が、藩の蓄財を銀 2,400 石 47 貫、米 5,358 石にまで拡大させた。儒学者の荻生徂徠は、その著『政談』において「亀井隠岐守(茲親)ガ家老(真武)ノ料簡ニテ石見ニ木ノ曲リ多キヲ考ヘ、鞍打(鞍作の職人)ヲ招ヨセ、鞍ヲ打セ、夫ヨリ津和野ヨリ鞍出来ル。隠岐守諸方ヘ音信ニモ之ヲ用フ」と述べ、真武が一木一草もおろそかにせず殖産工業に力を尽したことを讃えている。

藩財政の余剰金は幕府の知るところとなったのか、禁裏(御所)の造営を命ぜられたのをはじめ、江戸西郊の中野村にあった犬小屋の普請手伝、勅使などの接待役を勤めることは実に９回にも及び、門番・火防役の公役も含めて津和野藩は出費を強いられた。費用の主なものは、 江戸中野村の犬小屋の建築費用（42,400 両）、 禁裏造営手伝費用（35,840 両 2 分）であった。

「仮名手本忠臣蔵」、「多胡主水伝」、『石見物語』などによると以下のように伝えられている。元禄 11 年(1698)、亀井茲親は伝奏役の勤めの際に、高家吉良上野介より侮蔑的な扱いを受け、吉良を討つと激怒した。この間の事情を察した家老の多胡真蔭は一両日待ってほしいと主君に告げ、絹織物、異国の陶磁器、菓子(源氏巻ともいう)に 500 両の黄金金貨を添えて吉良邸へと赴き、「藩主は田舎育ちで作法もよく存ぜぬため、よろしくお引き回しいただきたい」と伝えた。これにより、翌日以降の上野介の態度は一変し事なきを得た。

■藩校「養老館」創設


藩校養老館

８代亀井矩賢のとき藩校創設が決せられ、天明５年(1785)に大坂より山口剛斎(本名は景徳、号は剛斎)が学頭として招聘された。剛斎は闇斎学派の朱子学者で、書・禅・神道・兵学にも通じていた。彼の交友関係には、性理学(哲学)に通じた久米訂斎、国学にも通じた寛政の三博士のひとりである柴野栗山、儒学・国学・神道に通じた服部南郭らがいた。このような学者の影響の下で、万学に通じた剛斎の視野の広い学風は形成され、その後の藩校の校風に少なからず影響を与えた。矩賢は孟子の梁恵王上に因んで藩校の校名を「養老館」とし、翌天明６年(1786)に津和野城下の中島北端に校舎を建てた。

養老館で教える儒学は官学の朱子学が中心であった。数学教育にも特色があり、藩士の堀田仁助は後に幕府天文方に属し、伊能忠敬に先じて北海道全道の基本地図を作成した。津和野藩の家塾で門下生に数学測量術を教授した。その門下の木村俊左衛門は、藩校の数学・測量術の教授となり、桑本才次郎を育てた。才次郎は養老館数学科の教授となり、自著の養老館出版『尖円豁通』(微積分)をテキストとして教鞭をとった。『尖円豁通』の付録には、パリ大学の懸賞問題と同じ問題が７年も早く掲載されていた。

■藩政改革を進め、新政府の神祇行政に尽力


亀井茲監公

11 代亀井茲監は養老館の改革を行い、嘉永２年(1849)に国学者岡熊臣を国学教授に抜擢し、国学科を養老館の中心教学とするとともに藩校の学則も制定させた。学則には「道は、天皇の天下を治め給う大道にして開闢以来地に堕ちず」と定め、法でも英雄でもなく神武以来の皇統に日本の国家権力の正統性をもたせた。茲監は、欧米列強のアジア植民地化・半植民地化の波が日本に押し寄せているおりから、日本の民族の近代化と結束の理論を国学と伝統的権威である神権的天皇制に求めた。同年、西洋医学科も設置し、『西学入門』(吉木蘭斉教授著、養老館出版)、ベルリン大学のフーフェランドの『内治全書』を用いるなど、医学を志す藩外の留学生も受け入れた。

茲監は、欧米列強の日本進出の脅威を前に、民族の結集をもとめ、朝廷・幕府へ意見書を上申した。特に茲監は情報網を強化し、３日にあけず全国各地から飛脚・早馬によって１通の全長が５mにも及ぶ報告書を送らせた。長州征討(1864-1866)のおりには、内乱は避けるべしとして情報分析を確実に行ったほか、藩主の強いリーダーシップと国学者福羽美静らの外交交渉により、ついに一発の弾丸も撃たれることなく戦火が避けられた。

なお、「王政復古」の大号令は、養老館国学教授に復帰していた大国隆正の理論『神祇官本義』をもとに、隆正の門下生の玉松操が草稿を書いたものである。明治初年の政

体・２官８省のうち、神祇官副知事(次官)には藩主の亀井茲監、神祇官判事には国学者の福羽美静が、書記には加部巖夫がそれぞれ就任し、神祇官の中枢を津和野藩が占めた。

■銅山やたたら製鉄等の産業と暮らし

江戸時代には、銅鉱山を有する畑迫地区や日原地区などは幕領となり、幕府直轄地として銅が生産され、多くの人々がその一帯で働き、暮らしていた。特に笹ヶ谷銅山の鉱山師であった堀氏は、近世以降、畑ヶ迫村（現、津和野町邑輝）に居住したと伝えられ、近世から近代にかけて、邸宅や庭園を整備し、鉱山労働者等の福利厚生・教育などに地域経営的な視点を持って取り組んでいた。

また、青原庄屋であった原田氏は、高津川流域における豊富な水と森林資源（薪炭材）を利用して、近代製鉄が導入されるまでたたら製鉄を行っていた。特に左鐙地区で盛んに行われており、多くのたたら場の跡が残されている。

■津和野藩領と街道・往還道

近世における津和野藩領は、現在の津和野町・吉賀町のほぼ全域に加え、益田市・浜田市・邑南町域内にも存在した。また、津和野藩領に囲まれる形で幕府領（天領）が日原及び畑迫などに存在した。

これら領内を通る主要な道としては、日本海沿岸部と山口方面をつなぐ山陰道、中国山地の藩領をつなぐ津和野奥筋往還、中国山地を越え瀬戸内海沿岸部へとつながる津和野廿日市街道があり、人・物・情報の交流によって、歴史・文化を培ってきた。

・山陰道

山陰道は、律令によって定められたわが国古代の行政区画を意味するとともに、そこを貫く官道のことも意味した。官道山陰道は、京（藤原京・平城京・平安京）を発し、丹波・丹後・但馬・因幡・伯耆・出雲を通り、石見国府に到達した。そこから先も道はあり、現在の山陽小野田市の厚狭で山陽道につながっており、当初津和野町は通過していなかったと考えられる。

中世に入り津和野に吉見氏が城を築き、周防山口に大内氏が拠るようになると、益田からそれらの地に向かうのが山陰道と考えられるようになった。そのため、津和野町を通過するようになったが、現在とは異なり、益田市美濃地町から畑迫地区に入り、中世の城下町を通過し、野坂峠を越えて長門・周防へと続く。

近世に入ると、中世の道とは異なるルートを通るようになった。津和野町内では、青原・柳・宿谷・商人・千原・寺田・後田・森村・町田・中座を通って、野坂峠から長州藩に入る。このルートは天領である日原・笹ヶ谷を避けるため、青原から千原までの間に徳城峠・鬼ヶ峠・樫実峠などの険しい難所を越えなければならなかった。また、港のある高津に通じる街道として整備したといわれている。津和野町郷土館が所蔵する「正保国絵図」（正保２年（1645））には太い線で描かれ、一里塚も整備されていたことが分かる。

津和野城下より北東側にある徳城峠は、元和３年(1617)に新たに津和野藩主となった亀井氏が因州鹿野より入封した際に通過したルートであったことが推定され、始祖である亀井茲矩墓の周回忌の代参などでも通過したと考えられる。また、津和野藩主が藩領内の高津にある柿本神社に参詣する際にも通過した道でもある。

津和野城下より南西側にある野坂峠は、慶応２年(1866)の第２次長州征討において津和野藩の存亡をかけた重要な場所であった。長州藩は野坂峠まで進軍し、津和野城下には幕府の軍目付が入場していたので、対処次第では城下の上手（野坂峠）から攻撃を受

け焦土と化す危機に立たされた。その際、国境である野坂峠において津和野藩は長州藩と交渉し、軍目付に危害を加えないという条件で軍目付を長州藩に引き渡し、難を逃れた。また、後に文豪と呼ばれた森鷗外（林太郎）が、明治５年（1872）に 10 歳で上京した際に通過した道でもある。

この他、17 年間（1800～1816）をかけて日本全国を測量して『大日本沿海輿地全図』を完成させた伊能忠敬（1745-1818）も、文化３年(1806)の第 7 次測量において野坂峠を越えて津和野に入り、徳城峠を通過している。

・津和野奥筋往還

津和野奥筋往還は、美濃・那賀・邑智三郡の津和野領の飛地に通じる往還道であり、津和野城下の北の出入口にあたる鉄砲町には石垣堤・番所が設置され、警備の任に当たる足軽が配されていた。

奥筋往還は、要所で山陰道や石見安芸道・廿日市街道に接続しているとはいえ、他領藩主の参勤交代などの通行はなかった。津和野藩主の巡在がしばしば行われた他は、大森銀山代官の通行であった。

銀山代官の通行は、代替わり毎に管轄の天領を巡察するか、たまたま九州方面の幕府直轄領に転勤するなどのためであった。しかし日原地方には、笹ヶ谷銅山あるいは田畑新開の検分という名目でしばしば通行があった。ただ判然した通行記録は（畑迫銅山師堀家蔵資料）天明期（1781～）以降である。

天領は日原・中木屋・石ケ谷・十王堂・畑迫と津和野領に囲まれた飛地であるため、代官は必然的に津和野領を出たり入ったりしなければならなかった。すなわちその道筋は、大森から都茂まで来て、益田より山陰道を経て日原か、都茂から原村に入る奥筋往還の二道があった。

・津和野廿日市街道

石見の有力国人領主である吉見氏や益田氏の元を度々訪れていた、廿日市（広島県廿日市市）の商人糸賀氏の石見往来は、江戸時代の津和野廿日市街道の前提となる交通路が、戦国時代既に存在し、石見西部は中国山地を越えて廿日市との経済的な関係を深めていたことを示す。

地形図（国土地理院発行）上で、津和野と廿日市を結ぶ直線の長さは約 53.4km であり、街道は概ね最短線を狙いながら走る。

参勤交代街道を主要道路として､各地所に通じる脇往還ができていた｡道は今と違い、川端の低いところはなるべく避けて、山を越しても近いところを選んで通った。

津和野廿日市街道は、津和野藩主の参勤交代の江戸往来路であるばかりか、津和野藩の、米よりも「紙」を重要視することに至った、紙専売仕方の実施によって、大阪市場へ回送する主要路ともなった意義は大きい。

津和野藩主である亀井家は、江戸時代に大名の重要な勤めであった参勤交代などの往来に際して、津和野街道を東上して廿日市に宿泊し、ここから海路をとって室津（兵庫県たつの市御津町）へ上陸していた。

この廿日市の中継居留地が津和野藩御船屋敷で、桜尾城跡の西側一帯に設けられていた。

元和６年（1620）､広島藩との合意のもとに東西 50 間（約 900m）､南北 36 間（約 650m）の「船着ノ蔵屋敷」が設けられたが、この時はまだ宿泊施設が整っておらず、寛永８年（1631）頃に船屋敷として整備された。

船屋敷には御殿を始め船蔵・土蔵・定詰長屋などの諸施設が立てられ、元文元年(1736)頃には津和野藩の関船・小早船・荷船など併せて 23 隻が係留されていた。この中には御紙船も含まれており、吉賀地方で産出されていた石州和紙搬出の中継地としても、船屋敷は重要な役割を果たしていた。



図 2-7　正保国絵図に示された山陰道（城下町一帯）

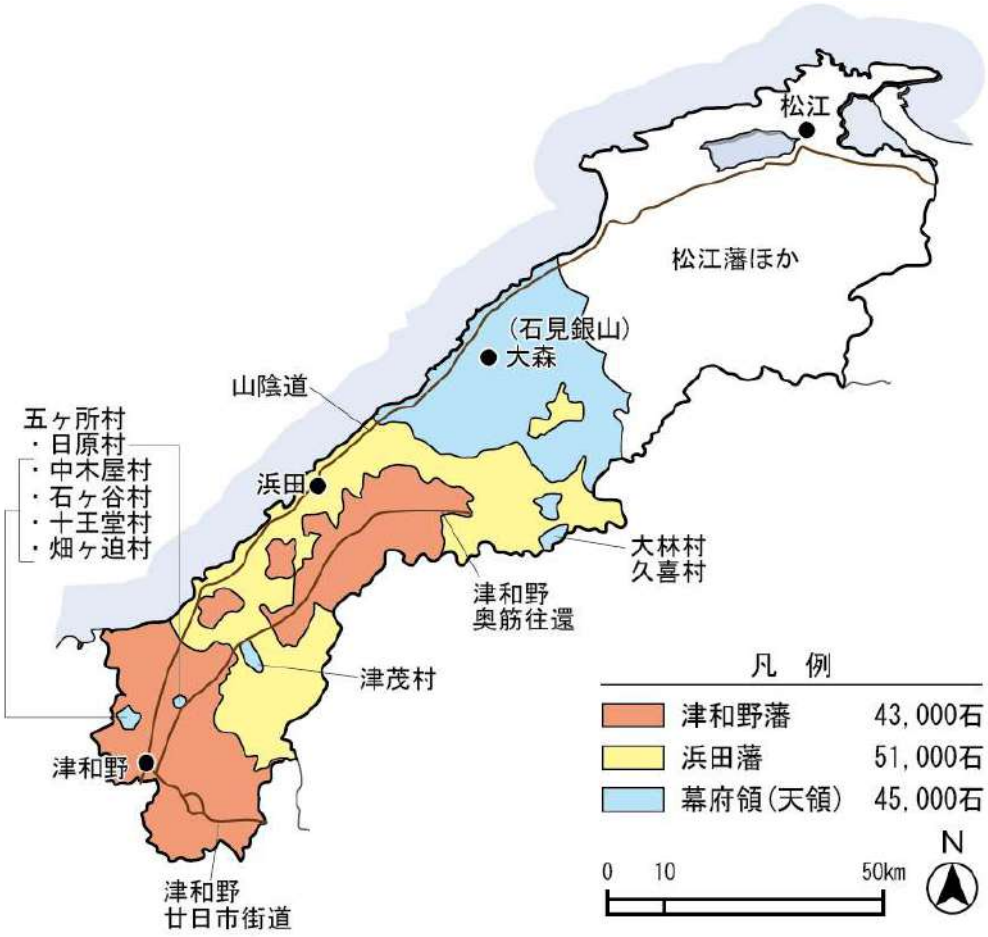

※「津和野藩ものがたり」（山陰中央新報社）の図を参考に作図

図 2-8　津和野藩領と街道・往還道

（4）近現代

■宗教行政の中枢に津和野藩

明治新政府は、津和野藩出身の人々を中心に、神道国教化政策を推進し、徳川幕府に継いでキリシタンを禁令とした。その背景にはキリスト教が孤児の収容や施薬院の設置など信仰とともに民衆の心をつかむ一方、キリスト教国が強力な軍事力により植民地化をはかるなどアヘン戦争と同じ撤を踏むことを恐れたという理由もあった。


乙女峠マリア記念堂

明治元年(1868)から同２年にかけ、長崎浦上のキリスト教徒は検挙され、名古屋以西の 10 万石以上の諸藩へ配流となった。４万３千石の津和野藩は、例外的に配流になる藩の対象となった。高松・松山その他の各藩が 100 名以下の配流人数であったのに対して、津和野藩は 153 名の配流となった。津和野藩主や津和野藩の国学者らが神祇官の中枢を占め、神道国教化の推進的立場にあったからである。

津和野藩に送られるキリスト教信者は、長崎から船で廿日市の津和野藩御船屋敷へ到着し、そこから津和野廿日市街道を通り津和野に向かった。改宗の強要に伴う拷問により、37 名もの殉教者を出した場所である旧光琳寺跡には「乙女峠マリア記念堂」が建ち、今日では国際的に著名な場所になっており、殉教者の列聖列福運動が進んでいる。

明治天皇即位式は、政府から任命された津和野藩主の亀井茲監や藩の国学者らが、それまでの中国風の様式を廃し、日本の古典を考証して制定した純日本式の新式にて挙行された。

■斯界の先哲を輩出

養老館儒学科教官であった西周は「永の暇」をもらい、やがてオランダへと留学した。帰国後には、国際法「万国公法」の翻訳に携わったほか、将軍徳川慶喜のブレーンとして「議題草案」を執筆し、二院制の確立を答申した。維新後、西周は沼津兵学校(徳川家兵学校)頭取(校長)となり、やがて新政府と徳川家の命により兵部省に出仕、軍人のモラルの確立や軍事制度・諸規則の制定に携る一方、哲学による万学の統一を説いた『百一新論』『百学連環』などの著書や私塾での講義により西洋哲学を紹介するとともに、独自の近代的哲学体系の確立を試みた。西周は明六社にも所属して機関紙『明六雑誌』に多くの論文を発表し、日本人の精神の近代化を啓発した。このことにより、西周は日本近代哲学の祖とされる。


西周旧居（国史跡）

津和野藩の奨学制度である「貢進生制度」によって大学南校(現・東大理学部)に進んだ養老館出身の小藤文次郎は、日本地質学の祖とされ、彼の地震説と濃尾大地震の根尾谷断層写真は世界の教科書にも紹介された。

平成７年(1995)の阪神・淡路大震災に係る北淡震災記念公園（兵庫県淡路市）では、今日でも小藤の写真とともに根尾谷断層の写真や地震説がパネルにより紹介されている。

同じく養老館に学んだ山辺丈夫は、西周の私塾やイギリスに学んだ後、日本近代化の要請を受けてイギリスに渡り、紡績業を一職工からのたたきあげで学び取った人物である。帰国後には大阪紡績を興し、社長に就任した後には、それまで輸入が７割を占めていた織物製品を逆に７割を輸出するまでに成長させた。そのような業績により、山辺はわが国近代紡績業の父と呼ばれている。

■全国諸藩に先がけ廃藩建議

日本が強大な中央集権国家として対外政策に当ることを目的として、津和野藩は全国諸藩に先がけて廃藩を建議し、浜田県に合併したため、養老館も廃校となった。養老館の出身者には、前記の人物のほか、北海道帝国大学総長高岡熊雄、島根県出身者ではじめて島根県知事となった高岡直吉らがいた。


森鷗外旧宅（国史跡）

文豪森鷗外は養老館最後の在校生で、通学した２年間は学年一番の優等生として賞を得ている。森鷗外は、『キタ・セクスアリス』、『サフラン』、『なかじきり』、『本家・分家』など、10 歳までを過ごした津和野の情景や思い出を作品に多く書き残している。文学博士及び軍医総監として大成したのみならず、近代日本の文豪として名を残した。森鷗外は、津和野奨学会理事長として後進の育成にも尽力した。

■行政の変遷

明治４年(1871) ６月、廃藩により津和野は浜田県に合併された。浜田県では津和野出張所を置き、大野直世・新井宜哉等を官属掛として事務処理にあたらせた。翌明治５年(1872)には県出張所を廃止し、鹿足郡役所を津和野に置いた。後に部区制を敷いた結果、鹿足郡は第五大区となり、明治７年(1874)に養老館跡地に役所が置かれた（現在の津和野町役場津和野庁舎は大正８年(1919)築の郡役所)。その後、郡制は大正 15 年(1926)まで続き、郡役所は郡内１町 11 村の行政指導及び地域開発の拠点として機能した。津和野地区には、明治６年(1873)に警察署が設置されたのをはじめ、その後も明治 21 年(1888)に登記所が、明治 29 年(1896)に第二土木管区員分派所（土木事務所の前身）が、そして明治 35 年(1902)に税務署がそれぞれ設置されるなど、主要な官庁が次々と開設された。


津和野町役場（旧鹿足郡役所）（国登録）

明治７年(1874)には無用となった旧津和野城の建物が解体され、町内の商人に払い下げられた。藩邸の建物の一部は浜田へ移設された。また、藩邸の瓦や板戸についても町民が買い受けるなどして、今日商家などで保存されている。

明治 21 年(1888)には市町村制が公布され、翌明治 22 年(1889) 4 月から実施された。津和野地域においては津和野町・畑迫村・木部村・小川村が誕生し、日原地域においては、日原村・青原村・須川村が誕生した。その後、昭和 10 年(1935)に日原村と須川村は合併し、昭和 21 年(1946)に日原町となった。さらに昭和 29 年(1954)には青原村が日原町に合併し、昭和 30 年(1955)には津和野地域の３村が津和野町に合併し、平成 17 年(2005)には平成の大合併により津和野町と日原町が合併し、現在の津和野町が誕生した。

■教育の発展

明治 41 年(1908) 7 月、旧養老館を利用して郡立の女学校が開校した。大正４年(1915)には新校舎が養老館の敷地内に完成し、大正 11 年(1922)には県立の高等女学校となった。また、大正 14 年(1925)には待望であった県立中学校の建設が着手された。建設費のおよそ 16 万８千円のうち亀井家が６万円、堀家が２万円を支出したほか、町民などからも多額の寄付が寄せられたとされ、教育に対する意識の高さを感じさせる。藩校養老館の廃止後、ようやく津和野町に中等教育を受ける体制が整い、町民は大いに喜んだという。これらの２校は昭和 24 年(1949)4 月に統合し、現在の県立津和野高等学校となっている。

その他の教育文化施設としては、大正 10 年（1921）に津和野町郷土館が藩校養老館御書物蔵を利用して開館しており、国内で最も古い地方の公立博物館であった。

一方で、殿町東側の水路には現在も鯉が泳いでいるが、これは民俗学者宮本常一の提案により、昭和９年(1934)に商家の旦那衆の集まり「花草会」によって放されたものである。津和野幼花園に通う子どもたちを喜ばせようという当時の人々の発想であったが、それが今日の津和野町の観光に大いに寄与している。


殿町の水路の鯉

■交通機関の発達

交通関係では、大正 11 年(1922) 8 月、津和野～徳佐（山口県）間の鉄道敷設工事がようやく完了し、待望の鉄道が津和野町まで開通した。物産共進会や教育品展覧会など様々な祝賀行事が開催され、町民の喜びも非常に大きいものであったと思われる。翌大正 12 年(1923)には津和野～益田間が開通するとともに、山陰本線も益田までが開通した。これによって物資の異動や人々の活動範囲も拡大し、津和野町の生活も大きく変化した。


JR 山口線 SL やまぐち号

自動車等の普及により昭和 35 年(1960)から建設が開始された国道９号のバイパスは、昭和 40 年(1965)に開通した。江戸時代以来、町の中心を通過していた山陰道は県道とな

ったが、バイパスの完成によって津和野町の街並みは保存されてきたといっても過言ではない。

■産業の発展

産業の基盤である金融については、明治 12 年(1879)に石見一円を対象とした国立第五十三銀行が津和野に設立されるなど早くから整備が進んだ。

高津川流域は豊かな森林と水に恵まれ、江戸時代にはたたらの生産や「木地屋(きじや)」と呼ばれる人々による指物・漆器などの生産が盛んであった。明治期になると山林の一部が国有化され、明治 42 年（1909）に枕瀬(まくらせ)地区に開設された広島大林区日原製材所を拠点として、大量の木材が産出されるようになった。

江戸時代から盛んであった和紙の生産については、明治 32 年(1899）に製紙伝習所が設けられ、その技術の向上が図られた。大正５年(1916)には津和野町改良紙購販生組合が設立され、大正 7 年(1918)には現在の石見製紙株式会社が発足した。

また、この地域では昔から養蚕が盛んで農家で生糸の生産が行われていた。明治期に入り、絹工業の発展をめざして機業伝習所が設けられ、技術の向上が図られた。明治 42 年(1909)には津和野町に田中機業株式会社が設立、昭和４年(1929)には日原地区に石西社(せきせいしゃ)が設立され製糸業が本格的に始まった。

農村医療の充実を図ろうと青原産業組合が全国に先駆けて大正８年(1919)に青原組合医院を設立し、昭和６年(1931)には石西利用組合共存病院が設立され、今日の公営の病院へとその意思が引き継がれている。

中世以降続く畑迫地区や日原地区の銅山では、明治期に入り火薬による発掘法がもたらされ、銅の産出量が飛躍的に増加した。さらに洋式の溶鉱炉や蒸気原動力による送風機・捲揚機などの導入により作業の効率化も図られた。明治 25 年(1892)には島根県内でもいち早く発電を行い、工場内だけでなく民家にも配電を行った。大正期に入り第 1 次世界大戦の特需で銅の産出量も増大した。しかし、その後は海外からの銅の輸入も増えて日本の鉱業界は不況となり、笹ヶ谷鉱山を除く鉱山の整理が行われ、笹ヶ谷鉱山も昭和 24 年(1949)には廃山となった。

■高津川流域での生業

津和野町の町域すべてが高津川の水系にあたり、古くから高津川の恵みを受けつつ、ときには洪水等に立ち向かい、人々は暮らしと生業を営んできた。


アユ漁

主な生業は、アユなどの川漁と高津川清流、ワサビ生産、稲作と棚田、木材生産及び狩猟と森の景観、茶畑などがある。川漁についてみると、高津川清流がもたらす環境は、多様な生物を育み、アユ、モクズガニ（別名ツガニ）などは、古くから特産物となっている。特に高津川のアユは、香魚の名にふさわしい香りと味を備え、全国的に名声を得ており、アユ漁も盛んに行われ夏の風物詩でもある。

木材生産についてみると、津和野町（旧日原町）には、かつて日原営林署が置かれ、

多くの就労者が働き、木材を生産してきた。営林署が置かれるだけの森林資源があり、その昔は高津川を利用して木材を下流部に移動させていた。また、豊富な木材を利用して木炭の生産も盛んに行われていた。現在も森林組合をはじめ製材を主とした産業が残っている。


ワサビ田

また、津和野町は古くから茶の産地である。昼と夜の寒暖の差が大きく、朝霧に包まれる環境は上質なチャノキの育成に適している。高津川水系である津和野川沿いの地形を生かして緑茶の茶畑が広がる。特徴的な茶としてカワラケツメイという自生種を茎ごと炒ってつくる「ざら茶（まめ茶）」は、地域の特産品として広く愛飲されている。


茶畑

■観光の振興

昭和 40 年代に入ると国民宿舎「青野山荘」や国民保養センター「つわの荘」が開設され、城山山頂への中国自然歩道やリフトの新設、藩校養老館や西周旧居など歴史文化遺産の修理が行われるなど、観光振興へむけた取組が進められた。

昭和 50 年代に入ると国鉄のキャンペーンやテレビ、雑誌などで津和野の町が紹介され、観光客が年間約 150 万人へと増加した。さらに山口線のＳＬ復活や殿町通りの整備など、今日の観光の基礎が築かれた。

平成に入ると、津和野川の津和野大橋周辺の河川工事や殿町通りから本町通りにかけての道路の美装化（石畳）や道の駅の建設などの大規模事業が行われたほか、森鷗外記念館、安野光雅美術館などの文化施設の整備・充実に取り組んできた。


森鷗外記念館


安野光雅美術館

2　津和野町の指定等文化財

津和野町の指定・選定の文化財は、令和４年(2022)３月末現在、国指定が９件、国選定が１件、県指定が 17 件、町指定が 26 件となり、合計 53 件となる。その内訳は、下表のとおりである。

また、国の登録有形文化財（建造物）が 17 件（56 棟)、登録記念物（名勝地関係）が５件ある。

津和野町の指定等文化財の特徴としては、有形文化財（建造物）や史跡、民俗文化財が旧城下町一帯に集積し、その北側の一部は重要伝統的建造物群保存地区に選定されていることがあげられる。また、登録有形文化財、登録記念物の多さも指摘できる。さらに、原始・古代、中世、近世、近代の指定文化財が存在し、連綿と続く津和野町の歴史を表している。

さらに、平成 27 年(2015) ４月には「津和野今昔～百景図を歩く～」が、令和元年(2019) ５月には「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～」（浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町)が、日本遺産に認定されている。

表 2-1　文化財の指定・選定・登録の状況（令和４年(2022) ３月末現在）　　単位：件

種　別	区　分	国指定・選定	県指定	町指定	合　計
有形文化財	建造物	1	3	1	5
	美術工芸品	0	8	1	9
民俗文化財	有形民俗文化財	0	1	0	1
	無形民俗文化財	1	2	4	7
記念物 ※指定されると、遺跡は史跡、名勝地は名勝、動物・植物・地質鉱物は天然記念物となる。	遺跡（史跡）	5	2	10	17
	名勝地（名勝）	1	0	0	1
	動物・植物・地質鉱物（天然記念物）	0	1	10	11
	動物・植物・地質鉱物（天然記念物）及び名勝地（名勝）	1	0	0	1
伝統的建造物群保存地区		（選定）1	－	－	1
合　計		10	17	26	53

登録有形文化財	17 件（56 棟）
登録記念物（名勝地関係）	５件
日本遺産（国認定）	・『津和野今昔～百景図を歩く～』（津和野町） ・『神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～』（浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町） ２件

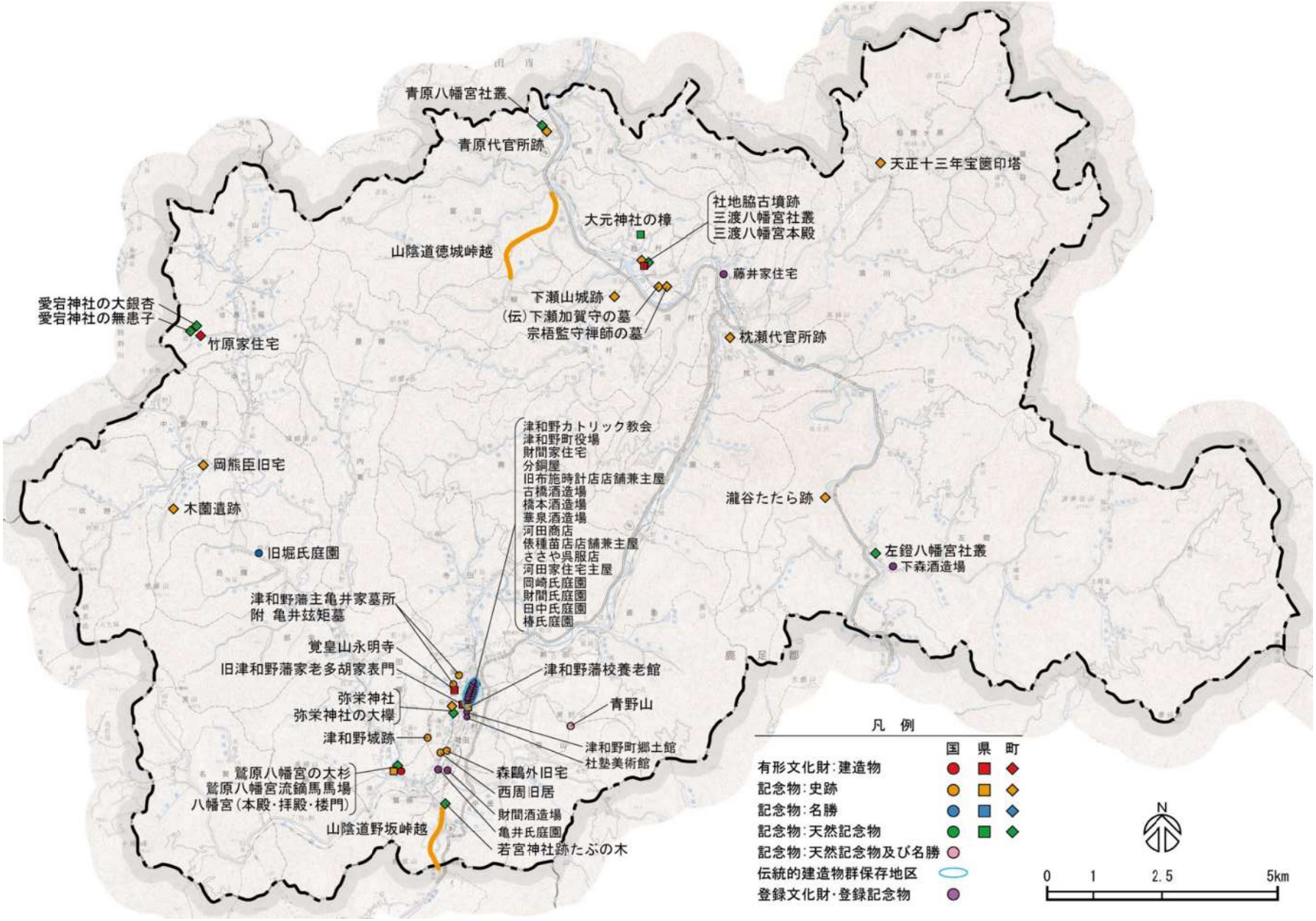

図 2-9　津和野町の文化財の分布（不動産関係）

表 2-2　津和野町の文化財：指定・登録　(1/2)

種　別				名　称	指定年月日	備　考
有形文化財	建造物		国	八幡宮　本殿　拝殿　楼門	H23.11.29	鷲原八幡宮
			県	旧津和野藩家老多胡家表門 （表門・番所・土塀）	S40.4.1	
			〃	三渡八幡宮本殿 附・棟梁之記（松材）１枚	H7.10.27	
			〃	永明寺 附・棟札２枚	H5.12.28	
			町	竹原家住宅	H18.5.1	
	美術工芸品	絵画	県	西周肖像（高橋由一筆）	S47.3.31	
			〃	絹本著色十六羅漢像図	S49.12.27	
		書跡	〃	紺地金字妙法蓮華経安楽行品	S41.5.31	
			〃	紙本墨書新勅撰和歌集	H5.5.11	
		古文書	〃	天球儀・地球儀	S49.12.27	
			〃	紙本著色日本国地理測量之図 紙本著色東三拾三国沿岸測量之図	S60.4.23 S60.4.23	
			〃	石見国絵図	S56.4.23	
		工芸品	県	太刀銘直綱附糸巻太刀拵	H10.3.27	
		歴史資料	町	鷲原八幡宮社殿奉納掲額	S52.12.17	
民俗文化財	重要無形民俗文化財		国	津和野弥栄神社の鷺舞	H6.12.13	
	有形民俗文化財		県	柳神楽の面と衣装	S42.5.24	
	無形民俗文化財		県	津和野踊	S37.6.12	
			〃	柳神楽	S43.6.7	
			町	鷲原八幡宮の流鏑馬神事	H8.4.1	
			〃	日原奴道中	H30.2.22	
			〃	青原奴道中	H30.2.22	
			〃	小鷺踊り	R2.11.30	
記念物	史跡		国	津和野城跡	S17.10.14 Ｓ47.5.26 Ｈ19.7.26	
			〃	森鷗外旧宅	S44.10.29	
			〃	西周旧居	S62.7.20	
			〃	山陰道　徳城峠越・野坂峠越	H21.2.12	H17.3.12 蒲生峠越（鳥取県岩美町）指定
			〃	津和野藩主 亀井家墓所　附　亀井茲矩 墓	H30.2.13	
			県	鷲原八幡宮流鏑馬馬場	S41.5.31	
			〃	津和野藩校養老館	S44.2.18	
			町	木蘭遺跡	S54.9.15	
			〃	岡熊臣旧宅	H8.12.10	
			〃	下瀬山城跡	S41.8.1	
			〃	宗梧監守禅師の墓	S41.8.1	
			〃	（伝）下瀬加賀守の墓	S41.8.1	
			〃	社地脇古墳	S60.9.5	
			〃	天正十三年在銘宝篋印塔	S60.9.5	
			〃	瀧谷たたら跡	S60.9.5	
			〃	枕瀬代官所跡	S60.9.5	
			〃	青原代官所跡	S60.9.5	

表 2-2　津和野町の文化財：指定・登録　　(2/2)

種　別			名　称	指定年月日	備　考
記念物	名勝	国	旧堀氏庭園	H17.7.14	
	天然記念物	県	大元神社の樟	S33.7.1	
		町	愛宕神社の大銀杏	S48.10.23	
		〃	愛宕神社の無患子	S48.10.23	
		〃	弥栄神社の大欅	S48.10.23	
		〃	鷲原八幡宮の大杉	S48.10.23	
		〃	若宮神社跡たぶの木	S56.4.28	
		〃	三渡八幡宮社叢	S50.9.5	
		〃	青原八幡宮社叢	S50.9.5	
		〃	左鐙八幡宮社叢	S50.9.5	
		〃	徳次のフクジュソウ群生地	R4.2.4	
		〃	徳次のカキノキ	R4.2.4	
	天然記念物及び名勝	国	青野山	R1.10.16	
登録有形文化財		国	津和野カトリック教会（２棟）	H8.12.26 H22.7.16	教会 神父館
		〃	津和野町役場（旧鹿足郡役所）	H8.12.26	
		〃	津和野町郷土館	H20.7.8	
		〃	下森酒造場（７棟）	H20.7.8	
		〃	藤井家住宅（２棟）	H20.7.8	
		〃	財間家住宅（７棟）	H22.7.16	
		〃	分銅屋（４棟）	H22.7.16	
		〃	旧布施時計店店舗兼主屋	H22.7.16	
		〃	古橋酒造場（５棟）	H22.7.16	
		〃	橋本酒造場（３棟）	H22.7.16	
		〃	華泉酒造場（５棟）	H22.7.16	
		〃	河田商店（５棟）	H22.7.16	
		〃	俵種苗店店舗兼主屋	H22.7.16	
		〃	ささや呉服店（４棟）	H22.7.16	
		〃	河田家住宅主屋	H22.7.16	
		〃	杜塾美術館（２棟）	H22.7.16	
		〃	財間酒造場（５棟）	H24.8.13	
登録記念物（名勝地関係）		国	亀井氏庭園	H20.7.28	
			岡崎氏庭園	H25.8.1	
			財間氏庭園	H25.8.1	
			田中氏庭園	H25.8.1	
			椿氏庭園	H25.8.1	

第４節　社会的環境

１　人口

津和野町の人口（国勢調査）は、令和２年(2020)現在 6,875 人となり、そのうち津和野地域が 3,880 人で全体の 56.4%を占め、日原地域（旧日原町）は 2,995 人となっている。その推移をみると、減少傾向が続いており、ピークの昭和 30 年(1955)と比べると、令和２年(2020)は 16,300 人を超える減少となっている。

人口の構成を年齢３区分別（住民基本台帳）でみると、令和２年(2020)現在、老年人口比率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）が 48.5%に達し、一方で年少人口（同 15 歳未満人口の割合）は 8.6%にとどまっている。その推移を国勢調査でみると、昭和 60 年(1985)には老年人口比率が年少人口比率を逆転し、少子高齢化が顕著に進んでいる。また、生産年齢人口である 15 歳～64 歳の割合は、平成 22 年(2010)には５割を切っている。

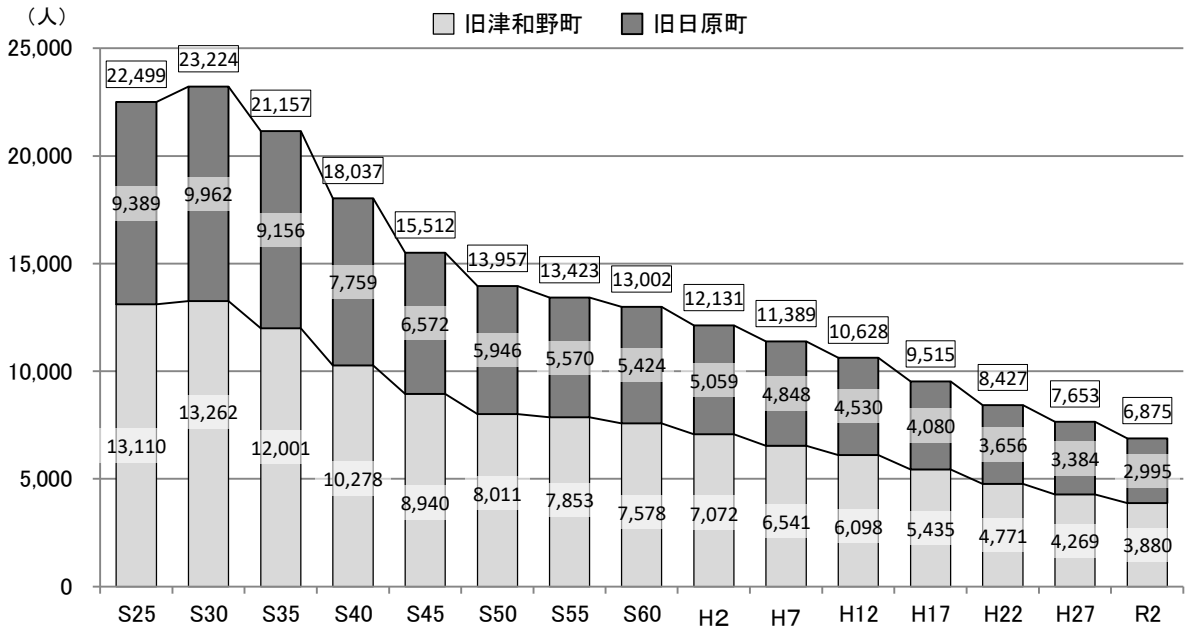

資料：国勢調査　※人口は、旧津和野町、旧日原町を合計したものである。

図 2-10　人口推移

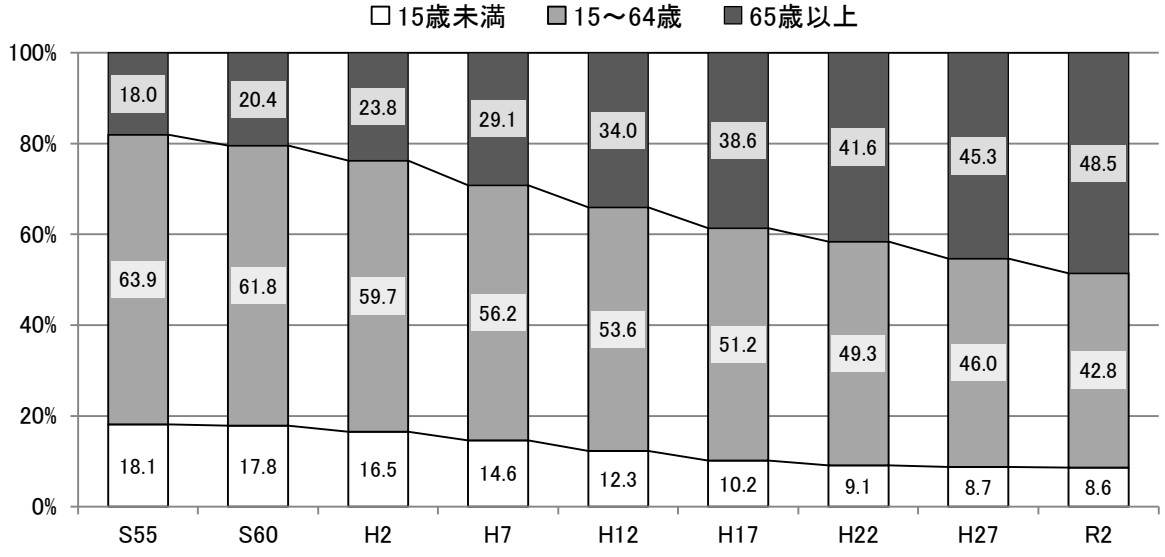

資料：国勢調査　※割合は、旧津和野町、旧日原町の人口を合計したものである。

図 2-11　年齢３区分別人口割合の推移

2　人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）から示された第１期（2013 年推計）と第２期（2018 年推計）の「日本の地域別推計」に準拠した推計人口（内閣府提示）をみると、津和野町においては第１期に比べ第２期では人口減少にやや歯止めがかかった状況といなっている。

しかし、減少傾向が続くことには違いはなく、本計画の計画期間の最終時点となる令和 11 年度末（令和 12 年（2030）３月）の第２期の推計人口は 5,403 人となり、平成 27 年よりも 2,250 人減少することになる。さらに、令和 22 年(2040)には４千人台、令和 32 年(2050)には３千人台、令和 42 年(2060)には２千人台となり、引き続き顕著な減少傾向が続くと予測されている。

こうした推計を踏まえ、「まち・ひと・しごと創生津和野町人口ビジョン（改訂版）」では、重点課題を掲げてそれに取り組むことにより、令和 42 年(2060)の目標人口を 4,816 人としている。

※「まち・ひと・しごと創生津和野町人口ビジョン（改訂版）」2020 年３月をもとに作成

表 2-3　人口推計と目標人口

区　分	平成 27 年 2015 年	推計値					
		2020 年	2025 年	2030 年	2040 年	2050 年	2060 年
第1期　社人研推計人口 (2013 年推計)	(推計)7,653	6,686	5,911	5,194	3,957	2,957	2,222
第2期　社人研推計人口 (2018 年推計)	(実績)7,653	6,844	6,093	5,403	4,208	3,245	2,568
本町の目標人口	(推計)7,524	6,803	6,216	5,749	5,089	4,754	4,816

出典：「まち・ひと・しごと創生津和野町人口ビジョン（改訂版）」2020 年３月

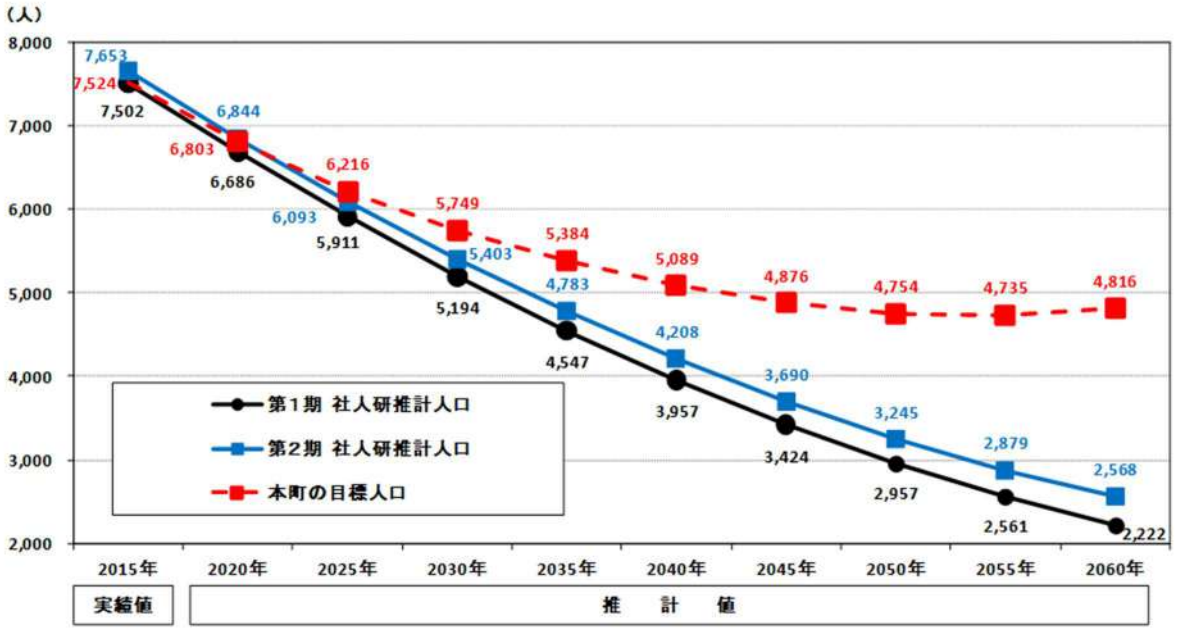

図 2-12　津和野町の推計人口と目標人口

３　入込観光客数

津和野町の入込観光客数は、令和２年(2020)において約 95 万人となっている。

最近 15 年間（平成 18 年以降）でみると、平成 21 年(2009)の約 138 万人をピークにその後減少し、平成 27 年(2015)以降は 120 万人前後で推移していたが、令和２年(2020)は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響により約 27 万人の減少となっている。

令和２年(2020)は新型コロナウイルス感染症の影響があったため、令和元年(2019)の月別の入込観光客数をみると、１月は「太皷谷稲成神社（たいこだにいなり）」の初詣の来訪者が多数いることから約 28 万人で最も多くなっている。その他では５月、８月、10 月、11 月に 10 万人前後となっている。

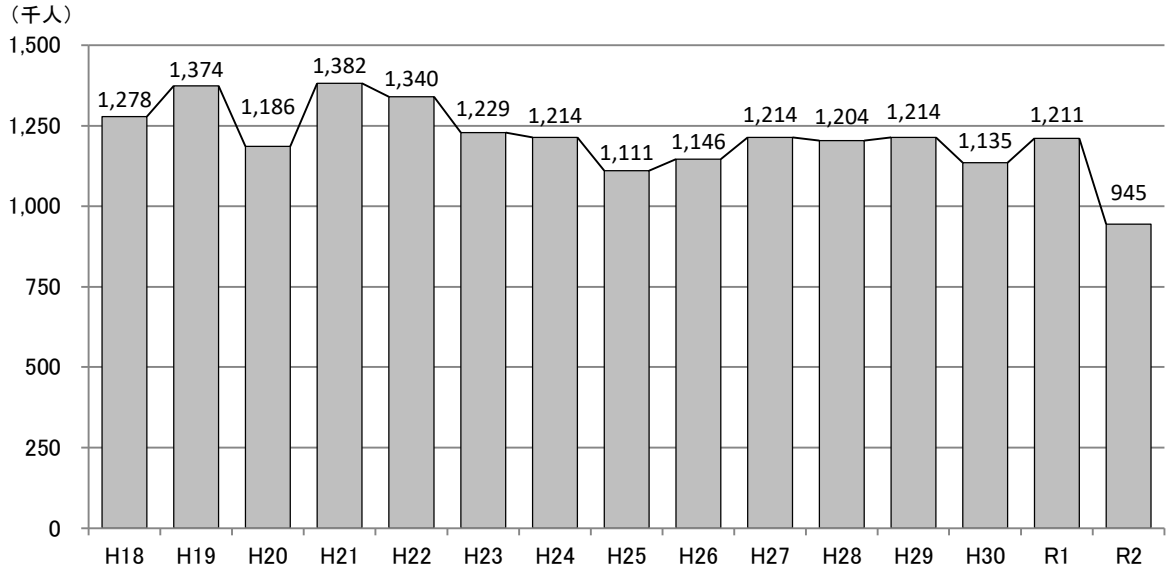

資料：島根県観光動態調査結果

図 2-13　津和野町の入込観光客数の推移

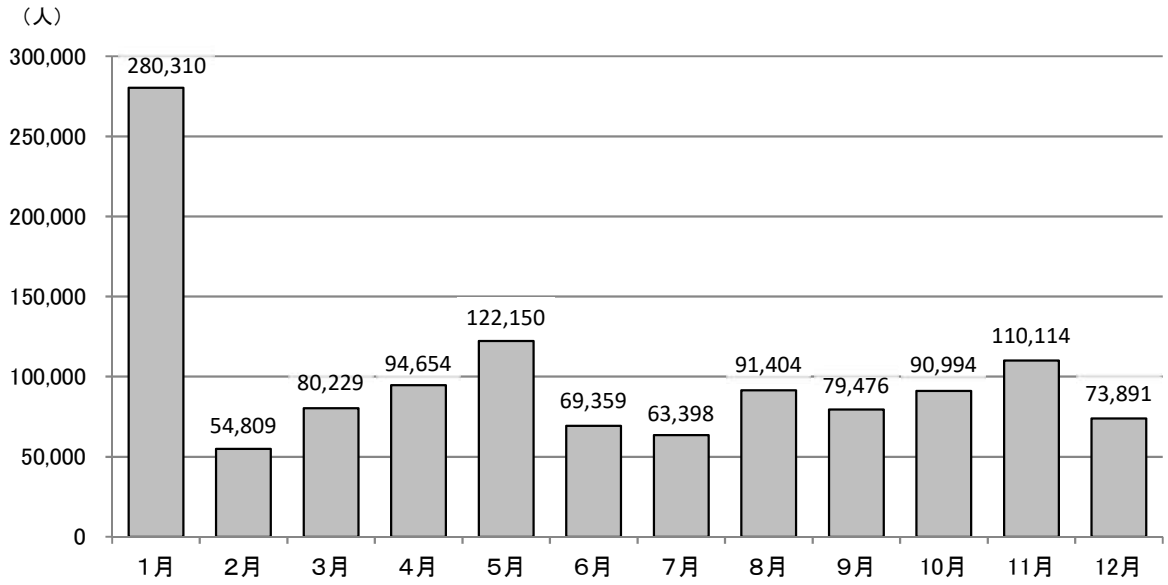

資料：島根県観光動態調査結果

図 2-14　津和野町の月別入込観光客数（令和元年）

令和元年(2019)の観光地点別入込客延べ数をみると、太皷谷稲成神社が約 60 万人で最も多く、次いで道の駅「津和野温泉なごみの里」が約 24 万人、「道の駅シルクウェイにちはら」が約 23 万人となっており、これら 3 箇所で 10 万人を超えている。

各観光地点の入込客延べ数の平成 21 年(2009)からの推移をみると、一部を除き、減少又は横ばい状態となっている。

なお、令和元年(2019) 4 月には、保存修理を終えた藩校養老館を公開･活用しており、観光施設としての役割も担っている。

表 2-4　観光地点別観光入込客延べ数

観光地･施設	平成 21 年	平成 26 年	平成 30 年	令和元年（平成 31 年）	令和2年	
津和野町郷土館	1,877	1,610	2,096	3,150	1,110	
津和野町民俗資料館	5,672	3,337	－	－	－	平成 28 年休館、同 31 年閉館
森鷗外記念館	21,559	12,901	10,573	11,313	5,070	
津和野城跡観光リフト	14,406	16,306	15,791	17,401	11,423	
桑原史成写真美術館	858	1,324	838	931	478	
太皷谷稲成神社	699,772	541,486	554,814	603,983	500,352	
安野光雅美術館	22,256	16,593	13,218	12,982	6,359	
道の駅「津和野温泉なごみの里」	260,308	204,240	227,163	244,497	175,330	
日原天文台(星と森の科学館含む)	2,289	1,705	2,064	1,274	2,170	
枕瀬山森林公園キャンプ場	327	214	216	196	182	
高津川・鮎つり	25,709	10,250	12,447	12,191	5,119	
シルク染め織り館	444	－	－	－	－	
道の駅「シルクウェイにちはら」	325,159	306,732	237,117	232,663	195,608	
その他(安蔵寺山、柚の里 他)	1,546	2,345	878	97	0	
森鷗外旧宅	－	16,291	15,217	17,594	7,047	
SL 山口号	－	10,378	12,504	16,586	6,975	
石見の夜神楽公演	－	683	713	698	0	
日本遺産センター	－	－	17,101	15,842	11,515	平成 27 年 10 月開館
堀庭園	－	－	8,907	10,539	8,919	平成 30 年から新規調査
旧畑迫病院	－	－	3,081	2,794	2,391	平成 30 年から新規調査
藩校養老館				6,057	5,018	令和元年から新規調査
津和野町 合計	1,382,182	1,146,395	1,134,738	1,210,788	945,066	

資料：島根県観光動態調査結果



津和野町日本遺産センター
文化庁により認定された日本遺産「津和野今昔～百景図を歩く～」のストーリーを、映像やパネル展示などで解説し、津和野町の旅をより興味深く楽しんでいただくためのガイダンスセンター

４　山陰道の保存・活用の取組状況

（１）山陰道の保存への取組

ア　町としての取組

野坂峠越と徳城峠越が平成 21 年(2009)に国史跡に指定され、平成 23 年(2011) 3 月に保存管理計画を策定し、保存・活用に向けた取組を進めつつある。

この間、説明板の設置、野坂峠越の崩落箇所の応急対策、山陰道と一部接する主要地方道柿木津和野停車場線との調整や沿道の一部用地の購入（本計画で駐車場などとしての活用を提示）などを行うとともに、崩落箇所については復旧に向けた検討を進めている。

イ　地域住民による維持管理

徳城峠越は、昭和 30 年代まで地元の人たちが生活の一部として利用し、また昭和 59 年(1984)に旧日原町の文化財に指定されたため、町の管理のもと、地元の人たちによって年数回の草刈りや倒木撤去が行われてきた。

その結果、街道はほぼ当時（昭和 30 年代）のまま、きわめて良好な状態で保存されている。

（２）山陰道の活用

ア　教育等での活用

１）学校教育

町内小・中学校では、社会科の授業の一環として、野坂峠越や徳城峠越など山陰道の歴史などを学んだり、実際に歩いたりして体験学習を行っている。

また、学校の遠足のコースとして活用している学校もある。



小学校での学習の様子

２）社会教育や健康づくり

公民館活動や若返り会（老人学級）などにおいて、民間団体や町職員が講師となり、野坂峠越や徳城峠越の山陰道を含め地域の歴史講座を開催している。

また、健康づくりなどとして山陰道ウォーキングを行っている。



若返り会の様子

イ　地域住民による活用

地域のまちづくり団体である青原まちづくり委員会は、平成 28 年度(2016)から徳城峠越の南の入口付近に位置する渕ヶ谷（史跡指定地外）の環境整備（草刈り、植栽、説明板設置など）に取り組んでいるとともに、ウォーキング等による徳城峠越の活用を目指している。



渕ヶ谷。左手は町道

ウ　来訪者の状況

前記の教育等での活用を除くと、野坂峠越、徳城峠越の道の状況から、少なくとも近年の来訪者は限定的であるといえる。

特に、野坂峠越は崩落箇所、通行止め区間があり、それ以前は「団体で訪れる人もいた」（地元の人の話）が、現在ではそうした状況は確認できていない。

（３）保存施設等の状況

ア　野坂峠越

標識、説明板、境界標といった保存施設のうち、野坂峠越の北端付近に標識（80 字程度の説明文及び通行止めの表示あり）を、南端付近には国道工事記念碑の説明板を設置しているが、いずれも仮設的なものであり、特に後者の老朽化（劣化）が顕著である。

この２箇所以外には標識、説明板はなく、境界標については未設置である。

この他、南側の廃棄物不法投棄箇所の近くには、廃棄物不法投棄防止重点監視地域の標識がある。

なお、外国語併記は行っていない（徳城峠越も同様）。



仮設的な標識



国道工事記念碑の説明板

イ　徳城峠越

徳城峠越の南端と北端付近に説明板を設置している。

この他、茶屋跡付近に旧日原町時代に設置した「史跡徳城茶屋跡」の標識、「史跡徳城往還」の説明板があるが、いずれも老朽化（劣化）している。

史跡の標識、境界標は未整備である。



南端付近の説明板



北端付近の説明板

（4）アクセス及び便益施設等の状況

ア　野坂峠越

１）アクセス・駐車場

野坂峠越へのアクセスは、南北２箇所が基本である。その他としては街道の途中（石畳付近）で町道野坂線を通じてアクセスできるが、その付近の町道は大半が未舗装で、幅員が狭く離合は難しい。

駐車場は未整備であり、自家用車等でアクセスする場合は、下記の駐車スペースを利用するか、送迎対応となる。



道の駅「津和野温泉なごみの里」

＜駐車場及びその候補地＞

上記のように野坂峠越の利用のための駐車場は未整備である。近隣の駐車場としては、野坂峠越の北端から北西側に直線距離で約 700m、実際のアクセス距離（県道柿木津和野停車場線等を経由）で約 1,300m離れた位置に道の駅「津和野温泉なごみの里」（津和野町）がある。また、山口県側には、野坂峠越の北端から南西側に直線距離で約 300m、実際のアクセス距離で約 1,000m離れた位置に道の駅「願成就温泉（がんじょうじゅ）」（山口市）がある。



道の駅「願成就温泉」（山口市）

なお、北側の入口付近（東側）に公有地（町有地、一部県有地）があり、複数の車両の駐車が可能である。ただし、接続する道路の幅員は４m程度であり、大型バスの駐車はできない。



野坂峠越の北端付近東側の町有地等

２）便益施設

野坂峠越のためのトイレ、休憩施設などの便益施設は未整備である。

トイレ、休憩施設等については、現状では前述の道の駅「津和野温泉なごみの里」、道の駅「願成就温泉」の施設となる。



道の駅「津和野温泉なごみの里」のトイレ



道の駅「願成就温泉」のトイレ

イ　徳城峠越

１）アクセス・駐車場

徳城峠越へのアクセスは、南北２箇所となる。

徳城峠越の南端は国道９号と連結する町道と柳川を挟んで橋でつながり、北端も国道９号と連結する町道と大木川を挟んで橋（仮設的な歩行者橋）でつながる。

前者は国道９号から町道で約 2.3 ㎞、後者は同様に約 200ｍの距離にある。

駐車場は未整備であり、自家用車等でアクセスする場合は、送迎対応が基本となる。また、最も近くにある駐車場としては、道の駅「シルクウェイにちはら」となるが、２㎞以上の距離があり、道の駅から徒歩で行動する場合は、少なくとも半日程度が必要となる。

なお、街道という特性から、踏破した場合はそこでの交通手段の確保、又は自動車・自転車等でアクセスした場合（史跡指定地内は通行禁止）は、元に引き返す交通手段も必要となる（野坂峠越も同様）。



柳川に架かる土橋

＜橋（歩行者橋）＞

〇柳川（徳城峠越南端付近）

柳川に架かる橋は、幅 1.5m、延長約５ｍの土橋である。歩行者橋用の橋であるが、一方（柳川右岸）は町道に接しており、町道から小型クローラー（ゴムキャタピラの運搬車）の通行は可能と推定される。

ただし、木材を渡した上に土を盛った構造であり、老朽化し、手すりがなく、安全面の懸念がある。



大木川に架かる歩行者橋。歩行面は鉄板であるが、橋桁は木製、片側手すりは木と竹

〇大木川（徳城峠越北端付近）

大木川に架かる橋は、幅 0.9m、延長約 9.5ｍで橋桁は木製、歩行面は鉄製（鉄板）である。川の水面等からの高さが３m程度あり、応急的で不安定な手すりが片側にあるだけで、安全面の問題が大きい。

また、約 9.5mのスパンの途中に橋脚などはなく、一度に多人数での通行及び重量が一定以上ある資材等の運搬は、荷重の面からも避けるべきであり、小型重機は通行不可である。

〇徳城峠越の途中（崩落箇所）

この他、徳城峠越の途中の崩落箇所に、単管等を利用した仮設的な歩行者橋が設置されている。

鋼製の単管による骨組みは、歩行するには問題はないと考えられるが、歩行面の木製の板は老朽化し、一部は腐食している。



徳城峠越の途中の崩落箇所に設置されている単管等を利用した歩行者橋

＜駐車場（道の駅）＞

徳城峠越の東側の高津川沿いには、道の駅「シルクウェイにちはら」が位置している。

ただし、徳城峠越の南端からは国道９号と町道を通じて約 2.3 ㎞、北端からは同様に 2.2 ㎞の距離にある。



道の駅「シルクウェイにちはら」

＜駐車場・駐車スペースの候補地＞

徳城峠越の南端付近においては、町道と柳側の間に若干のスペースがあるが、駐車場として整備するには現実的とはいえない。ただし、道路の退避スペース的な場所があり、車の離合には問題がないので、関係機関及び担当課と調整し、一時的な駐車スペース（普通自動車２、３台分）として利用する可能性がある。



徳城峠越南端付近の町道と退避スペース

一方、北緯端付近においては、大木川左岸の土地が駐車場整備の候補地となる可能性があり、関係権利者の合意が得られた場合には、駐車場として整備を検討する必要がある。また、国道９号沿いには、まとまった農地（未耕作）がある。



徳城峠越北端付近の駐車場候補地（歩行者橋付近…大木川沿い）



徳城峠越北端付近の農地等（国道９号沿い）

２）便益施設

徳城峠越のためのトイレ、休憩施設などの便益施設は未整備である。

トイレ、休憩施設等については、現状では前述の道の駅「シルクウェイにちはら」の施設となる。



道の駅「シルクウェイにちはら」のトイレ

第３章　山陰道の概要と整備課題

第１節　史跡の概要と本質的価値

１　指定の状況

（１）指定告示

平成 21 年(2009) ２月 12 日付の官報（号外第 26 号）において、文部科学省告示第 10 号により、次のように史跡の追加指定が告示されている。

なお、既指定は「山陰道　蒲生峠越　平成 17 年(2005) ３月２日　指定（部科学省告示第 22 号)」である。

【文部科学省告示第 10 号】

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第１項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表中欄に掲げる地域を追加して指定するとともに、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとする。

平成 21 年２月 12 日　　文部科学大臣　塩谷　立

＜上欄＞

名称：山陰道　蒲生峠越

関係告示：平成 17 年文部科学省告示第 22 号

＜中欄＞

所在地：島根県鹿足郡津和野町中座字栃

地域…イ 232 番、イ 234 番１、イ 235 番１、235 番２、イ 236 番、イ 237 番１

所在地：同　字向山

地域…イ 239 番

所在地：同　字高見

地域…イ 280 番２、イ 281 番２のうち実測 8.00 平方メートル、イ 282 番４のうち実測 30.00 平方メートル、イ 282 番５

所在地：同　字篠ヶ谷

地域…イ 466 番２

右の地域に介在する道路敷及び水路敷、島根県鹿足郡津和野町中座字向山イ 189 番６と同イ 196 番２に挟まれ同字栃イ 238 番１と同イ 242 番に挟まれるまでの道路敷、同字元高見イ 277 番１に西接する道路敷、同字篠ヶ谷 1800 番 35 と同 1800 番 54 に挟まれ同字品ヶ谷イ 472 番に西接するまでの道路敷、同柳村字辻道 1569 番１と同字坂根 494 番に挟まれ同富田字橋詰イ 128 番に東接するまでの道路敷を含む。

備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を島根県教育委員会及び津和野町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

＜下欄＞

名称：山陰道　蒲生峠越　徳城峠越　野坂峠越

（２）指定説明文とその範囲

ア　指定説明文

（新名称）山陰道（さんいんどう）　蒲生峠越（がもうとうげごえ）　徳城峠越（とくじょう）　野坂峠越（のさか）

（旧名称）山陰道　蒲生峠越

鳥取県岩美郡岩美町、島根県鹿足郡津和野町

近世の山陰道は、京から丹波、但馬を経て因幡・伯耆・出雲・石見諸国の日本海沿いに進み、石見国益田からは、内陸の津和野、山口を経て小郡に至って山陽道に合流する道と、須佐、萩を経て日本海沿いに長門国赤間関（下関）に至る道に分岐していた。わが国近世の交通の歴史を知るうえで貴重であり、現在までに鳥取の東方約 24 キロメートル地点の鳥取県岩美郡岩美町に残る蒲生峠越（約 2.1 キロメートル分）が平成 17 年に史跡に指定されている。

今回追加指定するのは、島根県津和野町に残る山陰道の徳城峠越と野坂峠越である。益田から分岐した山陰道は、高津川沿いの青原から山間部の徳城峠、鬼ヶ峠、樫実峠等の険しい難所を南下して津和野城下に入る。城下を経て道はさらに南下、長門（萩藩）との国境をなす野坂峠へ至った。津和野藩内の主要交通路としてはこのほか参勤交代道である廿日市街道、奥筋往還道があった。

野坂峠越には、文献史料や絵図類によると入口部に口屋番所が置かれ、峠頂部の途中にも番所があり、峠頂部に二間茶屋があった。『巡検使記録』等によれば、国境に国境石が置かれ、その両脇には国境を示す一里塚が築かれていた。幕末の第二次長州征討に際しては、津和野藩が萩藩に幕府の軍目付を引き渡すという津和野藩の存続をかけた重要な交渉の舞台ともなった。明治 19 年(1886)に新国道が完成し、その際、峠頂部の国境石や一里塚等の施設は破壊されたが、その際築かれた道路脇の石垣や国道竣工記念碑が現存し、山陰道の変遷をうかがえる。

野坂峠越において県道整備が計画されたことに伴い、津和野町教育委員会が平成 18 年度から発掘調査を行った結果、路盤強化の石敷き、石畳、石製暗渠、側溝等の遺構、番所跡等が良好に残っていることが判明した。また、徳城峠越についても発掘調査を行ったところ、峠の頂上付近にあったとされる茶屋跡については判然としなかったが、堅い岩盤をＬ字状に掘削して道路を造成した状況を確認した。

このように、野坂峠越と徳城峠越はともに良好な状態で残されており、かつ当時の道路築造技術の実態をうかがうことができ、山陰道の様相を知るうえで貴重なものであることから、徳城峠越（約 3.0 キロメートル分）と野坂峠越（約 1.3 キロメートル分）を追加指定し、名称を山陰道蒲生峠越・徳城峠越・野坂峠越に変更し、保護の万全を期そうとするものである。

出典:『月刊文化財』平成 21 年２月号

イ　史跡指定地の範囲

史跡指定地の範囲は、「図 3-1　史跡指定地の位置と範囲」のとおりであり、地番については、本節「１（１）指定告示」に示している。

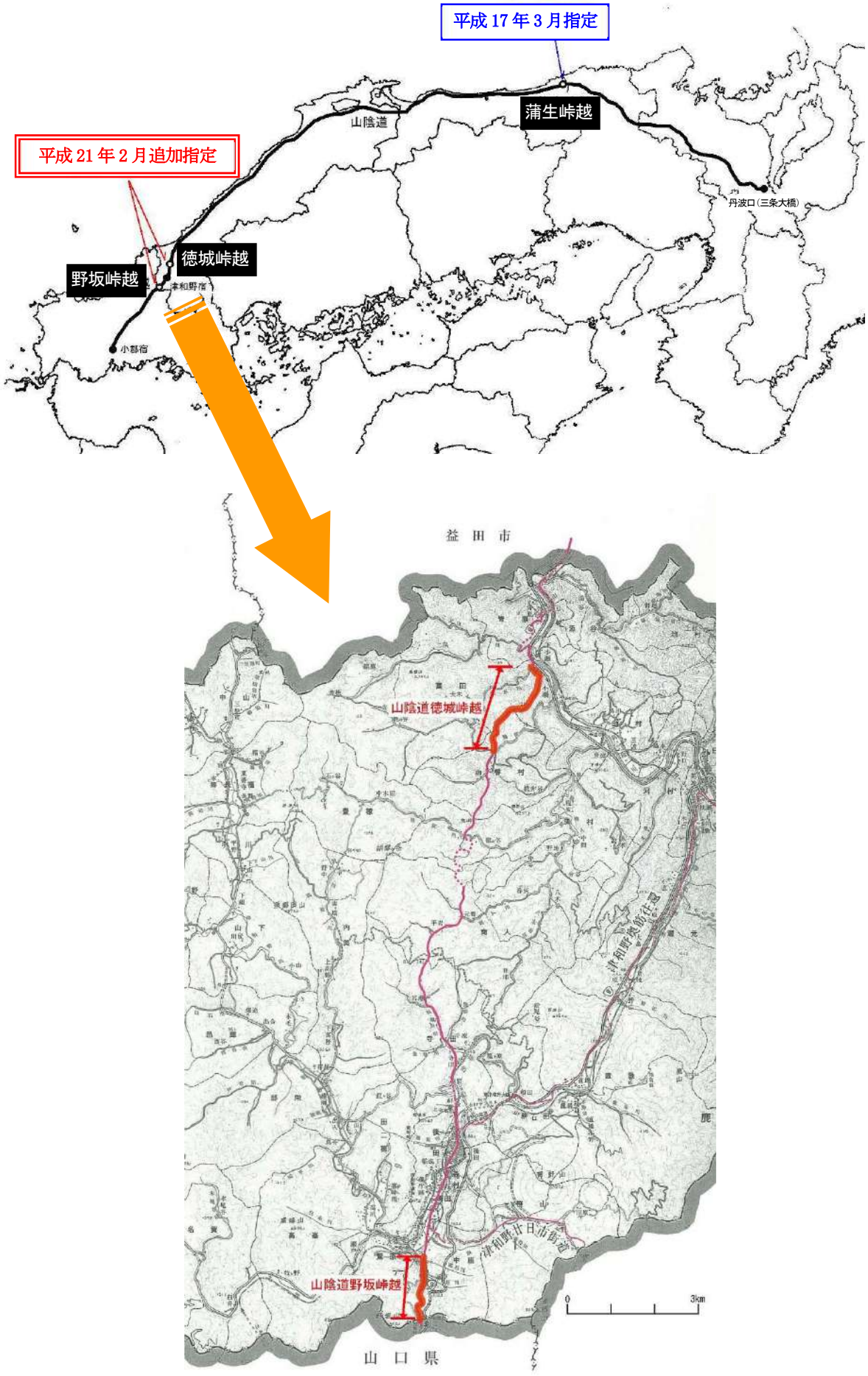

図 3-1　史跡指定地の位置と範囲（徳城峠越・野坂峠越）

ウ　史跡指定地の面積

史跡指定地の面積は、次のようになり、そのうち津和野町に関しては追加指定された面積 18,910.34 ㎡となる。

既指定（蒲生峠越：鳥取県岩美郡岩美町）８，５１９．９０㎡…①
追加指定（島根県鹿足郡津和野町）　１８，９１０．３４㎡…②
　　内訳　徳城峠越　９，１９５．００㎡
　　野坂峠越　９，７１５．３４㎡
合　計（①＋②）　２７，４３０．２４㎡

エ　土地所有

史跡指定地（野坂峠越・徳城峠越）のうち、徳城峠越については全体（9,195.00 ㎡）が里道で公有地（町）となっている。

野坂峠越については、全体の 98.9%の 9,606.34 ㎡を公有地（町）が占め、民有地は 1.1%の 109.00 ㎡となっている。

地番ごとの土地所有の状況は、「表 3-2　地番別土地所有等の状況」のとおりである。

＜所有関係の概要＞

徳城峠越
　公有地（町）　９，１９５．００㎡（100%）
　小　計　９，１９５．００㎡（100%）
野坂峠越
　公有地（町）　９，６０６．３４㎡（98.9%）
　民有地　１０９．００㎡（1.1%）
　小　計　９，７１５．３４㎡（100%）
合　計　１８，９１０．３４㎡

オ　土地利用

史跡指定地（野坂峠越・徳城峠越）の土地利用（地目）は、里道が全体の 71.5%を占め、徳城峠越については全体が里道である。

次いで山林が 16.2%、畑が 4.3%、田が 3.5%などとなる。

表 3-1　土地利用（地目）の状況

地　目	面積（㎡）	構成比（%）	備　考
里道	13,513.00	71.5	徳城峠越は全体（9,195.00 ㎡）が里道 野坂峠越の里道 4,318.00 ㎡
山林	3,060.00	16.2	野坂峠越
畑	899.00	4.8	野坂峠越
田	668.00	3.5	野坂峠越
公衆用道路	568.00	3.0	野坂峠越
宅地	141.34	0.7	野坂峠越
用悪水路	38.00	0.2	野坂峠越
水路	23.00	0.1	野坂峠越
合　計	**18,910.34**	**100.0**	

表 3-2　地番別土地所有等の状況

番号	所在地	地　目	面積（㎡）	所有者	備考
1	津和野町中座イ 232 番	畑	790.00	町	
2	津和野町中座イ 234 番１	山林	2,540.00	町	
3	津和野町中座イ 235 番１	山林	74.00	町	
4	津和野町中座イ 235 番２	山林	446.00	町	
5	津和野町中座イ 236 番	田	518.00	町	
6	津和野町中座イ 237 番１	田	150.00	町	
7	津和野町中座イ 239 番	宅地	141.34	町	
8	津和野町中座イ 280 番２	公衆用道路	524.00	町	登記は建設省
9	津和野町中座イ 281 番２	用悪水路	8.00	町	登記は建設省 登記簿面積 202.00 ㎡ のうち実測 8.00 ㎡
10	津和野町中座イ 282 番４	用悪水路	30.00	町	登記は建設省 登記簿面積 123.00 ㎡ のうち実測 30.00 ㎡
11	津和野町中座イ 282 番５	公衆用道路	44.00	町	登記は建設省
12	津和野町中座イ 466 番２	畑	109.00	個人	番所跡
13	津和野町中座イ 189 番６と同イ 196 番２に挟まれ、同イ 238 番１と同イ 242 番に挟まれるまでの道路敷	里道	987.00	町	
14	津和野町中座イ 277 番１に西接する道路敷	里道	270.00	町	
15	津和野町中座イ 472 番に西接し、同 1800 番 35 と同 1800 番 54 に挟まれるまでの道路敷	里道	2,986.00	町	
16	津和野町中座イ 234 番１と同 236 番、同 235 番２、同 235 番１に挟まれる道路敷	里道	50.00	町	
17	津和野町中座イ 236 番と同 239 番、同 237 番１に挟まれる道路敷	里道	25.00	町	
18	津和野町中座イ 234 番１と同 235 番１に挟まれる水路敷	水路	7.00	町	
19	津和野町中座イ 234 番１と同 236 番、同 235 番２に挟まれる水路敷	水路	9.00	町	
20	津和野町中座イ 235 番１と同 235 番２に挟まれる水路敷	水路	7.00	町	
小計（野坂峠越）			9,715.34		
21	津和野町富田イ 128 番に東接し、同柳村 1569 番１と同 494 番に挟まれるまでの道路敷	里道	9,195.00	町	
小計（徳城峠越）			9,195.00		
合　計			18,910.34		

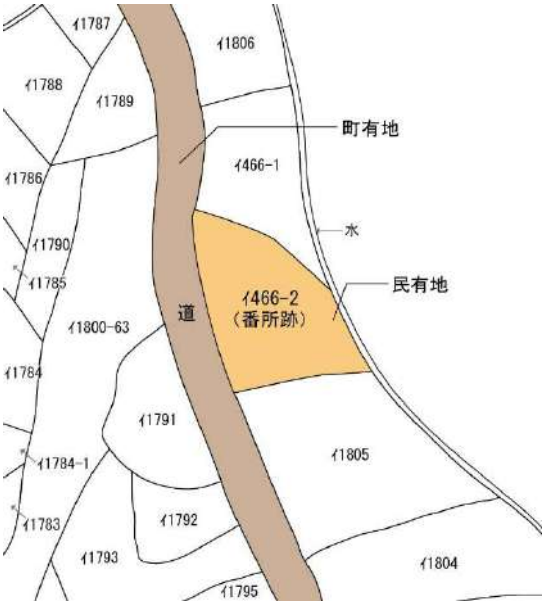

図 3-2　野坂峠越の民有地等の位置

カ　その他関係する土地の所有状況

史跡指定地以外で整備を計画（検討を含む）している土地の周遊状況は、次のようになる。⇒整備箇所は第５章「第９節　管理・便益施設整備計画」を参照

○野坂峠越

・北側エントランス区域の駐車場等の整備候補地：町有地（地番：イ 526-1、3)、県有地（526-2）

・二間茶屋跡付近の休憩施設・駐車場等の整備候補地：大部分が民有地（一部建設省）

○徳城峠越

・茶屋跡（推定地）付近における休憩・展望の場の整備候補地：すべて民有地

・北側エントランス区域の駐車場等の整備候補地：すべて民有地

・南側（柳川と町道の間）の駐車場（駐車スペース）の候補地：すべて民有地

2　山陰道の現状

（1）野坂峠越の現状

ア　地形

野坂峠越は、島根県津和野町中座地内に所在し、本町最南端部の峠であり山口県との県境に位置する。

対象範囲北側、標高 242.4m地点には津和野城下町の入り口にあたる口屋跡がある（城下町の中心にあたる殿町付近の標高は 156.9m）。口屋跡から桂川を渡ると緩やかな上り坂になり、約 200m進んだところから急な上り坂（勾配約 8.6%）が約 150m続く。そこから先は緩やかな上り坂となり、番所跡が確認された地点の標高は 284.4mである。番所跡を過ぎると急な上り坂（勾配約 20%）が続き、県境である峠に至る。県境の標高は約 361.45mである。

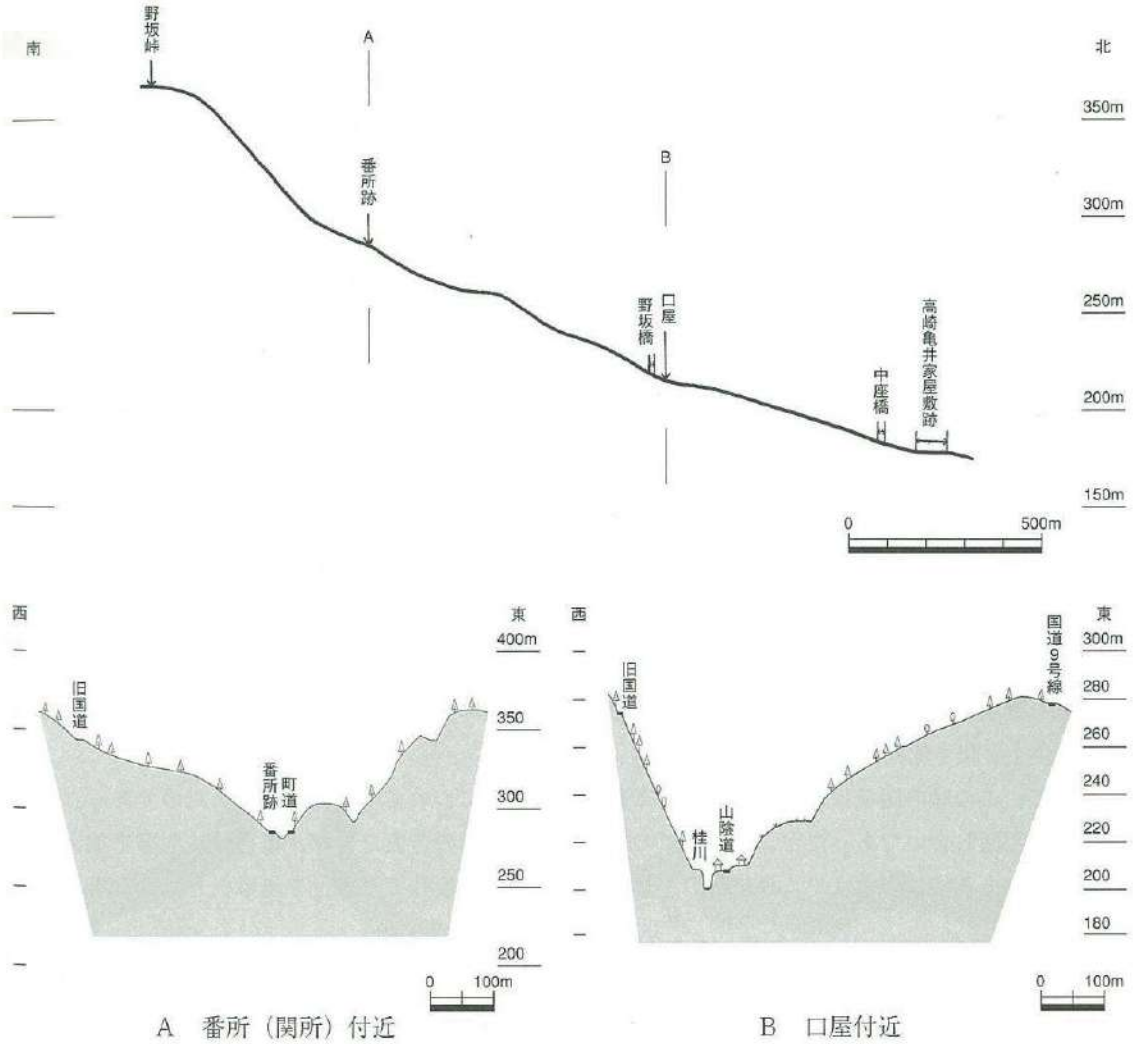

出典：史跡山陰道（野坂峠越、徳城峠越）保存管理計画

図 3-3　野坂峠越断面図

イ　現在に至るまでの利用過程

野坂峠に至る道が山陰道として位置づけられたのは、中世以降と考えられているが、峠道としては中世以前から在り、山口に至る重要な交通路として利用されていたと思われる。発掘調査結果からも、近世の路面下から約半分の道幅の道が検出されており、時代は確定できないが中世以前の道があったのではないかと考えられた。

近世以降は現在みられる形での山陰道として整備され、多くの人々が利用した街道として明治時代を迎えることになる。明治期に入ってもその利用はすぐには変わらず、人びとが歩いて移動するこの時期においては、引き続き県境へ向かう峠道として利用された。

しかし、明治18年から19年にかけて山陰道も国道９号として整備されることになり、山陰道より西側に新たに設けられ、車が通行できるような道幅を確保し、傾斜もゆるく建設された。県境付近については、山陰道の峠道が掘り切られて再整備され、そのとき築かれた石垣が今も当時のまま道路両側に残されている。

昭和 30 年代までは徳佐から野菜を売りに来たり、地元住民が馬車で木を運んだりしていたが、後に国道９号が山陰道の東側に新たに建設され、段々と山陰道における人々の往来は減少していった。それまで国道としての役割を担っていた道は現在では町道森野坂線となり、山陰道の野坂峠越は農作業などの道として利用されている。

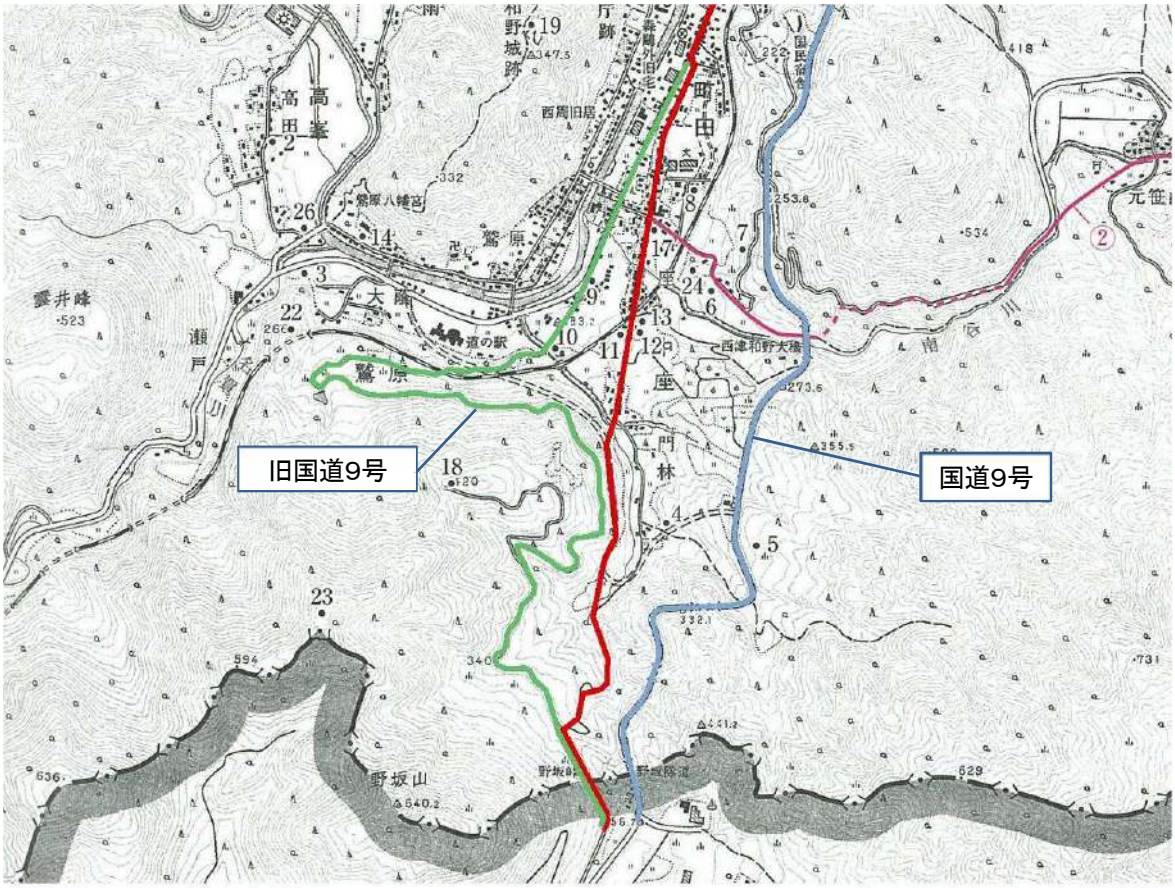

図 3-4　野坂峠越と国道の変遷

ウ　遺構及び環境･景観の現状

１）遺構等の全体的な状況

野坂峠越は、全体的に良好な形で当時の街道が現存している。その理由の一つとして、明治以降における道路整備工事から外れたため、当時のまま現代まで残ったことがあげられる。

この峠の特徴として、全長約 1.3km ではあるが、城下町の入り口にあたる口屋跡、番所跡（関所）、国境といった重要な拠点が点在していることがある。そのため、江戸時代には特に整備に力が入れられていたと考えられ、地盤を補強するための基礎石敷き、上り坂での石畳、石製の暗渠、側溝など多くの遺構が確認されている。近年の発掘調査等により、部分的ではあるものの、街道の構造が明らかとなった。

ここで使用された石材は、街道周辺の角閃石安山岩が約７割、流文岩質凝灰岩が約３割の割合で構成されていた。特に安山岩は加工がしやすいことも利用された要因であると考えられた。

なお、近世には国境付近に「従是北津和野領」と彫り込まれた道標（石碑）が設置されていた。この道標は、明治時代の国道開設に伴い移設され、現在では津和野町郷土館の敷地に設置してある。

以上のように、野坂峠越は当時の道路土木工事の技術を見ることのできる点でも貴重な遺跡であるといえる。また、土質調査の結果から当時の街道の強度が高いことが判明しており、当時の土木技術水準の高さをうかがい知ることができる。

しかし、発掘調査地が街道であることから出土遺物はほとんど発見されなかった。また、現存する文献の中からは、街道の構造や整備に関するものは皆無であった。そのため、整備された時期や、利用されるようになった時期などは明らかにすることができていない。



図 3-5　津和野百景図　第六十図　野坂（国境付近）

２）個々の遺構及び環境･景観の現状

■北側（入口付近）から南へ約 100m：図 3-6 の①～②の付近

野坂峠越の北端にあたり、かつては津和野城下町の入り口であった。街道の両側には口屋といわれる施設があったことが津和野城下町絵図から確認することができるが、現在、西側は民家、東側は畑となっている。

口屋跡から野坂橋を渡り指定地内に入る。この地点から表土の下は基礎石敷きが施され、東側には石垣が整備されている。

南に進むとすぐに県道柿木津和野停車場線の高架橋が位置する。また、柿木津和野停車場線の関係で、桂川を挟んで対岸に公有地（島根県）が確保されている。

＜北側の高架橋から南へ約 200mの区間：図 3-6 の②～④の付近＞

この区間で山陰道は、南に向かって約８％程度の緩やかな登り勾配となる。

発掘調査においては全面発掘を実施し、路盤強化のための基礎石敷きが全面に検出された。この区間は水対策に力を入れた整備がなされている。そのため側溝や石垣などが良好な形で確認された。

道幅は約 3.2ｍで山際には約 30～40 ㎝の側溝が設けられている。

街道の両側は植林されたスギ･ヒノキが立ち並んでいるが、山側にはケヤキやマダケもみられる。

■通行止め区間約 300m：図 3-6 の④～⑥の付近

北側から 300ｍ～600ｍほどにあたる全長約 300ｍの区間である。南に向かって勾配が 15%のかなり急な坂道になる。地質的には固い地盤であり、部分的には岩盤を削って街道を築造している区間もあるため、基礎石敷き等の整備はされていない。この区間の土木技法としては道幅の約 2/3 が切土、残りの 1/3 部分が盛土で作られていることが確認できた。そして、道幅は約 3.2ｍで山際には約 30～40 ㎝の側溝が設けられている。

この区間は土砂崩れにより、その前後を含め通行止めとなっている。

両側は樹林で覆われ、土砂崩れや通行止めのため、山陰道にも樹木･下草が入り込み、雨水によりぬかるんでいる箇所もある。

また、県道柿木津和野停車場線の橋脚及び橋台が山陰道に近接している。

■中央部約 300m：図 3-6 の⑥～⑧の付近

この区間の山陰道は南端部を除き平坦で、両側又は西側に圃場整備された農地（かつては棚田）があり、農作業の道としても利用されている。また、農地の存在により視界が広がり、周囲の山並みなどを見渡すことができる。

この区間の南端部付近は南に向けて緩やかな傾斜（登り坂）がつき、雨水によって街道が洗われ、石が露出している。また、両側に樹木が茂り、倒木が街道に入り込んでいる箇所もある。

＜中央部から南へ約 300m：図 3-6 の⑧～⑪の付近＞

前記の中央部南端から約 300ｍの区間であり、石製暗渠や横断溝が発見され、番所（関所）跡と思われる区画も確認されている。

その区画は山陰道の東側に隣接し、２つの区画で石垣が築かれている。北側の区画は東西５ｍ、南北７ｍで街道がカーブした部分であるため、西側は９ｍとなる。南側の区画は約７ｍ四方の正方形であった。北側の区画に馬小屋、南側の区画に住居などが立地していたと考えられる。

番所跡付近では、西側山地部からの流水があり、それを石製暗渠（山陰道の横断排水路）で通しているが、東側（桂川側）ではその崩落が生じている。

この区間の山陰道は、両側に樹木が茂り、番所跡にも樹木が入り込んでいる。

■町道との交差付近から旧国道の区間約 200m：図 3-6 の⑪～⑮の付近

この区間は山陰道が町道野坂線と交差する付近から旧国道（町道森野坂線）までの約 300ｍであり、ここでは幅約 1.8ｍの石畳を検出しているが、側溝などは確認できなかった。

街道の近くには清正様と書かれた祠が現存し､地元では清正公（せいしょうこう）とも呼ばれている。その西側には、牛馬の埋葬跡がある。

また、清正様の前には裏街道があり、番所跡付近に通じ、途中には断髪石（罪人の追放のとき、この石に座らせて髪を切る）と伝えられている石が現存する。

町道と交差する地点のやや南（写真⑫



旧国道付近の不法投棄廃棄物

付近）から旧国道との接続部分までは、豪雨等による路面の毀損、落石、倒木及び下記の不法投棄廃棄物により通行止めとなっている。

旧国道との接点部分には、大量の不法投棄廃棄物が堆積し、この部分では山陰道のルートが正確に確認できていない。

＜旧国道から山口県境：図 3-6 の⑮から南＞

旧国道との接点から、国境（山口県境）までの区間にあたる。

既に旧国道として舗装整備されているため、発掘調査を実施することはできていないが、地形等から判断して、当時の山陰道を利用して旧国道を整備したと考えられる。

旧国道との合流地点において、街道の東側に二間茶屋があったと伝えられているが、現在は植林によりスギ林となっている。

また、茶屋のあったとされる地点の反対側には、明治 19 年(1886)に国道として整備したときの石垣が県境を越えて山口県側へと続き、国道工事記念碑も存在する。

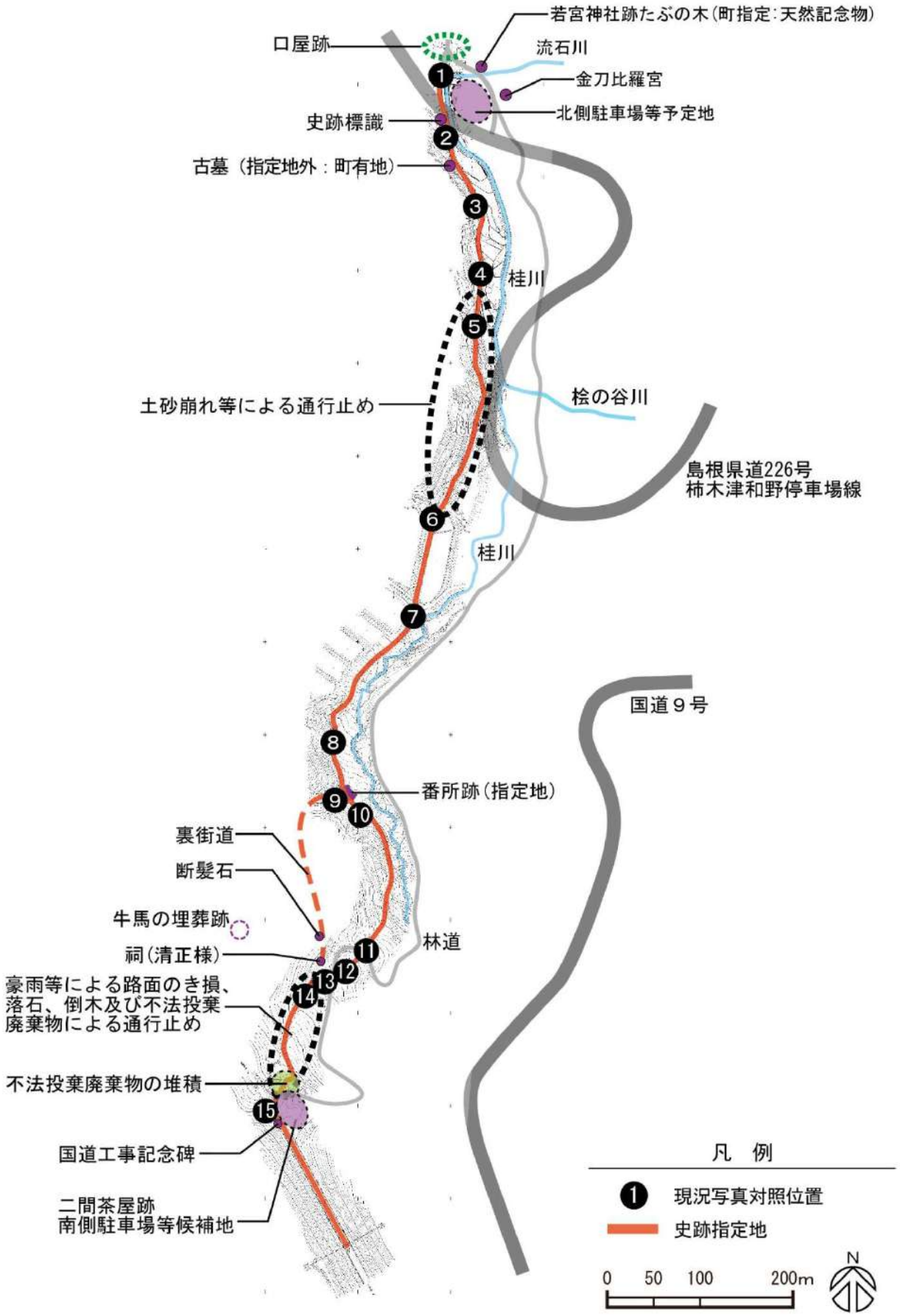

図 3-6　野坂峠越及びその周辺の現状（その１）

		
①野坂峠越　北側出発点	②柿木津和野停車場線高架下　史跡標識	③西側斜面からの落石
		
④山陰道東側の崩落箇所	⑤山陰道西側斜面からの土砂崩れによる通行止め	⑥草木の繁茂等による通行困難箇所
		
⑦田から山陰道南側への入口	⑧土嚢による仮雨水対策、倒木等	⑨番所跡付近における立木
		
⑩横断排水路の川側の崩落	⑪町道と山陰道の交差部	⑫山陰道から町道との交差部の状況
		
⑬土嚢による保護と落石	⑭通行止め箇所	⑮山陰道と旧国道９号の重複箇所



図 3-7　野坂峠越及びその周辺の現状（その２）

		
⑯北側駐車場等整備予定地	⑰金刀比羅宮	⑱若宮神社跡たぶの木 （町指定文化財）
		
⑲県道柿木津和野停車場線交差点部	⑳県道柿木津和野停車場線の整備に伴う石組法面	㉑町道の状況
		
㉒祠（清正様）	㉓国道工事記念碑	㉔二間茶屋跡、南側駐車場整備候補地

エ　野坂峠越（街道）の本来の姿

野坂峠越が街道（広域的な道路）として機能していた頃の形状（本来の姿）について、発掘調査（トレンチ調査を含む）を行った区間・箇所はその結果をもとに設定（推定）するとともに、それ以外の区間については発掘調査結果を参考にしつつ、現状を勘案しながら想定する（表 3-3 及び図 3-9～3-17 を参照）。

また、ここで推定する本来の姿は、旧国道が整備される明治の中頃まで、野坂峠越が主要な街道として利用されていたことから、江戸末期から明治初期とする。

なお、調査地点の位置は、図 3-8 のとおりである。

表 3-3　野坂峠越（街道）の本来の姿　(1/2)

区間 （指定地の延長） ［調査内容等］	本来の街道の状況・構成など	幅員	側溝
第１調査地点 （北端：約 70m） ［トレンチ３箇所］	・北端（野坂橋の南端）から約 50m は東側に桂川、西側は平坦地であり、川側は土留めの石垣、コンクリート擁壁（野坂橋近く）となっている。修理はされた可能性があるが、石垣そのものは街道として機能した時代のものと推定される。 ・上記から南へ約 20mはトレンチ調査を行った区間であり、西側の地山を削り、その土を中央部から川側に盛土として利用したと推定され、川側は土留めの石垣を築いている。	・トレンチ調査及び現状から道幅（路面）は幅３ｍ程度となる（未調査区間は推定）。	・トレンチ調査で幅 0.3ｍ程度の側溝が山際（西側）で確認されている。 ・北端（野坂橋）付近を除き、北側 50m までは現状の地形から、また、トレンチ調査で確認された側溝のつながりを考えると、西側に側溝があったと推定される。
第２調査地点 （約 200m） ［全面発掘調査 ＋トレンチ７箇所］	・斜面をＬ字状に切り取り、残った地山が水はけの悪い粘土層であるため、水平面に 30～50 ㎝大の石を敷き、その上に粘土層を設け、路面としたと推定される。 ・東（谷）側は土留めの石垣又は土羽となっている。 ・西（山）側の半分程度も石垣で土留めを行っている。	・発掘調査から道幅（路面）は幅３ｍ程度となる	・幅 0.3m程度の石組み側溝が、山際（西側）で確認されている。
第３調査地点 （約 150m） ［トレンチ６箇所］	・斜面をＬ字状に切り取り、道の中央部付近から東側（谷側）に盛土し、谷側は土羽としている。 ・盛土の部分は地盤強化の基礎石敷きがみられる。	・トレンチ調査及び現状から道幅（路面）は幅３ｍ程度と推定される。	・トレンチ調査で幅 0.3ｍ程度の側溝が山際（西側）で確認されている

表 3-3　野坂峠越（街道）の本来の姿　(2/2)

区間 （指定地の延長） ［調査内容等］	本来の街道の状況・構成など	幅員	側溝
第４調査地点 （約 500m） ［トレンチ］	・平坦部は起伏等により、小規模な切土・盛土及び整地によって道を造成していたと推定される。 ・斜面地は切土、状況に応じて谷側は一部盛土を行い、道を造成していたと推定される。	・トレンチ調査及び現状から道幅（路面）は幅３ｍ程度と推定される。	・横断や側溝、暗渠があることから、斜面地では山際に側溝があったと推定される。
第５調査地点 （約 300m） ［トレンチ］	・町道と交差する付近は、トレンチ調査及び現状から石畳が確信されている。	・トレンチ調査及び現状から道幅（路面）は幅３～４ｍ程度と推定される。	・トレンチ調査で片側及び両側に側溝が確認又は推定されている。 ・トレンチ調査や現状から谷部では両側、斜面地では片側（山際）を基本に、側溝が設けられていたと推定される。
第６調査地点 （旧国道：約 200m） ［確認調査…発掘調査は未実施］	・旧国道（現在は町道）として整備されている。	・他の区間から類推すると、道幅は３～４ｍ程度であったと推定される。	・両側が山であり、両側に側溝があったと推定される。

※延長（指定地）：1,364m

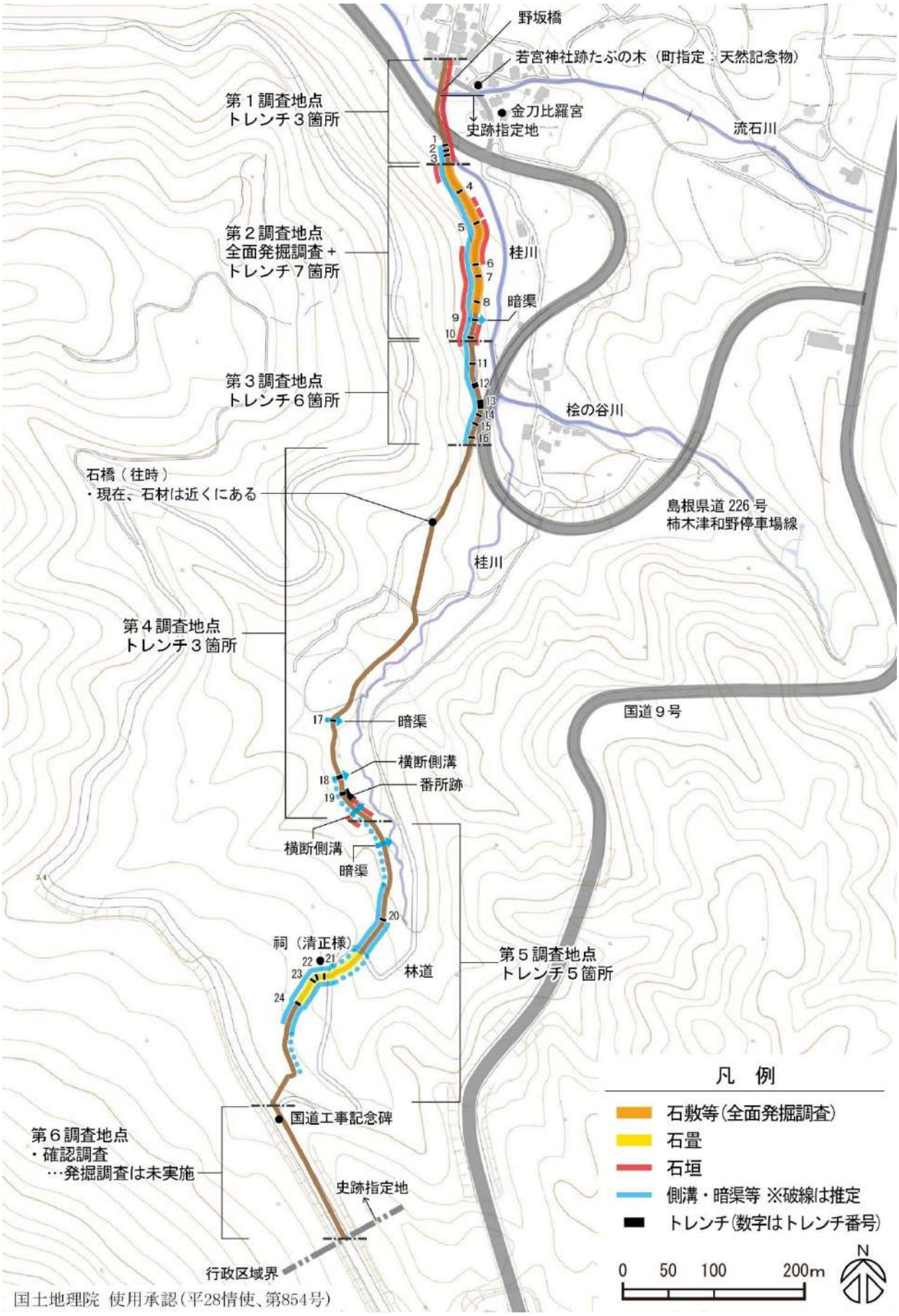

図 3-8　野坂峠越の街道の概況と調査箇所（発掘調査等）

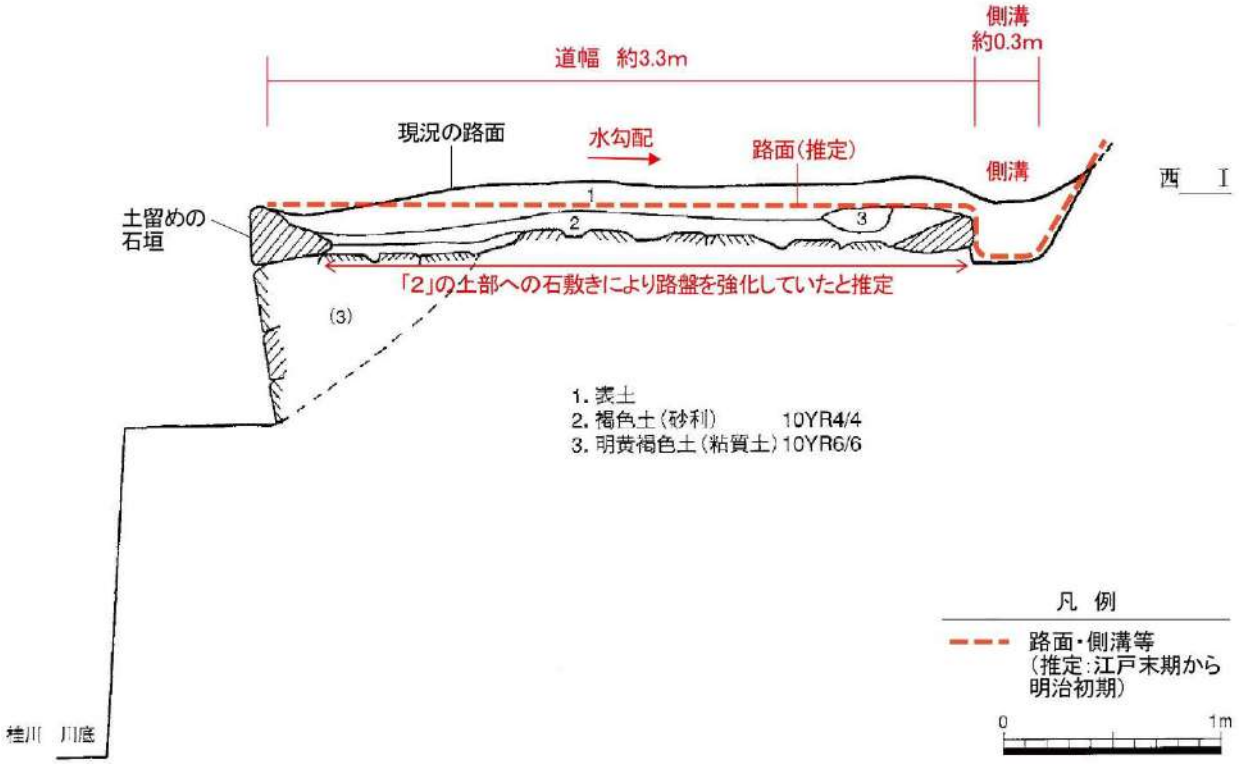

図 3-9　トレンチ１と推定断面（江戸末期から明治初期）

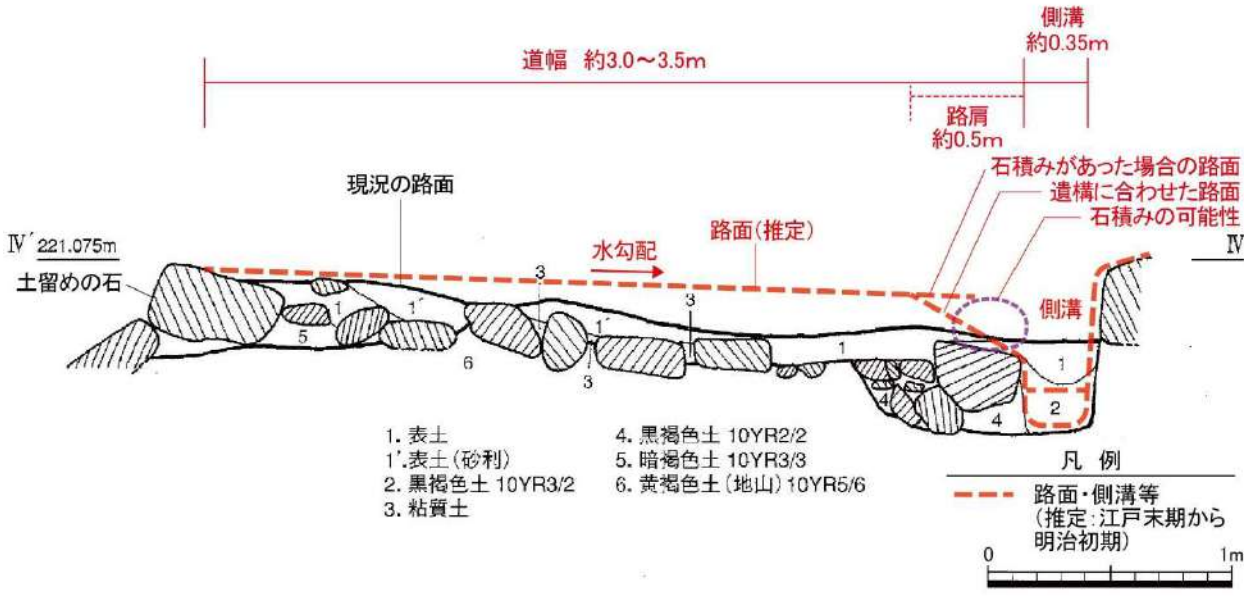

図 3-10　トレンチ４と推定断面（江戸末期から明治初期）

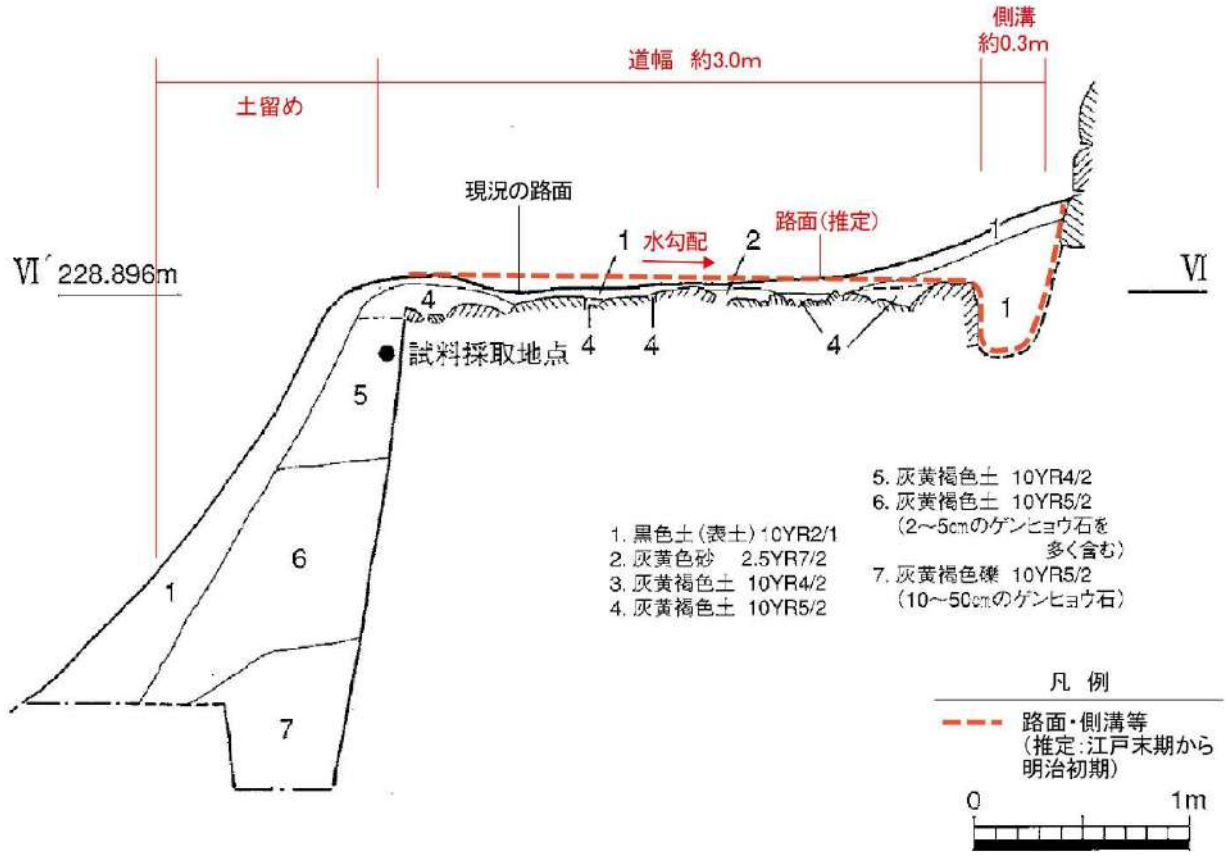

図 3-11　トレンチ６と推定断面（江戸末期から明治初期）

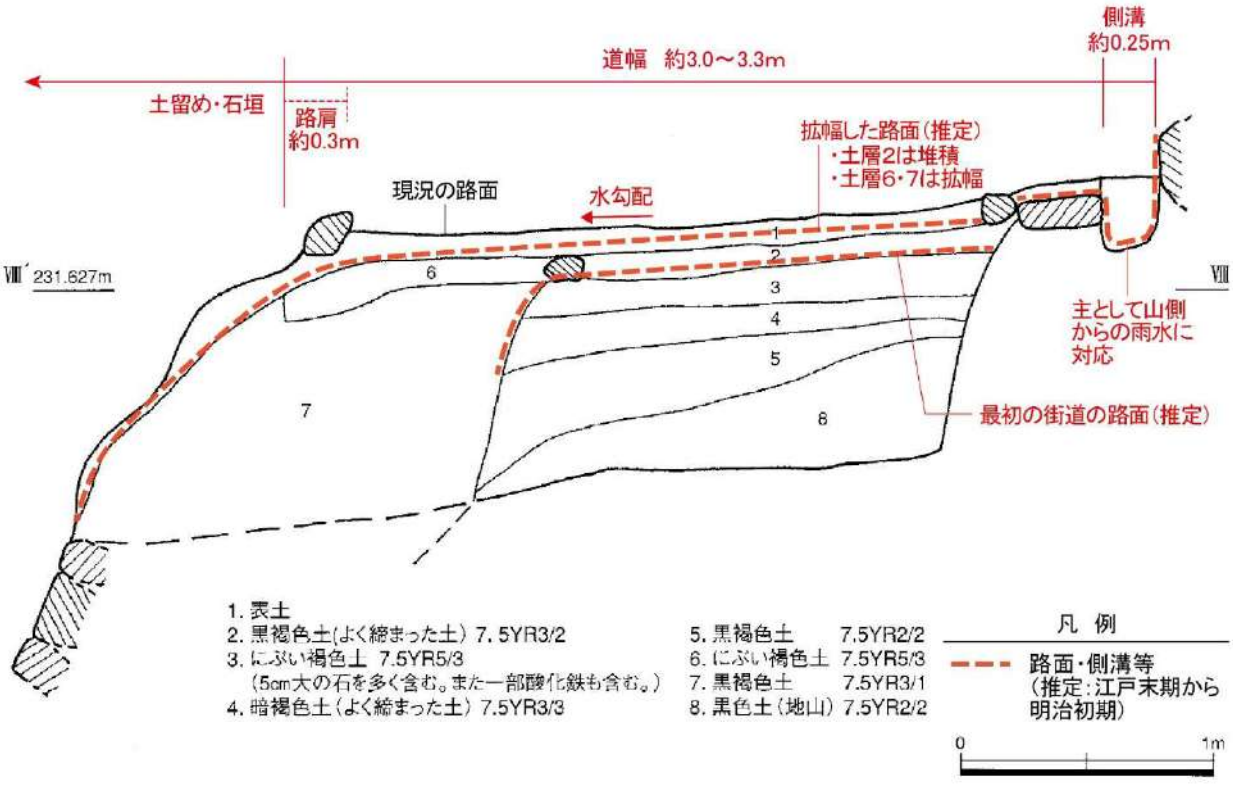

図 3-12　トレンチ８と推定断面（江戸末期から明治初期）

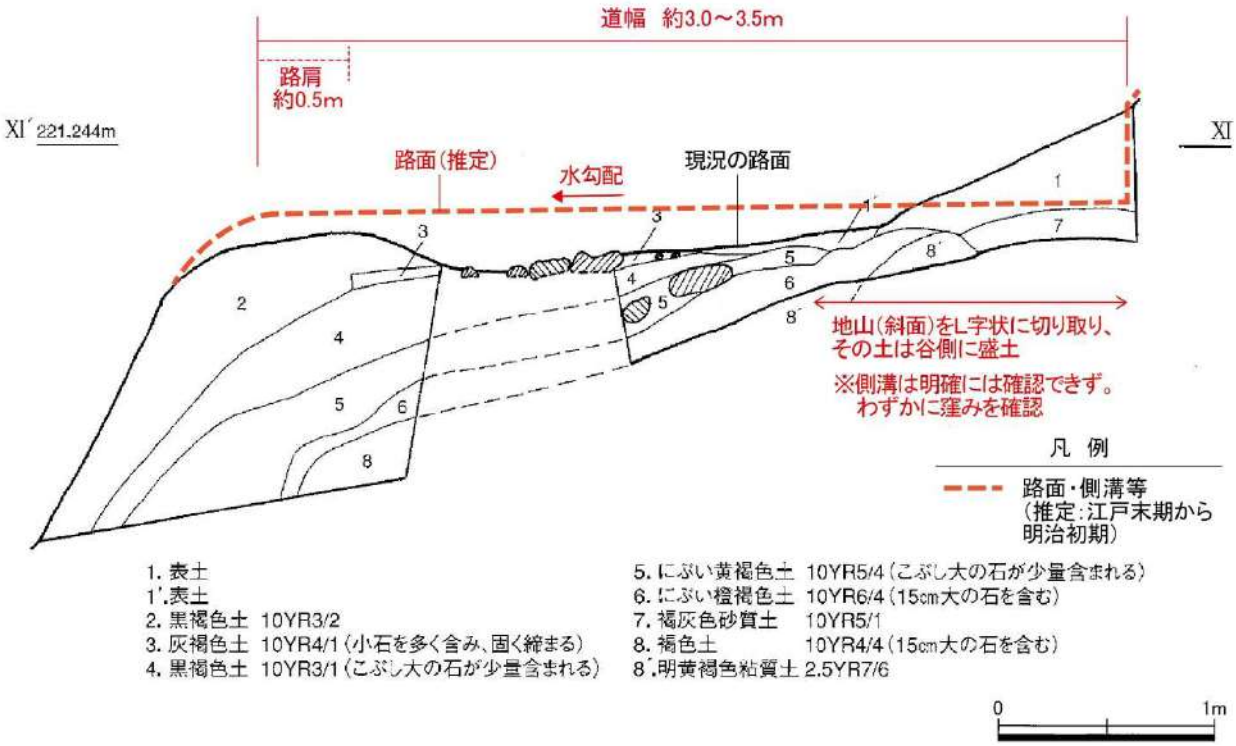

図 3-13　トレンチ 11 と推定断面（江戸末期から明治初期）

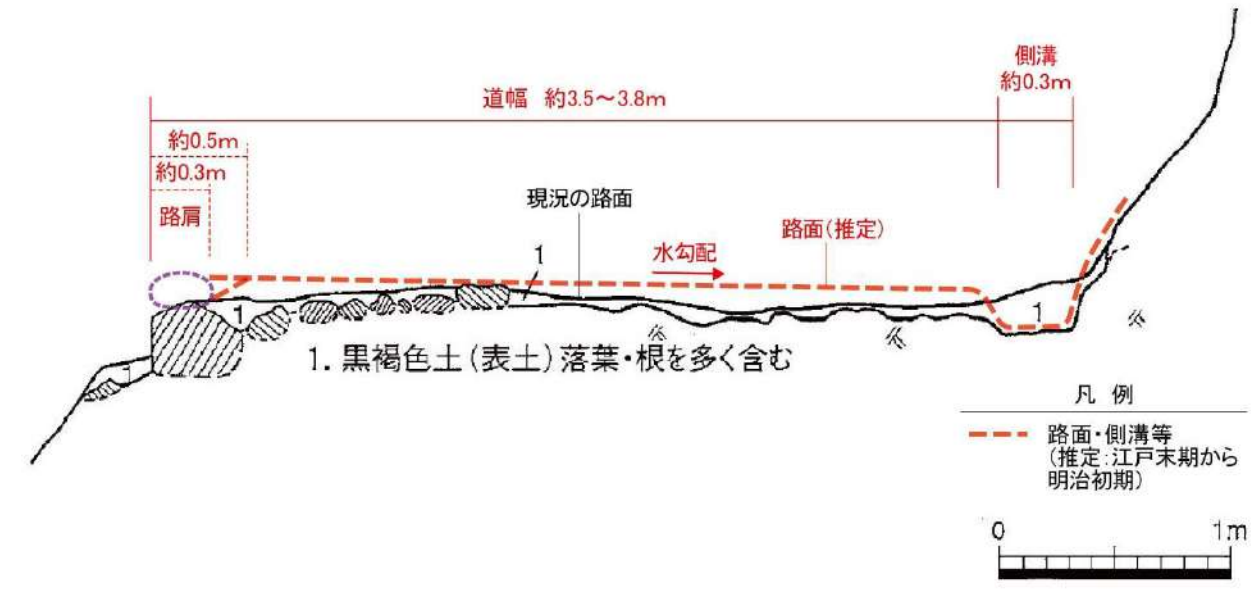

図 3-14　トレンチ 13 と推定断面（江戸末期から明治初期）

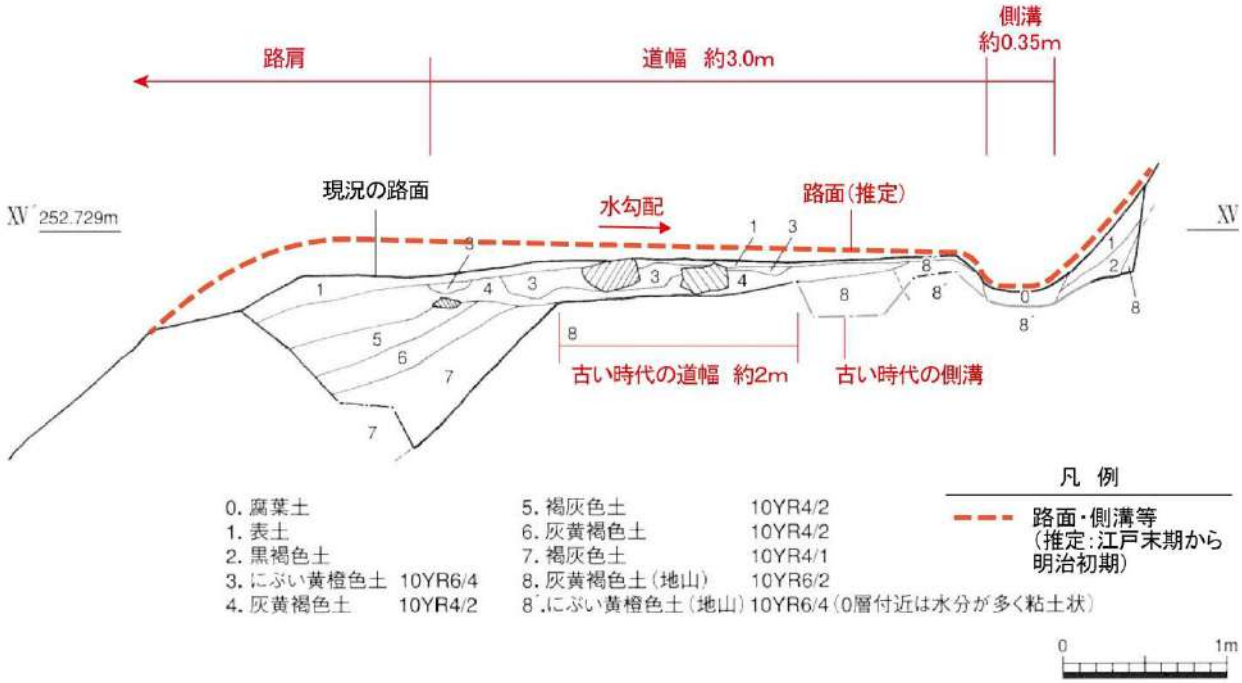

図 3-15　トレンチ 15 と推定断面（江戸末期から明治初期）

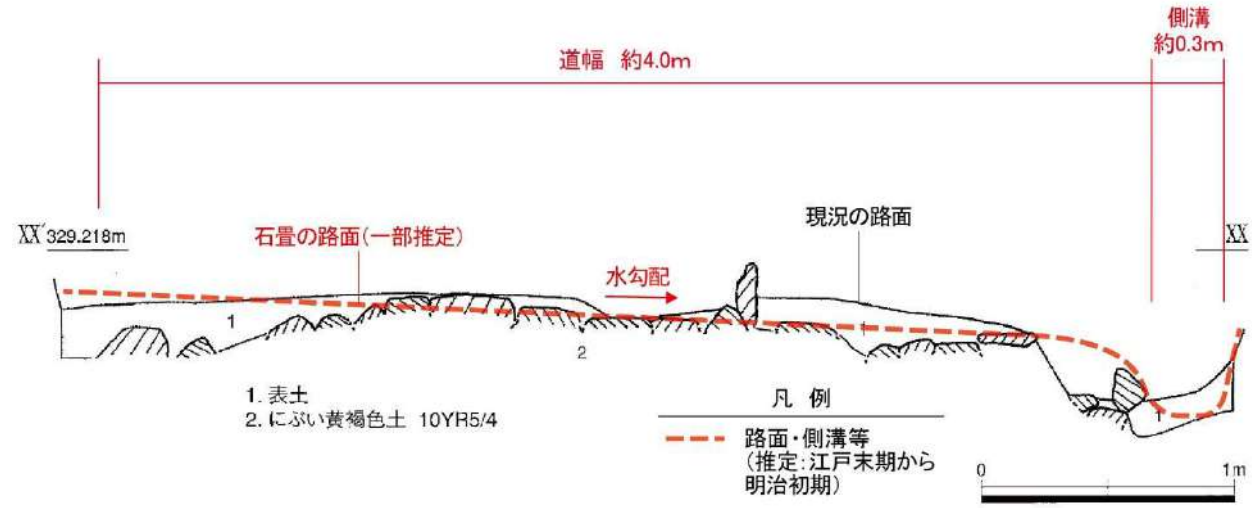

図 3-16　トレンチ 20 と推定断面（江戸末期から明治初期）

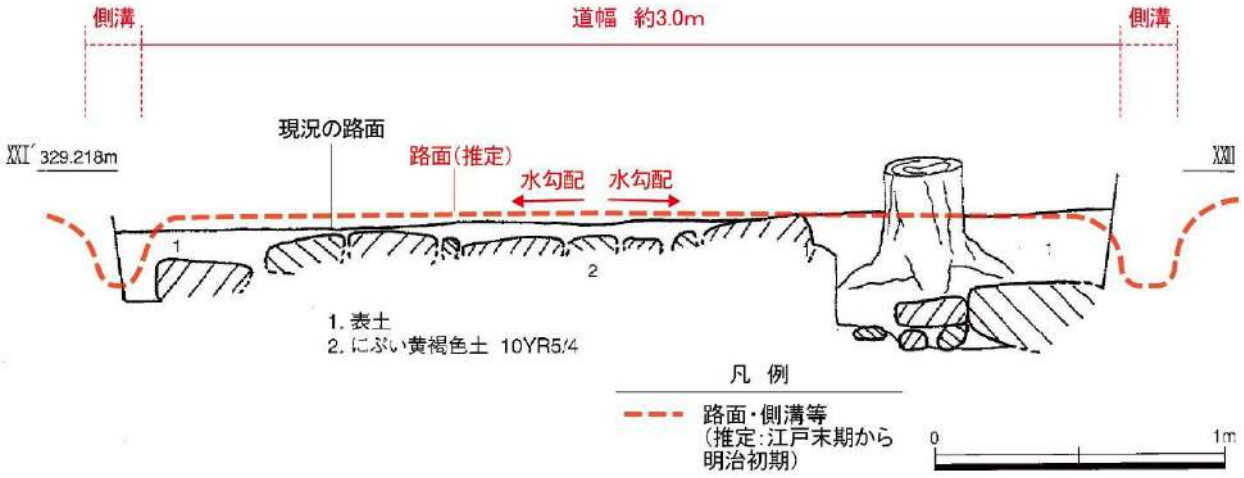

図 3-17　トレンチ 23 と推定断面（江戸末期から明治初期）

（２）徳城峠越の現状

ア　地形

徳城峠越は、津和野町北端の益田市との境付近、冨田から柳村地内に位置している。調査区周辺の地形は、高津川が東側に位置し南東から北西にかけて流れている。その高津川へ流れる支流が、北側から二俣川・大木川・程彼川など多く流れており、そのため、この地域は谷沿いに集落を形成する中山間地域である。

徳城峠越は、大木川と柳川に挟まれた山の頂上部を越える峠がある。北側地点の標高は約 40m、峠の一番高い所での標高は約 210m、そして柳村側の標高は約 135mを測る。北側地点から峠までは約１km であり、急な坂道で勾配は約 18%である。峠は比較的長い尾根道となり約 800m続く。そして柳側へは約 1.2km の下り坂で勾配は約 5%の緩やかな坂道であり、全長は約 3km におよぶ。

峠の最北端部には茶屋が存在したといわれており、そこからは日本海や青野山を望むことができた。茶屋跡の遺構は確認できていないが、峠付近には樹木の間から日本海などを望むことができる眺望点がある。

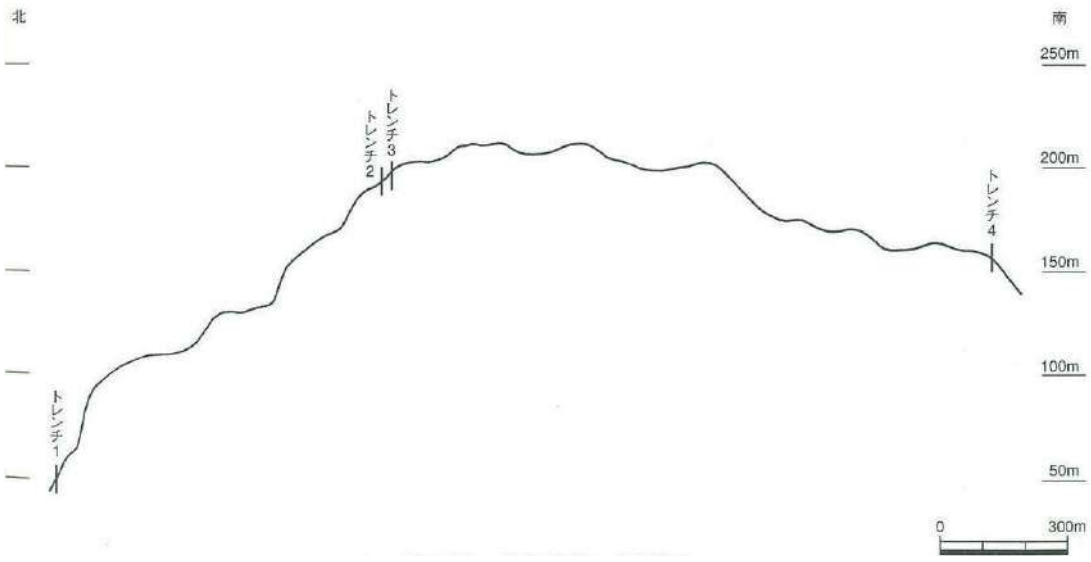

出典：史跡山陰道（野坂峠越、徳城峠越）保存管理計画

図 3-18　徳城峠越断面図

イ　現在に至るまでの利用過程

江戸時代、津和野藩主が柿本神社（益田市）へ参詣した帰りには、青原から駕籠に乗り、道中の見晴らしの良い峠で籠立てに駕籠を据えて休んだといわれている。また近辺ではワラビが採れていたことから、蓬莱糖という蕨粉で作った菓子がこの峠では売られていたようである。

明治以降は、別のルートが主要幹線道として整備されたため、この街道は主として地域住民が使う道となり、昭和 40 年(1965)ころまでは、この峠を越えて柳村の子ども達が青原中学校へ通う通学路や、柳村から峠手前までの街道沿いにある田畑の耕作に向かう道として使われていた。またかつては、ワラビ、タケノコ、カキ、クリ、ヤマモモ、ビワなどが街道沿いで採取されていた。その後、国道９号整備やモータリゼーションが進み、この道の利用は少なくなり、現在では森林の管理や歴史・自然探訪等の利用にほぼ限定されている。

なお、山陰道の一部は町道として利用されている。

ウ　遺構及び環境･景観の現状

１）遺構等の全体的な状況

徳城峠越は、全体として野坂峠越と同様に約 3～4mの道幅の街道である。試掘調査の結果、山をＬ字状にして街道を整備していることが確認され、当時の土木技術を考えるうえでの貴重な資料であることが明らかとなっている。

徳城峠越の山は非常に固い岩盤から構成されるため、野坂峠越で見られた石畳、基礎石敷きといった地盤を固めるための整備を行った跡は確認されていない。地盤が良好であることから、新しい時代において整備を行った形跡もなく、当時の状態を良好に残しながら現在に至っていると考えられる。

また、徳城峠越は、野坂峠越と同様に江戸時代の様子を描いた『津和野百景図』の場所の一つであり、当時の名勝のひとつであった。絵図からは、峠の茶屋から青野山や日本海を眺望できる様子がうかがえる。現在は街道沿いの樹木によって、峠付近からの眺望は極一部でしか確保できていない。

徳城峠越が、いつごろ整備されたかは試掘調査や文献調査等から明らかにすることはできていないが、街道脇２箇所に猿田彦大神が奉られた石碑が設置されている。一方の石碑（北側）には「文化十癸酉年」の銘（文化 10 年(1813)）があり、この頃に整備された可能性も考えられる。

２）個々の遺構及び環境･景観の現状

■北側（入口付近）から峠近く：図 3-21①～⑤の付近

北端付近の試掘調査の結果、約４ｍの道幅を築造するために、まず地山を掘削し、山際に幅 40ｃｍほどの溝を設けていることが確認された。地質的に山が頑丈であることから、わずかに盛土を施している程度である。

道は比較的歩きやすい区間が中心であるが、一部に土砂が流れ込んでいる箇所がある。

入り口付近には、大木川を渡る歩行者橋 (図 3-21②) が架けられているが、老朽化し、手すりがなく、河床との落差があるため、安全上の問題もある。



図 3-19　津和野百景図 第八十九図 青原驛（幕末期）

北端から 300m付近には、道の神、旅人の神である「猿田彦大神」の名が彫られた石碑が設置されている。この石碑（同③）は、転落したものをやや下部に据え直しているが、急傾斜地にあり、やや不安定であることから、碑の保存と併せて、安全上の問題も指摘されている。

■峠付近の稜線：図 3-21⑤～⑦・⑧の中間点付近

峠の茶屋からの風景は日本遺産の構成文化財である『津和野百景図』の絵図の一つとして記録が残っており、北は日本海を望む眺望であったことがうかがえる。

なお、徳城峠越は合併前の日原町が昭和 59(1984)年に町指定の史跡とした経緯があるが、当時茶屋跡と推定および表示した場所は地形的に日本海の眺望が難しいことから、現在ではその場所よりやや西寄りの地点（四等三角点付近）が想定されている。また、当時の茶屋推定場所付近で試掘調査を行っているが、茶屋に関する遺構等は確認できていない。



図 3-20　津和野百景図 第八十八図 徳丈の峠

■峠付近より南側（柳）：図 3-21⑦・⑧の中間点付近～⑮

江戸時代のものと思われる、道幅を拡幅するための石垣が検出されている。一部土砂の崩落・堆積によって道幅が狭くなっている箇所もある。

また、北側と同様、猿田彦大神の石碑が建てられている。

入り口付近には、柳川を渡る歩行者橋（図 3-21⑮）が架けられているが、老朽化し、手すりがなく、北側の大木川の橋ほどではないが安全上の問題もある。

道は比較的歩きやすい区間が中心であるが、一部に陥没箇所、土砂が流れ込んでいる箇所、ぬかるんだ箇所、仮設的な架橋（同⑫：老朽化）がある。



図 3-21　徳城峠越及びその周辺の現状

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>①大木川付近の史跡説明板</td><td>②大木川に架かる歩行者用架橋</td><td>③「猿田彦大神」碑</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>④斜面地の崩落（北から南を見る）</td><td>⑤茶屋跡標示</td><td>⑥徳城峠越の最頂部付近の眺望点（四等三角点 219.2m）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>⑦徳城峠越の最頂部付近への誘導標識</td><td>⑧道中の斜面地</td><td>⑨湧水によるぬかるみ部を渡るための、丸太による仮橋</td></tr>
<tr><td>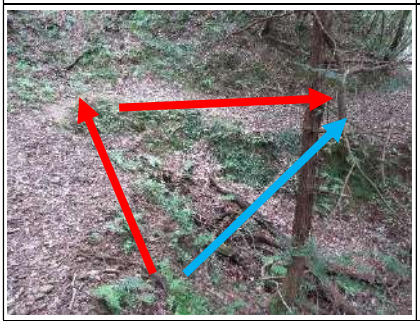</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>⑩谷部の状況（一部崩落）：青矢印は従来のルート。現在は赤矢印に迂回</td><td>⑪旧田のぬかるみ部を渡るための、丸太による仮橋</td><td>⑫崩落箇所を渡るための、応急的な歩行者橋</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>⑬炭窯跡</td><td>⑭柳側の「猿田彦大神」碑</td><td>⑮柳川を渡る架橋</td></tr>
</table>

エ　徳城峠越（街道）の本来の姿

徳城峠越が街道（広域的な道路）として機能していた頃の形状（本来の姿）について、発掘調査（トレンチ調査）を行った箇所はその結果をもとに設定（推定）するとともに、それ以外の区間についてはトレンチ調査を参考にしつつ、現状を勘案しながら想定する（表 3-4 及び図 3-23～3-26 を参照）。

また、明治になって別のルートが主要幹線道として整備されたことから、徳城峠越は主として周辺地域の住民が利用する道となり、街道としての往来は限定されたことから、ここで推定する本来の姿は、江戸末期から明治初期とする。

なお、調査地点の位置は、図 3-22 のとおりである。

表 3-4　徳城峠越（街道）の本来の姿

区間 （指定地の延長） ［調査内容等］	本来の街道の状況・構成など	幅員	側溝
第１調査地点 （北端：約 1,000m） ［トレンチ１箇所］	・トレンチ１（斜面地）からは、幅４m程度の道幅を造成するために、地山を掘削し、山際に溝（側溝）を設けていることが確認できる。切土は、路面に 10 ㎝程度盛土して平坦面を形成するとともに、谷側への盛土としても使用したと推定される。 ・平坦部は、現状から道幅３m程度であったと推定される。 ・北端付近の大木川には木橋が架けられていたと推定される。	・トレンチ１では、側溝や谷側の法の上部を含めると幅４m程度となるが、実質的な道幅（路面）は 3.0～3.5m程度である。 ・平坦部は、現状から道幅３m程度であったと推定される。	・トレンチ調査から、斜面地に築造された道においては、山際に幅0.4m程度の側溝が設けられていたと推定される。 ・平坦部では、側溝を設けていないと推定される（トレンチ３から類推）。
第２調査地点 （約 850m） ［トレンチ２箇所］	・トレンチ２（斜面地）からは、幅３m程度の道幅を造成するために、トレンチ１同様に地山を掘削し、山際に溝（側溝）を設けていることが確認できる。 ・トレンチ３（窪地）からは、幅約３mの台形状の土台を盛土でつくり、周りより一段高くして道を造成している。盛土は地山の土と同じであることから、近くの道の造成で出た土を用いていると推定される。	・道幅（路面）は３m程度である。	・トレンチ調査から、斜面地では山際に幅0.4m程度の側溝が設けられていたことが推定される。 ・平坦部では、側溝を設けていないと推定される。
第３調査地点 （約 1,200m） ［トレンチ１箇所］	・トレンチ４（斜面地）からは、固い岩盤があることから、すべて掘削とはせず、谷側に石垣を築き盛土を行っている。 ・その他の区間のうち斜面地は、トレンチ１・２、平坦部はトレンチ３を基本としていたと推定される。 ・南端付近の柳川には木橋が架けられていたと推定される。 ・南端から北へ約 400mの付近に流水箇所があり、小規模な木橋等が架けられていたと推定される（現在、仮設橋が設置）。	・石垣を築いた部分の道幅（路面）は 3.6m程度であり、側溝を含め 4.0m程度となる。 ・それ以外の区間は現況から、幅３m程度と推定される。	・トレンチ調査から、斜面地では山際に幅0.4m程度の側溝が設けられていたことが推定される。 ・平坦部では、側溝を設けていないと推定される。

※延長（指定地）：3,065m

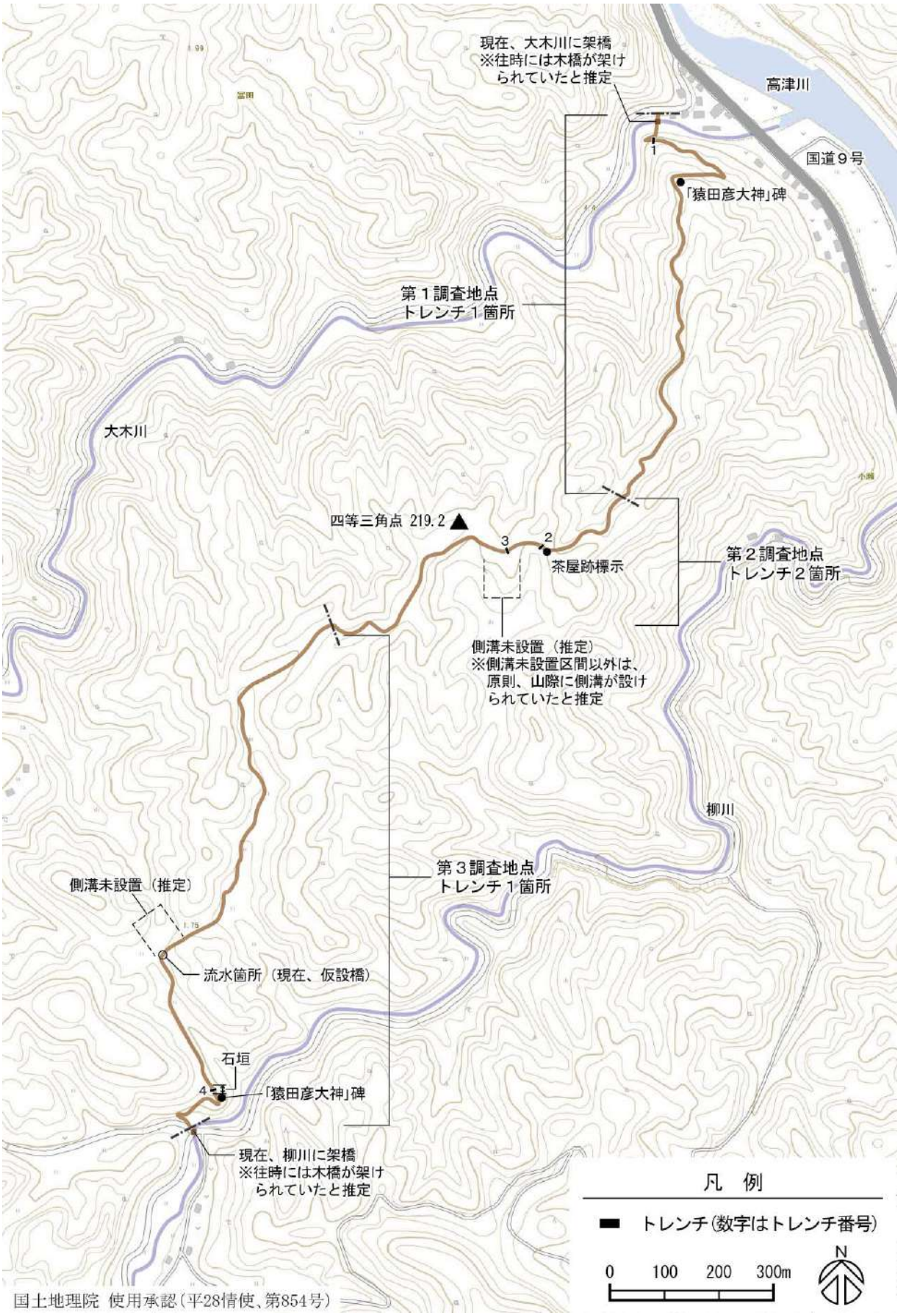

図 3-22　徳城峠越の街道の概況と調査箇所（トレンチ）

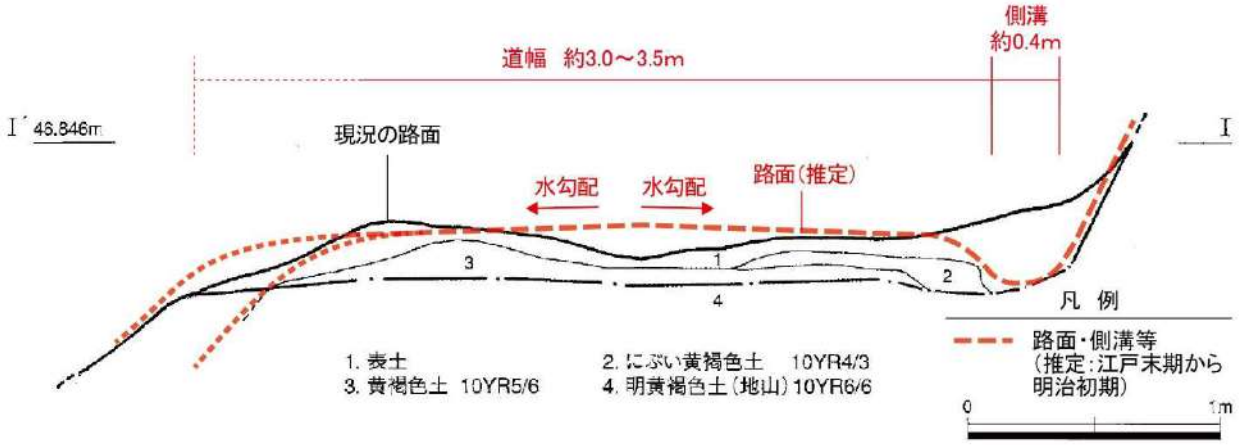

図 3-23　トレンチ１と推定断面（江戸末期から明治初期）

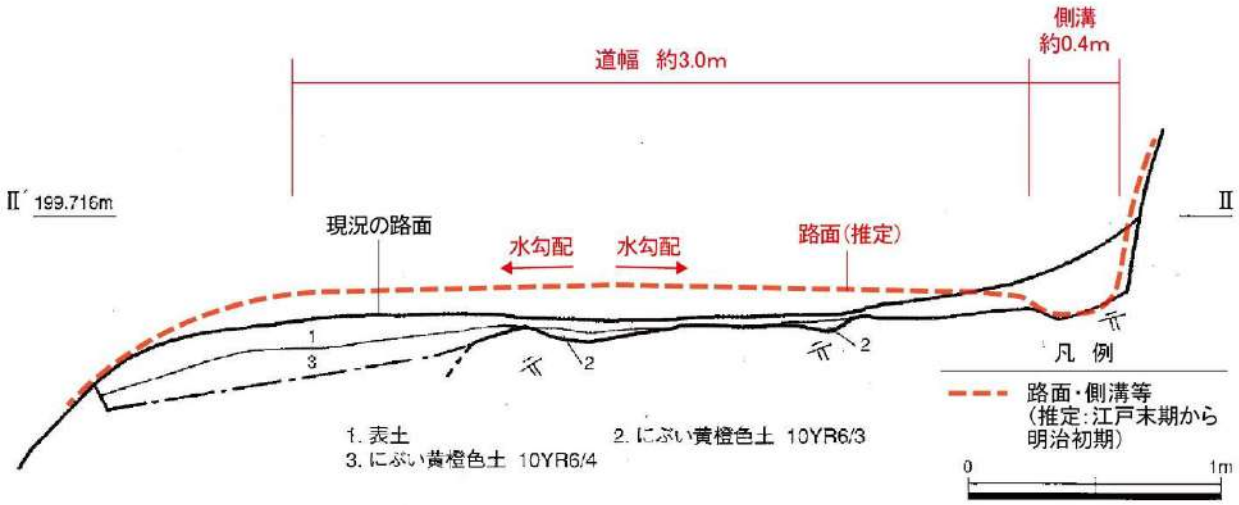

図 3-24　トレンチ２と推定断面（江戸末期から明治初期）

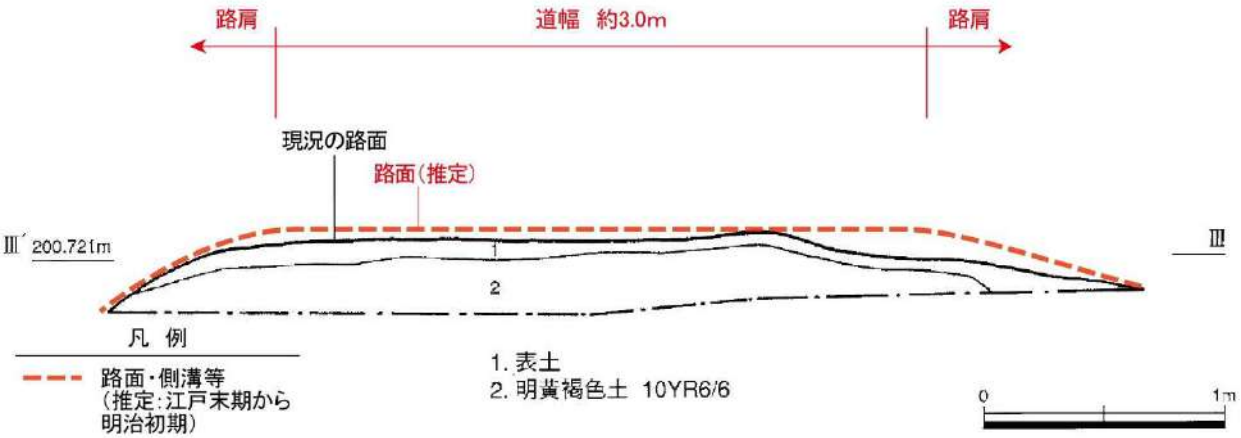

図 3-25　トレンチ３と推定断面（江戸末期から明治初期）

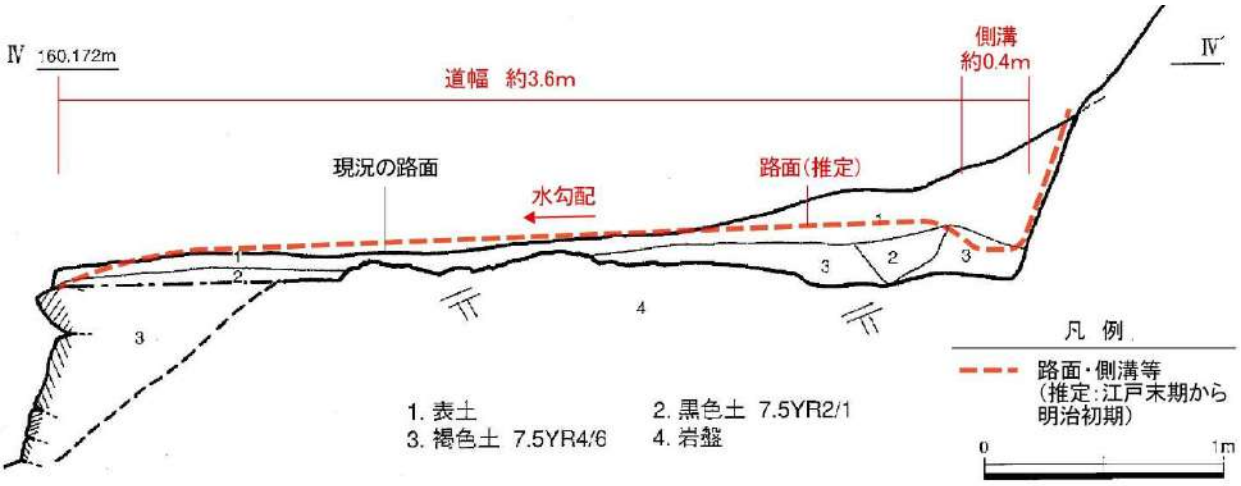

図 3-26　トレンチ４と推定断面（江戸末期から明治初期）

（３）史跡指定地及びその周辺の法規制の状況

山陰道（野坂峠越・徳城峠越）周辺には、下記に占める各種法令の対象地域が存在し、一部は山陰道の史跡指定範囲と重複する部分もある。

山陰道の保存管理及び整備活用に向けては、これらとの整合を十分にとりながら、慎重に進めていく必要がある。

ア　文化財保護法（平成 21 年 2 月～）

文化財保護法による指定範囲は、以下の２箇所の区間である。野坂峠越においては、北側が口屋、南側が山口県との県境までの約 1.5㎞、幅が約３ｍである。また、番所跡や一部石垣等がある区間が指定範囲である。さらに徳城峠越においては、南側の柳村から北側の小瀬まで約３㎞、幅約３ｍの区間が範囲である。

指定地内においての現状変更は、文化財保護法に定められた手続きや許可が必要である。

イ　景観法（平成 21 年 4 月 1 日～）

津和野地域の景観形成地区は、城山景観、本町界隈景観、殿町景観、町田・森村景観、中座・大蔭景観、山並景観形成地区の６地区が設定されている。以上の６地区の内、中座・大蔭景観と山並景観形成地区内に山陰道野坂峠越が含まれている。

山陰道（野坂峠越）の指定範囲の内、北側 300m（石垣や基礎石敷き区間）が中座･大蔭景観地区内に入り、街道筋の石垣、酒屋、古民家や田園風景などを併せた歴史的生活文化イメージを形成している地区として対象になっている。また、山並景観形成地区は津和野盆地の東から南に広がる区域が設定されており、指定範囲の南側区間がこの中に含まれている。山陰道も西側に位置する陶が嶽と一体となって守るべき景観として位置づけられている。

ウ　都市計画法（昭和 38 年～）

都市計画法に基づき、津和野町では江戸時代の城下町部分を中心とした区域が設定されている。この都市計画区域の南側で野坂峠越の一部分が含まれている。

この都市計画を進める上では、山陰道との関係がでてくるので協議を怠ることのないように注意する。

エ　森林法（保安林指定日　昭和 42 年 12 月 28 日～）

森林法における保安林に指定された区域が野坂峠の山口県境付近にある。この区域は保安林の中の「水源かん養保安林」として指定され森林が保護されている。

そのため、この区域で立木伐採や現状変更をするような場合には島根県知事の許可を受ける必要がある。

３　史跡の本質的価値と構成要素

（１）史跡の本質的価値

山陰道の史跡としての本質的価値に関しては、史跡山陰道保存管理計画において「史跡の特長・価値及び位置づけ」として次のように明記している（一部加筆修正）。

■近世の土木技術が良好に残る野坂峠越

○野坂峠はわずか1.3㎞程度であるが、津和野城下町の出入口にあたる口屋から番所・国境（長州藩との境）といった、江戸時代の街道と附属施設等が凝縮されている区間である。

○街道幅は約３ｍで統一されており、地盤が弱い場所などは石垣と基礎石敷きで整備されている。また、湿気が多い場所では、対応策としての側溝や横断溝、石製暗渠などの整備された遺構が良好に残る。

○野坂峠は、城下町と国境の間を極めて近距離で繋ぐ特殊な位置にある区間である。

■自然地形を生かし、地域住民の協力によって保存された徳城峠越

○徳城峠越は、昭和 30 年代まで地元の人たちが生活の一部として利用していた。また、昭和59(1984)年に旧日原町の文化財に指定されたため、町の管理のもと、地元の人たちによって年数回の草刈りや倒木撤去を行ってきた。その結果、街道はほぼ当時のまま、きわめて良好な状態で保存されている。

○頂上付近の茶屋跡（推定地）からは、北側には日本海や高島（益田市の沖合約12㎞にある無人島）、南側は青野山などが見える場所であり、眺望景観に優れた峠である。

■津和野町における山陰道の位置づけ

○野坂峠越は歴史的にも重要な場所であり、幕末期には津和野藩と長州藩とが交渉を行っている。また、大坂（大阪）や江戸へ向かう道の一つであり、森林太郎（鷗外）なども通った。

○徳城峠は街道の平均的な在り様をそのまま伝えている区間といえる。また、青原駅と呼ばれた宿場町につながる最後の峠でもあった。

○野坂峠越と徳城峠越は、幕末の様子を描いた『津和野百景図』の絵図の一つでもあり、当時でも有名な場所であったと考えられる。また、この二つの峠は高低差が大きく、街道の難所でもあったと思われる。

○山陰道は近年まで利用していた街道であるため、町民の関心も高く、地域に根ざした遺跡であると言っても過言ではない。

○津和野町が作成している津和野町文化財保存活用地域計画の中で、街道と舟運の文化と遺産というテーマで山陰道を位置づけている。

（２）史跡の構成要素

史跡及びその周辺の構成要素については、史跡山陰道保存管理計画に明記しているが、史跡指定地の内外に分け、史跡の保存・活用に関わる要素（その他の構成要素、周辺環境）を一部付記すると次のようになる。

表 3-5　史跡を構成する諸要素及び関係する主要な要素

区　分		野坂峠越	徳城峠越
本質的価値を構成する諸要素	史跡指定地	○道部分全域 ○基礎石敷き・石垣部分等 ○側溝部分 ・街道と並行する山側の側溝 ・山側から谷側へ渡る横断溝 ○暗渠（２箇所） ○街道施設 ・番所跡	○道部分全域 ○石垣部分 ○側溝部分 ・街道と並行する山側の側溝
	史跡指定地外	○街道施設 ・口屋跡 ・茶屋跡（二間茶屋） ○石碑（現在、津和野町郷土館の敷地に設置） ※山口県にも長州藩の番所跡（「野坂御番所跡」）がある。	○街道施設 ・茶屋跡（頂上付近）
その他の構成要素	史跡指定地	○国境（現･県境）	○応急的な歩行者橋（崩落箇所…単管、木材） ○誘導標識
	史跡指定地外	○石造物（石碑：旧国道完成） ○祠（清正様） ○明治期整備の石垣（旧国道沿い） ○説明板	○石造物（猿田彦大神２基） ○説明板 ○史跡標柱「史跡徳城峠越茶屋跡」：旧日原町時代のもの（老朽化） ○誘導標識、名称表示板
周辺環境	史跡指定地	○森林（一部、史跡指定地に含む） ○町道（野坂線）…山陰道を横断（石畳付近）	
	史跡指定地外	○街道から見る自然景観（山・樹木・棚田など） ○森林（一部土砂崩れ） ○国道、県道、町道 ○道の駅「津和野温泉なごみの里」、「願成就温泉」（山口市）	○街道やその周辺（茶屋跡）から見る自然景観（日本海、山・樹木・棚田など） ○歩行者橋（２箇所：北端・南端付近の河川） ○森林 ○国道、町道 ○道の駅「シルクウェイにちはら」

第２節　山陰道の整備課題

山陰道に関わる整備課題については、大きく保存と活用に分けて整理する。

１　主として保存のための整備課題

（１）遺構の復旧への対応

○山陰道の現道及び遺構が毀損している箇所、また今後毀損した場合は、応急的な対策を含め適切に対応する必要がある。

○遺構や周辺の状況を定期的に点検する必要がある。

（２）歩行する道として整備への対応

＜野坂峠越＞

○山陰道の毀損箇所の復旧及び遺構の表現、ゴミの投棄・堆積区域の対策と併せて、歩きやすい道の整備が必要である。

＜徳城峠越＞

○陥没箇所、土砂の流出入している箇所、部分的な崩落箇所などの復旧と併せて、ぬかるんでいる箇所、老朽化した歩行者橋などの改善・整備が必要である。

○徳城峠越の南端と北端付近に位置する歩行者橋は、老朽化し、安全上も問題があることから、架け替えを基本に整備する必要がある。

○街道の崩落箇所や谷側が急傾斜で深い区間などにおいては、転落防止の柵等の設置を検討する必要がある。

（３）保存施設の整備への対応

○史跡として必要な標識（史跡標柱）、境界標の設置、及び史跡利用に関わる注意喚起の表示を行う必要がある。

○これまでの及び今後の発掘調査等の結果を踏まえ、必要に応じて遺構を保護する施設（囲い等）の整備を検討する必要がある。

（４）土砂崩れや土砂の流出入などへの対応

○野坂峠越における土砂崩れや土砂の流出入、及びゴミの投棄・堆積の状況を把握し、対策を講じる必要がある。

○徳城峠越における土砂の流出入や陥没・崩落の状況を把握し、その対策を講じる必要がある。

（５）森林の保全・整備への対応

○山陰道沿いの樹林・竹林及び一帯の森林の状況を把握し、原則、その保全を基本とする中で、遺構に影響のある樹木の除去、景観上の樹林整備などに対処する必要がある。

○徳城峠越の山頂部付近からは、『津和野百景図』に描かれている眺望の確保に向けて樹林の整備に取り組む必要がある。

（６）害獣・害虫被害防止への対応

○イノシシによる史跡指定地や周辺の表土の掘り返しなどを防止・抑制し、遺構や史

跡の環境及び自然環境を保護するとともに、法面等の防災機能を維持する必要がある。

○山陰道の利用者が、イノシシ、クマ、マムシ、スズメバチなどの動物による被害に遭わないようにする必要がある。

2　主として活用のための整備課題

（1）遺構の表現への対応

＜野坂峠越＞

○街道の本来的な形状・構造（江戸末期から明治初期）を、発掘調査等をもとに可能な限り把握するとともに、遺構が確認できる部分・区間においては現状との差異（改変）を整理し、遺構の表現のあり方を検討する必要がある。

○上記の確認等や公開・活用、維持管理を考慮し、山陰道の石畳、基礎石敷き、石製の暗渠、側溝などの遺構の表現について方向づけを行い、具体化に取り組む必要がある。

○遺構は確認できていないが、街道のルートである区間については、前述の復旧と併せて、遺構の保存に留意しつつ、歩行者が通ることができる環境を整備する必要がある。

○街道沿いに確認されている番所跡の遺構の表現について方向づけを行い、具体化に取り組む必要がある。

○遺構は確認できていないが、二間茶屋跡の表現についても検討する必要がある。

＜徳城峠越＞

○山頂付近の茶屋跡が確認できた場合には、その表現について方向づけを行い、具体化に取り組む必要がある。

※遺構整備と併せて、休憩・展望の場の確保・整備への対応が必要である（下記）。

※山陰道の道部分については、前記のように毀損箇所の復旧など主として保存のための整備で対応する必要がある。

（2）アクセスの円滑化や駐車への対応

＜野坂峠越＞

○野坂峠越の北側付近には公有地（町有地等）があり、それを利用して駐車場等の整備を検討する必要がある。

○野坂峠越の南側付近に位置する二間茶屋跡付近に駐車場等があると、野坂峠越の南側からの利用や車での送迎が円滑となる。

○道の駅「津和野温泉なごみの里」の駐車場の利用を促進する必要がある。また、山口市の道の駅「願成就温泉」の駐車場の利用も期待される。

○街道という特性上、街道を踏破するイベント等においては、送迎等の対応が求められる（徳城峠越も同様）。

＜徳城峠越＞

○徳城峠越の南側付近には、町道の幅員がやや広くなっている場所などがあり、駐車スペースとしての利用を検討する必要がある。また、町道と柳川の間には、それほど広くはないが平坦地（民有地）があり、その活用を検討する必要がある。

○徳城峠越の北側付近の大木川左岸（歩行者橋の北詰）には、町道に面して平坦地（民

地）があり、その活用が期待される。

（３）休憩･展望の場の確保･整備への対応

＜野坂峠越＞

○野坂峠越は延長が約 1.3 ㎞あることから、途中において適地（番所跡や茶屋跡付近など）を確保し、ベンチ等の設置による休憩の場の確保を検討する必要がある。

○史跡指定地外の北側付近には駐車場等の候補地があることから、その整備においては、ベンチ等の設置による休憩の場の確保も検討する必要がある。

＜徳城峠越＞

○峠付近において、『津和野百景図』に描かれている景観を再現するため、日本海や青野山などを眺望できる場所を、周辺の樹林整備と併せて確保することが期待される。

○徳城峠越は延長が約 3.0 ㎞あることから、ほぼ中間点であり、かつ、頂上（峠）付近である上記の眺望の場において、ベンチ等の設置による休憩の場の確保を検討する必要がある。

（４）トイレの確保への対応

○トイレについては、維持管理や費用対効果を考慮すると、基本的には野坂峠越は道の駅「津和野温泉なごみの里」（山口市の道の駅「願成就温泉」の利用も期待）、徳城峠越は道の駅「シルクウェイにちはら」の施設の利用で対応することが現実的といえる。

○トイレについては、上記を基本とする中で、野坂峠越については史跡指定地の北側近接地に、まとまった公有地があることから、そこでの駐車場等の整備と併せてトイレの整備についても検討する。

（５）案内表示板（サイン）の整備への対応

○前記の保存施設である標識等を含め、説明板や案内板、誘導標識などについて、全体的な配置･デザイン等を検討し、計画的に整備する必要がある。

※本計画では説明板は案内表示板（サイン）として、公開・活用のための施設に位置づける。

（６）ガイダンス機能の確保･整備への対応

○津和野町郷土館や道の駅などの既存施設や情報通信技術（ＩＣＴ）の活用などにより、ガイダンス機能の確保・整備について検討する必要がある。

（７）情報の提供･発信への対応

○案内表示板やパンフレット、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用など情報の提供・発信に関する環境整備を検討する必要がある。

○外国観光客への情報の提供・発信について検討する必要がある。

【参考：史跡等の保存・活用の手法】　※「史跡等整備のてびき（Ⅰ・Ⅱ）」を参考に作成

主として保存に関わる事項

主として保存に関わる法的・行政的措置

■法的措置
- ○史跡等の指定・追加指定
- ○現状変更等の許可申請に係る事務
- ○周辺地域の環境の保全のための法的規制等

■行政的措置
- ○指定地の土地の公有化
- ○保存活用計画の策定（本計画）
- ○日常的な維持管理に関する施策・その他

↓

主として保存を目的とする技術（技術的措置）

■維持管理
- ○点検
- ○維持的措置

※本計画では「説明板」「注意札」は、案内板等とともに公開・活用のための施設（案内・解説施設）に位置づける。

■保存のための管理

＜保存・管理＞
- ○保存施設（標識、説明板、境界標、注意札、囲い、覆屋等）
- ○応急的に行う小規模な地形等の復旧及び小修理等

＜防災（安全）＞
- ○防災施設（安全対策→整備・活用）
- ○耐風・耐震・耐雪のための補強等
- ○急傾斜地等の崩落防止
- ○病虫害防除、鳥獣対策

■復旧

＜遺構保存＞
- ○保存処理
- ○保存環境の改善（盛土、植栽への対応を含む）

＜修復＞
- ○保存修理
- ○復元修理（保存修理の一部）、復元展示

※「復原」を使用する場合がある…第５章「第３節　遺構整備計画」を参照

学術調査（発掘調査等）

主として活用に関わる事項

■環境基盤の整備
- ○地盤整備（盛土・切土造成、排水施設）、修景（修景植栽）、環境保全（植生の整備）

■遺構の表現
- ○遺構空間の表現（地形復元など）、遺構の表現（展示、表示、復元）、解説・展示

■公開・活用及び管理運営に関わる施設の整備
- ○公開・活用施設（園路・広場、解説板、案内板、音声解説、ICT活用の解説）
- ○便益施設（休憩施設（あずまや、ベンチ等）、トイレ、水飲み、緑陰）
- ○ガイダンス施設・体験学習施設、展示施設（模型展示等）
- ○維持管理施設（防災設備、水道設備、照明設備、電気設備）
- ○管理運営のための建物（管理棟、倉庫）、駐車場

※その他：公開、立案・宣伝、運営（地域連携、ボランティア・地域活動への支援）